

令和3年度(2021年度)

第64回北海道小学校長会教育研究石狩・千歳大会

研究主題, 副主題, 分科会の研究課題, 趣旨及び研究の視点

- 研 究 主 題
- 副 主 題
- 分 科 会 の 趣 旨
- 研 究 の 視 点

北海道小学校長会 研修部

全国連合小学校長会

研究主題 「自ら未来を拓き ともに生きる豊かな社会を創る

日本人の育成を目指す小学校教育の推進」

全国連合小学校長会は、平成25年度第65回三重大会から「新たな知を拓き 人間性豊かな社会を築く 日本人の育成を目指す小学校教育の推進」を研究主題として、実践的な研究を積み重ねてきた。これまでの研究成果を受け、あらゆる分野での知識基盤社会への進展やグローバル化の進行、世界に類を見ないスピードで進む少子高齢化の社会において、小学校教育の役割と変化する時代の潮流や近未来的な課題を踏まえ、豊かな創造性やしなやかな知性を発揮し、互いの個性や絆を大切に作る社会づくりに貢献できる日本人の育成を目指す小学校教育の推進に鋭意努力してきた。

平成29年3月に告示された新学習指導要領の前文では、「これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」とあり、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有し、その実現に向けて必要となる教育課程の基準が大綱的に定められた。

今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが成人して社会で活躍する頃には我が国は、生産年齢人口の減少やグローバル化の進展、絶え間ない技術革新等により、社会構造等の環境が大きくまた急速に変化し、予測が困難な時代となっている。また少子高齢化が進む中で、持続可能な社会の担い手として、個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。

このような急激な社会の変化の中では、一人一人が自らの能力や可能性を信じ、学習したことを生活や社会の中で課題解決に生かすことのできる力が求められる。また、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越えていく生き抜く力の育成も課題である。

こうした状況を踏まえ、これからの教育は、学校と社会とが認識を共有化し、変化が激しく未来の予測が困難な時代に向かって、これまでの研究主題「新たな知を拓き」を生かし、価値観の違いや変化を前向きに受け止めながら、自らの力で未来を切り拓き、誰もが幸福と感ぜられる、ともに生きる豊かな社会を創り出すことのできる人間を育成する教育を実現しなくてはならない。

この期にあたり、令和2年度からの研究主題を「自ら未来を拓き ともに生きる豊かな社会を創る 日本人の育成を目指す小学校教育の推進」とする。

私たちは、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童や地域の現状と課題に対して、これまでの実践と研究の蓄積を生かすとともに、家庭や地域社会と連携して教育活動のさらなる充実を図らなければならない時を迎えている。

全国連合小学校長会は、本研究主題について日々真摯な研究を重ね、その成果を学校経営に生かすとともに、新しい課題に応える教育の推進に全力を傾注していく。また、研究に当たっては、特に次の事項を重視し、学校経営及び日常の教育活動を通して、積極的に研究・実践に努めていくこととする。

1 学校経営

校長のリーダーシップが強く求められる。

時代の変化と保護者や地域、社会の期待を的確に把握し、校長の明確なビジョンのもと、活気ある学校組織と経営体制を築き、新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現する学校経営を推し進めていく必要がある。

2 教育課程

「社会に開かれた教育課程」の実現が求められる。

学校の創意工夫のもと、学校教育を通じて育む「生きる力」とは何かを資質・能力として明確にし、一人一人の豊かな学びを実現し、感性を働かせながら、社会や人生をよりよいものにしていく人間を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現が必要である。

3 指導・育成

教育課程の実現は、教職員の指導力が求められる。

教員の資質向上を担うために研修制度の在り方やOJT等の指導体制の確立、主任・主幹教諭等のミドルリーダーの育成と次世代の学校を担う管理職の発掘と育成等の方策を探っていく必要がある。

4 危機管理

安心・安全な学校を確立するために、管理職の強い危機管理が求められる。

現代の学校の危機管理は、授業が成立しない状況やいじめ・不登校問題への対応等、学校経営全般に関わる。また近年、地震や集中豪雨等の自然災害、交通事故や不審者への対応等、学校内外での危機への対応と未然防止策を常に明確にしておく必要がある。

5 教育課題

時代の変化による新たな教育課題への対応が求められる。

人権教育や特別支援教育、環境教育、食育や健康教育、キャリア教育等重要な教育課題が増えている。校長はこうした課題への問題意識と具体策を保持しながら、学校経営を推進していく必要がある。

北海道小学校長会 大会主題・副主題

「自ら未来を拓き ともに生きる豊かな社会を創る 日本人の育成を目指す小学校経営の推進」
～ふるさとに誇りと愛着をもち ともに未来社会の創造に挑戦する子どもを育てる学校教育の推進～

【大会主題・副主題の趣旨】

全国連合小学校長会は、真摯に研究と実践を積み重ね、我が国の小学校教育の充実・発展と教育諸条件の整備に多くの成果を収めてきた。その成果を踏まえ令和2年度より研究主題を「自ら未来を拓き ともに生きる豊かな社会を創る 日本人の育成を目指す小学校教育の推進」とし、その実現を目指し取組を進めているところである。

知識基盤社会にあつて、あらゆる分野で情報化やグローバル化が進展する今日では、社会の多様化と急激な社会環境の変化により将来の予測が困難になっている。特に、絶え間ない技術革新とともに、人工知能(AI)は、飛躍的な進化を遂げており、近い将来人類の知能を超えるという指摘もある。人としての生き方が今以上に問われる時代を目前に控え、少子高齢化、人間関係の希薄化、子どもの貧困問題など、教育環境にも関わる多岐にわたる課題が顕在化している。

こうした時代を生き抜き、子どもたちが、自ら豊かな人生や社会を拓いていくためには、社会の変化や直面する問題に主体的に向き合い関わり合っていく力と同時に、他者と協働しながら問題を解決していこうとする能力が重要である。また、子どもたちが、育ったふるさとの自然・歴史・文化を愛し、身近な地域を含めた社会に誇りと愛着をもち、地域社会とのつながりの中で学び、自らの人生や社会をよりよく変えていこうという思いをもつことは、今後、我が国が、グローバル化する社会的な課題を乗り越え未来を切り拓いていくための大きな原動力になると考える。

学校には、子どもたち一人一人のよさと可能性を伸ばし、新しい時代に求められる資質・能力を確実に育成することが求められている。家庭・地域との連携・協働により、人との関わりを通して、ふるさとの自然や文化から学ぶ教育を推進するとともに、学んだことを社会の発展へと役立てていく力を育成しなければならない。そのために我々校長は、学習指導要領の理念を十分に理解し、「社会に開かれた教育課程」を実現するためのカリキュラム・マネジメントを進め、幅広い視野で教育活動を創造していかなければならない。

一方、ふるさと北海道に目を向けると、北の大地の冬は、雪に覆われ、長く厳しい寒さに包まれる。開拓時代、この自然環境は人々に多くの困難をもたらした。しかし今では、冷涼な気候を利用して安心安全な食材を豊富に産出する日本最大の食糧基地となり、雪を活用した観光やスポーツが大きな魅力となっている。そして、青函トンネルを走る北海道新幹線が、それらの魅力を求める多くの観光客を運んでいる。さらには、北の空の玄関口、新千歳空港に見られるように、国内外からも多くの観光客が北海道の魅力に引き寄せられるように押し寄せるようになり、ますます発展を遂げようとしている。先人たちの知恵と工夫と挑戦が、この厳しい自然環境を克服し、現代に恩恵をもたらしているのである。

副主題には、豊かではあるが厳しい自然を乗り越え、人との絆を大切にしながら、脈々と人の営みを紡いできた先人たちから、地域に根ざした文化や歴史などを学び、さらにそこから、自ら未来を切り拓き、自分の夢や目標の実現を目指す人材を育みたいという思いがある。

そのために、自立した個人が個性・能力を生かし、相手の価値を尊重し、多様な人々との協働を通じ新たな価値を創造していくことができる柔軟な社会の実現が求められる。こうした新しい社会の形成に向けてたくましく挑戦する子どもを育てるためには、人と人との絆を強め、支え合う共生の意識や夢と希望に満ちた活気溢れるふるさとづくりに積極的に貢献しようとする意識など、社会の創り手としての意識を醸成することが必要である。また、環境・資源・エネルギー問題などに関するグローバルな視点を持ち、多様な人々と協働して、地域の環境・経済・少子高齢化・地域格差などの身近な課題についての解決策を考えようとする資質が求められる。

さらに、一人一人の個性と人と人との絆を大切にしながら、自然災害やコロナ禍などからの復興・再生に粘り強く取り組むことができるたくましさや育むことが大切となってくる。こうした教育課題の解決や社会状況を改善していくには、子ども一人一人の能力を伸ばし、来るべき社会の担い手として必要とされる基本的な資質・能力を育む学校経営を推進していくことが必要となる。

以上のことから、第64回北海道小学校長会教育研究石狩・千歳大会は、これまでの研究の成果と課題を踏まえ、大会主題の実現と追究を目指すため、副主題を「ふるさとに誇りと愛着をもち ともに未来社会の創造に挑戦する子どもを育てる学校経営の推進」と設定し、学校経営の責任者である校長の果たすべき役割と指導性を究明しようとするものである。

第64回北海道小学校長会教育研究石狩・千歳大会 分科会一覧

領域	分科会	研究課題	研究の視点	発表地区
Ⅰ 学校経営	1 経営ビジョン	創意と活力に満ちた学校経営ビジョンの策定と校長の在り方	(1) 未来を見据えた魅力ある学校経営ビジョンの策定 ----- (2) 学校経営ビジョンに基づく創意と活力に満ちた学校経営の推進	札幌
	2 組織・運営	学校経営ビジョンの実現に向けた活力ある組織づくりと校長の在り方	(1) 学校経営ビジョンの実現に向けた活力ある組織づくり ----- (2) 組織を積極的に運営していくための具体的方策の推進	小樽
	3 評価・改善	学校教育の充実を図るための評価・改善の推進と校長の在り方	(1) 学校経営の組織的かつ継続的な改善に向けた学校評価の充実 ----- (2) 教職員の資質・能力の向上に向けた人事評価の工夫	釧路市
Ⅱ 教育課程	4 知性・創造性	知性・創造性を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方	(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進 ----- (2) 知性・創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善	胆振
	5 豊かな人間性	豊かな人間性を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方	(1) 豊かな心を育む道德教育の推進 ----- (2) よりよい社会を創る人権教育の推進	帯広
	6 健やかな体	健やかな体を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方	(1) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育てる教育活動の推進 ----- (2) 生涯を通じて自他の健康や安全な生活を営む資質や能力を育てる教育活動の推進	後志
Ⅲ 指導・育成	7 研究・研修	学校の教育力を向上させる研究・研修の推進と校長の在り方	(1) 学び続ける教職員を目指し、資質・能力の向上を図る研究・研修体制の充実 ----- (2) 「チームとしての学校」への参画意識を高める研修の推進	開催なし
	8 リーダー育成	これからの学校を担うリーダーの育成と校長の在り方	(1) 学校教育への確かな展望をもち、優れた実践力と応用力のあるミドルリーダーの育成 ----- (2) 社会の変化を敏感に捉え、自ら学び続ける管理職人材の育成	留萌
Ⅳ 危機管理	9 学校安全	命を守る安全教育・防災教育の推進と校長の在り方	(1) 自ら判断し行動できる子どもを育てる安全教育・防災教育の推進 ----- (2) 家庭や地域社会との連携・協働を図った組織的・計画的な防災教育に関わる取組の推進	開催なし
	10 危機対応	様々な危機への対応と未然防止の体制づくりと校長の在り方	(1) いじめ・不登校等への適切な対応と体制づくり ----- (2) 教職員の高い危機意識並びに対応能力の育成と未然防止に向けた組織体制づくり	檜山
Ⅴ 教育課題	11 社会形成能力	社会形成能力を育む教育活動の推進と校長の在り方	(1) 社会の発展に貢献する資質・能力・態度を育む教育活動の推進 ----- (2) 地域の環境に愛着をもち、よりよい社会の創造に貢献する力を育むキャリア教育の推進	空知
	12 自立と共生	自立と共生の実現に向けた教育活動の推進と校長の在り方	(1) 子どもの自立や社会参加に向けた特別支援教育の推進 ----- (2) 共に生きる社会の実現に向けた資質・能力を育む教育の推進	渡島
	13 社会との連携・協働	家庭や地域等との連携・協働と学校段階等間の接続・連携の推進と校長の在り方	(1) 家庭や地域等と連携・協働を深め、創意ある教育活動を展開する学校づくりの推進 ----- (2) 成長の連続性を生かした学校段階等間の接続・連携の推進	宗谷

I 学校経営	第1分科会 経営ビジョン 研究課題 創意と活力に満ちた学校経営ビジョンの策定と校長の在り方
---------------	--

分科会の趣旨

研究の視点

今日、知識基盤社会や情報化・グローバル化の進展とともに、少子高齢化、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、家庭や地域の教育力の低下などの様々な課題に直面している。あらゆる分野で社会が大きく変化する中、持続可能な社会を実現していくために、学校に寄せる期待も大きく、しかも多様化している。

これからの学校には、変化が激しく予測が困難な時代にあっても、子どもたちが自信をもって自分の人生を切り拓き、よりよい社会を創り出していくことができるよう、必要な資質・能力をしっかりと育てていくことが求められている。

そのために校長は、これからの時代に求められる資質・能力について、学校と家庭・地域が共通理解して学校教育を推進できるようにするとともに、将来を見据えた明確な学校経営ビジョンを示し、活力ある学校運営を行い、学校改善に向けて絶えず検証して一層の充実を図っていかねなければならない。

様々な教育課題の改善や改革が急速に進行している状況においては、校長はまず、自校の実態から課題を明確にすることが大切である。そして、課題解決に向けて重点化と効率化を図りながら実効性のある解決を図ることが重要である。さらには、教職員の知恵と力を結集させ、組織を効果的に機能させていく力強いリーダーシップの発揮が求められている。

本分科会では、校長がリーダーシップを発揮しながら力強く学校経営を行っていくために、将来を見据えた魅力あるビジョンに基づく学校経営の創造について、具体的方策と成果を明らかにする。

(1) 未来を見据えた魅力ある学校経営ビジョンの策定

現在、学校に求められているのは、これからの教育の方向性を見据えた学校経営の推進である。

そのため校長は、社会の変化や教育改革の考え方を踏まえ、具体的で先見性のある魅力的な学校経営ビジョンを示すことが重要となる。校長は、学校経営ビジョンの策定にあたって、保護者や地域住民の願い、子どもの実態に関する現状把握と分析的確に行い、子どもたちの未来を見据えた中・長期的な視点をもつ必要がある。そして、子どもたちに求められる資質・能力を教職員、保護者、地域住民が共通理解して連携・協働していくために、学校の責任者として展望をもったビジョンを校長は示さなければならない。

このような視点に立ち、未来を見据えた魅力的な学校経営ビジョンを策定していく上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 学校経営ビジョンに基づく創意と活力に満ちた学校経営の推進

学校経営ビジョンに基づく未来を見据えた学校経営には、校長の力強いリーダーシップが重要となる。校長は、学校教育目標の具現化、創意ある教育課程の編成、教職員の学校運営参画意識の醸成などの様々な視点から、これからの時代にふさわしい学校としての自主性、自立性を確立し、創意と活力に満ちた学校経営を推進していかねなければならない。また、自立した人間として、多様な他者と協働しながら、創造的に生きていく子どもの姿を見据え、教職員が意欲的に教育実践を推進できるような的確な情報収集をもとに、総合的な策を講じながら学校経営を行っていく必要がある。

このような視点から、学校経営ビジョンに基づく創意と活力に満ちた学校経営を推進していく上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第1分科会「経営・ビジョン」

研究課題 「創意と活力に満ちた学校経営ビジョンの策定と校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

平成18年に教育基本法が改正され、以来、学校運営と組織、教員の指導力の向上に関わる施策など、様々な教育改革が行われてきた。近年では、第3期教育振興基本計画において、2030年頃のIoTやビッグデータを活用した社会を想定し、さらに「令和の日本型学校教育」では、個別最適化された学びの方向が示され、教育政策の一大転換期を迎えている。

しかし、どのような教育施策を行ったとしても、それが学校教育や教育組織の新たな確立につながり子どもの成長に還元されなければ、意味をなさず現状の改善はなし得ない。

これまでの我が国の教育は、日本経済の不振や国際的な学力調査などの影響を受けて、日々その対応に汲々としているように思われる。教育の本来的な目的からして、教育施策の基本方針や具体的施策は、子どもの豊かな人間性の育成を第一に考えたものでなければならない。

このように、教育に携わるものは、社会の動き、教育の動向に敏感になりながらも、常に本質的なものを見据えていなければならない。その上で、教育の専門家としてプロ意識と高い使命感、現状に甘んじない改善への意欲と態度、改善すべき問題や課題の発見とその具体的解決への方策を策定し実施する必要がある。そのためには、教育の在り方、学校の在り方、教職員の在り方を見直す必要がある。そして、自校の教育活動の全てに関与しているという見方・考え方から出発して、現状改善と未来に向けた問題・課題解決のために、組織人と個人としての両面から解決を図る必要がある。

自校の教育活動を見直し、新たな視点から未来を見据え、教育活動を創造し、活力あふれる学校にしていくためには、次のような視点や姿勢を校長はもちろん、教職員ももつ必要がある。

- 未来からの視点で教育を展望すること
- 固定観念や過去の基準や判断を時には勇気をもって改善すること
- 現状を改善する意欲と姿勢とで、新しい価値を創造すること
- 社会に開かれた学校、地域と共に育つ学校を目指すこと
- 子どもの願いと保護者・地域住民の願いとを的確にとらえ、未来につなげる教育の実現と、その説明責任を明確に図ること

校長は、子どもたち一人一人の個性を尊重した教育を展開していくために、学校の自主性・自律性を発揮し創意工夫を凝らした特色ある学校づくりを行っていかなくてはならない。

また、学校マネジメントを担う校長は、学校がその機能を十分に果たす学校運営を行うために、個々の教職員の活動をより有機的に結び付け、一人一人の教職員が、自らの資質・能力を高めつつ意欲をもって学校運営参画意識を高め自らの役割を果たす組織的・機動的な学校運営を行う体制を整えることが必要である。

校長は、教育者としても組織の責任者としてもその資質・能力を他の教職員以上に高め、教育に関する理念や識見を有し、地域や学校の状況・課題を的確に把握しながら、学校の進むべき方向（ビジョンと戦略）を明確に設定し、経営資源を活用して、組織を通して目標を達成していくリーダーシップを発揮し、信頼される学校づくりを進めなければならない。

2 「研究課題」を究明する視点

(1) 将来を見据えた魅力ある学校経営ビジョンの策定

- ・具体的で先見性のある魅力的な学校経営ビジョンを明確に示した教育計画
- ・教職員・保護者、地域住民の共通理解と連携・協働を推進する学校の責任者としての展望

(2) 学校経営ビジョンに基づく創意と活力に満ちた学校経営の推進

- ・教職員の学校経営参画意識を高め、理念や取組の共有を図る活力ある学校経営の推進

3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

第3期教育振興基本計画

閣議決定

平成30年6月15日

第1部我が国における今後の教育政策の方向性

Ⅱ. 教育をめぐる現状と課題 2. 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

○ 現在の社会は知識基盤社会であり、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として非常に重要であるが、この知識・情報・技術をめぐる変化は加速度を増している。また、グローバル化の進展等によって、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝搬し、社会の変化を正確に予測することはますます難しくなっている。

○ このような状況の中であって、2030年頃には、IoT（Internet of Things）やビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新やグローバル化の一層の進展、人口構造の変化や女性・高齢者等の活躍の進展、雇用環境の変化等が予想されている

Ⅲ. 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項（2030年以降の社会を展望した教育の役割）

○ 2030年以降の社会を展望した教育政策の体系を考える前提として、Ⅱ. 2で述べたような社会の大きな変化を受け止め、また、持続可能な開発目標（SDGs）49をはじめとして社会の持続的な成長・発展を目標とする国際的な政策の動向も踏まえ、今後どのような社会の未来像を描き、その実現に向けて教育はどのような役割を担うべきかを明確にする必要がある。

○ まず、2030年以降の社会像の展望を踏まえた個人と社会の目指すべき姿と教育の役割として、次のような点が、今後も普遍的に重要と考えられる。

個人においては、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくこと」が重要である。変化に適応するのみならず、自らが自立して主体的に社会に関わり、人間ならではの新たな価値を創造し、将来を創り出すことができるようになるべきであり、そのためには、予測不能な状況の中で問題の核心を把握し、自ら問いを立ててその解決を目指し、多様な人々と協働しながら、様々な資源を組み合わせることで解決に導いていく力が重要となる。

社会においては、「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現」が求められる。年齢、性別、国籍、経済事情、障害の有無など多様な人々の一人一人が互いの人格を尊重し支えあいながら幸せに生きるとともに、社会で自らの役割と責任を果たし生き生きと活躍できるようにしていくことが重要であり、教育を通じて全ての人々が持つ可能性を開花させることで、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現を目指す必要がある。

また、同じく社会においては、長期的な見通しをもって「社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展」を目指していくことが重要となる。社会・産業構造の変化に加え、少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少が予想される中において、社会の活力を維持・向上させていくためには、我が国の伝統と文化を継承しつつ、教育を通じて個人の資質・能力を最大限伸ばし、生産性の向上により経済成長を図るなど、次世代まで長期に見通した社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展を目指すことが重要である。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、
個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申素案）

令和2年12月4日

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

○ その際、学校現場に対して新しい業務を次から次へと付加するという姿勢であってはならない。学校現場が力を存分に発揮できるよう、学校や教師がすべき業務・役割・指導の範囲・内容・量を、精選・縮減・重点化するとともに、教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT 環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが、国に求められる役割である。

(2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

○ 学校が様々な課題に対処し、学校における働き方改革を推進するためには、従来型のマネジメントの下、学校の有するリソースだけで対処するには限界がある。校長のリーダーシップの下、組織として教育活動に取り組む体制を整備することが必要である。その際、校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内、あるいは学校外との関係で、「連携と分担」による学校マネジメントを実現することが重要となる。

○ 学校内においては、教師とは異なる知見を持つ外部人材や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフなど、多様な人材が指導に携わることができる学校を実現することが求められる。また、事務職員が校務運営に参画する機会を一層拡大し、主体的・積極的に財務・総務等に通じる専門職としての役割を果たすことが期待される。さらに、教師同士の関係においても、校長のリーダーシップの下、教師が担う業務の適正化や、校内の各種委員会の整理・統合等の学校の組織体制の在り方を見直すこと、主幹教諭、指導教諭をはじめ、経験豊富で専門性の高いミドルリーダーとなる教師がリーダーシップを発揮できるような組織運営を促進することを通じて、教師が児童生徒としっかりと向き合い、教師本来の業務に専門性を発揮できるようにするとともに、学級担任、教科担任、養護教諭、栄養教諭や部活動顧問の役割を適切に分担し、学校組織全体としての総合力を発揮していくことが求められる。

○ また、子供たちの教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、相互に連携・協働してこそ効果が上がるものであり、以下のような取組を通じて、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整えていくことが必要である。

・コミュニティ・スクールの設置が努力義務であることを踏まえ、また、地域学校協働本部の整備により、保護者や地域住民等の学校運営への参加・参画を得ながら、学校運営を行う体制の構築

・家庭生活や社会環境の変化によって家庭の教育機能の低下も指摘される中、幼児教育段階はもとより、義務教育段階を含め、子育てに悩みや不安を抱える保護者に対して、身近な子育て経験者等による学習機会の提供や相談体制の整備など、地域の 実情に応じた家庭教育支援に関する取組の推進

○ その他、学校が家庭や地域社会と連携することで、社会とつながる協働的な学びを実現するとともに、働き方改革の観点からも、保護者や PTA、地域住民、児童相談所等の福祉機関、NPO、地域スポーツクラブ、図書館・公民館等の社会教育施設など地域の関係機関と学校との連携・協働を進め、学校・家庭・地域の役割分担を文部科学省が前面に立って強力的に推進することで、多様性のあるチームによる学校とし、「自立」した学校を実現することが必要である。

○ その実現に向けては、教育課程と関連付けることが求められており、新学習指導要領を踏まえ、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること（カリキュラム・マネジメント）が重要である。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編

文部科学省 平成29年7月

② 育成を目指す資質・能力の明確化

今回の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理した。

第3章 教育課程の編成及び実施 第1節 小学校教育の基本と教育課程の役割

1 教育課程編成の原則（第1章第1の1） (2) 教育課程の編成の原則 (ウ) 地域の実態

なお、学校における教育活動が学校の教育目標に沿って一層効果的に展開されるためには、家庭や地域社会と学校との連携を密にすることが必要である。すなわち、学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、児童の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ること、学校が家庭や地域社会からの要望に応えることが重要であり、このような観点から、その積極的な連携を図り、相互の意思の疎通を図って、それを教育課程の編成、実施に生かしていくことが求められる。保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や、幅広い地域住民等の参画により地域全体で児童の成長を支え地域を創生する地域学校協働活動等の推進により、学校と地域の連携及び協働の取組が進められてきているところであり、これらの取組を更に広げ教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子供を育てるのか何を実現していくのかという目標やビジョンの共有が促進され、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待される。

2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開（第1章第1の2）

平成28年12月の中央教育審議会答申を受け、今回の改訂においては、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも、児童一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育てていくことを重視している。こうした力は、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」そのものであり、加速度的に変化する社会にあって「生きる力」の意義を改めて捉え直し、しっかりと發揮できるようにしていくことが重要となる。このため、本項において「生きる力」の育成を掲げ、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を通して、児童に確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことを目指すことを示している。なお、本項では(1)から(3)までにわたって、それぞれが確かな学力、豊かな心、健やかな体に対応する中心的な事項を示す項目となっているが、これらは学校教育を通じて、相互に関連し合いながら一体的に実現されるものであることに留意が必要である。

第3章 生涯学習社会の実現

第3節 社会教育の振興と地域全体で子供を育む環境づくり

3 社会全体で子供たちの学びを支援する取組の推進

(1) 地域と学校の連携・協働のための仕組み

社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、学校は、地域社会の中でその役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要です。学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、これからの学校は、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを保護者や地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要

があります。また、地域においても、学校と連携・協働してより多くの地域住民等が子供たちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが重要です。

このため、文部科学省では、平成 29 年 3 月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を推進しており、全ての公立学校に学校運営協議会が設置されることを目指しています（図表 2 - 3 - 3）。また、同年に改正された「社会教育法」に基づき、幅広い地域住民等の参画により地域全体で子供たちの学びや成長を支える様々な活動である「地域学校協働活動」を推進しており、全ての小中学校区において地域学校協働活動が実施されることを目指しています。

新学習指導要領の理念である、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けては、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、学校が保護者や地域住民等と教育課程に関する情報や課題・目標を共有するとともに、学校教育を学校内に閉じずに、地域の人的・物的資源を活用しながら授業等を実施するといったことが可能となります。実施後は活動の振り返りや評価を行い、次年度の教育課程や活動に反映させるといった PDCA サイクルを機能させることができます。

また、学校運営協議会において教師の適正な勤務時間の設定に係る取組についても協議を行い、保護者や地域住民等の理解と協力を得ながら必要な地域学校協働活動を行うなど、学校における働き方改革に取り組む上でも重要な仕組みです。

さらには、地域と学校をつなぐコーディネーターである「地域学校協働活動推進員」が学校運営協議会の委員となることで、協議の場である学校運営協議会と実働の場である地域学校協働活動が円滑に連携し、両者の機能を高め、学校と地域の更なる連携・協働が推進されるなどの相乗効果が期待されます（図表 2 - 3 - 4）。

(2) 地域と学校の連携・協働の現状

平成 30 年 4 月 1 日現在において、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入している学校数は 46 都道府県内 5,432 校となっています。小・中学校、義務教育学校数で見ると、全体の 16.7%（4,796 校）がコミュニティ・スクールを導入しています。

また、平成 30 年 11 月現在において、地域学校協働本部は 6,190 本部（※）が整備され、カバーする小・中学校数は、11,069 校となっています。地域学校協働活動の一環として、地域住民等の協力を得て子供たちに学習・体験活動等を提供する「放課後子供教室」は 18,749 教室（※）が実施され、学習が遅れがちな中学生・高校生等を対象とした原則無料の学習支援である「地域未来塾」は 2,995 箇所（※）で実施されています（図表 2 - 3 - 5）。

文部科学省では、地域と学校の連携・協働を一層推進していくため、以下の取組を実施しています。

1. コミュニティ・スクール導入時の運営体制づくりへの支援及び地域学校協働活動推進員の配置の促進など地域学校協働活動を推進するための財政支援
2. コミュニティ・スクール導入の実践経験があるコミュニティ・スクール推進員（CS マイスター）及び地域学校協働活動推進・調査研究員（コンサルタント）の派遣
3. 「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」及び「地域学校協働活動推進全国フォーラム」、制度等説明会の実施
4. 子供の豊かな学びを支えるため、趣旨に賛同する多様な企業・団体等を「土曜学習応援団」として位置づけ、休日や放課後等に出前授業や施設見学等の教育プログラムを提供する取組の実施（※）補助事業を活用している数であり、地方単独財源で実施している数は含まない。

I 学校経営

第2分科会 組織・運営

研究課題 学校経営ビジョンの実現に向けた活力ある組織づくりと校長の在り方

分科会の趣旨

情報化・グローバル化の急激な進展、少子高齢化の進行、人工知能の飛躍的な進化等、先行きが不透明で予測することが困難な時代において、全ての子どもたちにこれからの時代を生き抜くための資質・能力を確実に育成することが、学校教育には求められている。

校長には、学校教育目標の実現を目指し、強いリーダーシップを発揮することが求められる。校長が示す経営ビジョンの実現のためには、教職員一人一人に、共通確認された学校課題を自分ごととしてとらえさせ、課題解決に向けてベクトルを揃えるとともに、全教職員に学校経営参画意識をもたせることが必要となる。

一人一人が自覚と意欲をもって組織を機能させる体制を創り上げることで、教職員個々の資質・能力を引き出すことになり、活力あふれる創造的な学校風土の醸成につながる。そのため、校長の考えや思いを分かりやすく具体的に伝えるなど、教職員と十分なコミュニケーションを取ることで信頼関係を築くとともに教職員の意識改革を図り、全体が切磋琢磨し、学び合うことのできる組織をつくることが望まれる。

また、様々な教育課題に積極的かつ柔軟に対応するためには、課題を適切に把握して具体的な手立てを講じることや家庭及び地域社会と連携することが重要である。校長には、学校運営に対して適切に説明責任を果たすとともに、学校・家庭・地域をコーディネートする調整力を発揮し、連携・協働により学校づくりを推進することが期待される。

本分科会では、校長の示す学校経営ビジョンの実現を図るための活力ある組織づくり及び、組織を積極的に運営していくための具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 学校経営ビジョンの実現に向けた活力ある組織づくり

全教職員が学校経営ビジョンに基づき、一丸となって教育活動に当たっていく活力ある組織をつくるためには、まず校長の明確で分かりやすい学校経営ビジョンが必要である。そして、校長が学校教育目標の達成に向けたゴールを具体的に示し、教職員全員に取組課題の共通理解を図ることが大切である。

教職員が組織の一員であるという自覚をもち、意欲的・主体的に課題解決に向けた教育活動を推進するために、校長は、教職員一人一人の状況や特徴をしっかりとらえ、個々の教職員の適材適所への配置、数年後を見据えた人材育成が求められる。また、組織を束ね、教職員が自己有用感を持ち、生き生きと活躍できる組織づくりを進めなくてはならない。

このような視点に立ち、学校経営ビジョンを具現化するために、活力と実行力のある組織づくりをしていく上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 組織を積極的に運営していくための具体的方策の推進

明確な学校経営ビジョンの提示と組織的に機能する教職員集団づくりを進めることが、質の高い教育の実現や教育活動の充実を図るための基盤である。組織が活性化し適切に機能するように、現状を絶えず分析・評価・改善を行い、学校運営を推進していくことが重要である。

学校経営ビジョンを教職員に周知徹底するためには、それを分かりやすく具体的に示すことや、教職員の実践に対するモチベーションを高めるような評価を行う必要がある。それにより、教職員の学校経営への参画意識の高揚を図り、学校運営組織の一員としての意識の向上につながる。そして、学校経営ビジョンの実現のためには、家庭や地域社会の願い、学校の教育課題を学校・家庭・地域社会で共有し、連携を機能させるコーディネーターとしての校長の役割も重要である。

このような視点に立ち、学校経営ビジョンの実現を目指して、組織を活性化させる上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第2分科会「組織・運営」

研究課題「学校経営ビジョンの実現に向けた活力ある組織づくりと校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。また、学習指導要領の改訂に関する平成28年の中央教育審議会答申においても社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきたことが指摘されたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によりその指摘が現実のものとなっている。このような中、学校教育の質を高め、多様性と柔軟性に富むものとするために、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって児童を育む「地域とともにある学校」への転換を図ることが求められている。そのために、児童に必要な資質・能力の育成のための教職員の指導体制の充実、専門性に基づくチーム体制の構築、学校のマネジメント機能の強化など様々な見直しが提言され、学校教育に対する要請がこれまでになく多様で高度なものになってきている。

したがって、主体的な学校づくりの観点から学校の裁量・権限が拡大される中で、学校の自主性、自律性の確立のためには、組織マネジメントの考え方も取り入れながら、校長のリーダーシップのもと教職員の活動を有機的に結び付けた組織的な学校運営を行う体制の整備と透明性の高い運営が必要である。

また、学校運営を担う教職員の資質・能力と意欲の向上の観点から、学校の特質であるチームとしての力を生かし組織全体の総合力を高めるため、個々人の知識や経験など「知の共有化」を図ることも重要である。

さらに、個々人の力を発揮することで貢献できたという満足感を得られるようにするとともに、組織においての取組が円滑に進められるために十分なコミュニケーションを図っていくことも大切である。

校長は、副校長・主幹教諭等の職の活用も図りつつ、リーダーシップを発揮して、グローバル化や情報化などの社会の変化に的確に対応し、個性や能力の伸長をより一層重視した教育、豊かな情操や規範意識を育む教育の充実と、児童の安全管理のために、協働的組織的な学校体制の改善が進めていかなければならない。

2 「研究課題」を究明する視点

(1) 学校経営ビジョンの実現に向けた活力ある組織づくり

- ・一人一人が自覚と意欲をもって組織を機能させる体制づくり
- ・教職員が自己有用感をもち、生き生きと活躍できる組織づくりや人材育成の在り方

(2) 組織を積極的に運営していくための具体的方策の推進

- ・教職員一人一人のやる気を引き出し、学校経営への参画意識の高揚を図る取組
- ・学校・家庭・地域社会で教育課題を共有し、連携を機能させる校長のコーディネーターとしての役割

3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

第3期教育振興基本計画

閣議決定 平成31年6月15日

5. 教育政策推進のための基盤を整備する

目標(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

○教職員指導体制・指導環境の整備

・質の高い教育の提供に向けた専科指導や少人数によるきめ細かな指導の充実、障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への指導、貧困等に起因する学力課題の解消に向けた取組やいじめ・不登校等の未然防止・早期対応の強化を図り、多様な子供たち一人一人の状況に応じた教育を進めるために、平成29(2017)年の義務標準法改正による基礎定数化の着実な実施を含め、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を図る。

・校長のリーダーシップの下、カリキュラムや、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教諭はもとより、養護教諭、栄養教諭、事務職員、心理や福祉、法律相談等の専門家(専門スタッフ)等の多様な人材が、それぞれ異なる専門性を生かし、連携・分担して子供たちに必要な資質・能力を身に付けさせることができる学校(チームとしての学校)の実現に向け取り組む。

・課題を抱えた児童生徒に対し、教師と連携・分担しながらチームで支援を行うことができるよう、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)等の専門スタッフの資質向上・配置促進や、各地方公共団体において、専門スタッフが力を発揮できる研修や事例の共有を促進する。平成31(2019)年度までに、原則として、SCを全公立小中学校に配置するとともに、SSWを全中学校区に配置し、それ以降は、配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。また、SSW等の育成の在り方について、福祉関係者等との意見交換等を通じて、引き続き検討を行う。加えて、法的側面からのいじめ予防教育や児童生徒を取り巻く問題についてアドバイスをを行う法的専門家であるスクールロイヤーの配置の在り方について検討を行う。

・スポーツ・文化指導に係る専門性を有し、教師と連携して部活動を支え、大会引率も可能な部活動支援の配置を行う。

新たな教育や、いじめ等の課題に対応するための指導体制の在り方などに対する教育政策の効果を評価する実証研究を推進する。

・新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に向け、中央教育審議会における検討も踏まえながら、業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策に取り組むとともに、必要な環境整備を行う。また、学校が作成する計画等や組織運営の在り方についての見直しを進めるとともに、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置を講ずる。あわせて、教育委員会をはじめとした教育関係者における、学校における働き方改革に係る取組を促進する。

チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)

中央教育審議会 平成27年12月21日

2. 「チームとしての学校」の在り方

これからの学校が教育課程の改善等を実現し、複雑化・多様化した課題を解決していくためには、学校の組織としての在り方や、学校の組織文化に基づく業務の在り方などを見直し、「チームとしての学校」を作り上げていくことが大切である。そのため、現在、配置されている教員に加えて、多様な専門性を持つ職員の配置を進めるとともに、教員と多様な専門性を持つ職員が一つのチームとして、それぞれの専門性を生かして、連携・分担することができるよう、管理職のリーダーシップや校務の在り方、教職員の働き方の見直しを行うことが必要である。

また、「チームとしての学校」が成果を上げるためには、必要な教職員の配置と、学校や教職員のマネジメント、組織文化等の改革に一体的に取り組まなければならない。

「チームとしての学校」像 校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校

今後、「チームとしての学校」を実現するためには、次の3つの視点に沿って検討を行い、学校のマネジメントモデルの転換を図っていくことが必要である。① 専門性に基づくチーム体制の構築まず、教員が教育に関する専門性を共通の基盤として持ちつつ、それぞれ独自の得意分野を生かし、学校の中で、学習指導や生徒指導など様々な教育活動を「チームとして」担い、子供に必要な資質・能力を育むことができるよう指導体制を充実していくことが重要である。あわせて、心理や福祉等の専門スタッフを学校の教育活動の中に位置付け、教員との間での連携・分担の在り方を整備するなど専門スタッフが専門性や経験を発揮できる環境を充実していくことが必要である。② 学校のマネジメント機能の強化 教職員や専門スタッフ等の多職種で組織される学校がチームとして機能するよう、管理職の処遇の改善など、管理職に優れた人材を確保するための取組を国、教育委員会が一体となって推進するとともに、学校のマネジメントの在り方等について検討を行い、校長がリーダーシップを発揮できるような体制の整備や、学校内の分掌や委員会等の活動を調整して、学校の教育目標の下に学校全体を動かしていく機能の強化等を進める。また、主幹教諭の配置を促進し、その活用を進めるとともに、事務職員の資質・能力の向上や事務体制の整備等の方策を講じることにより、学校の事務機能を強化することが必要である。③ 教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備 教職員や専門スタッフ等の多職種で組織される学校において、教職員一人一人が力を発揮し、更に伸ばしていけるよう、教育委員会や校長等は、「学び続ける教員像」の考え方も踏まえ、学校の組織文化も含めて、見直しを検討し、人材育成や業務改善等の取組を進める。また、教育委員会は、教職員が安心して教育活動に取り組むことができるよう、学校事故や訴訟への対応について、教職員を支援する体制を強化していくことが求められる。

「次世代の学校・地域」創生プラン ～学校と地域の一体改革による地域創生～

文部科学省 平成 28 年 1 月

我が国は、高齢者人口の増加と生産年齢人口の急激な減少や、グローバル化の進展に伴う激しい国際環境の変化の中にあって、学校の抱える課題の複雑化・多様化、地域社会のつながり・支え合いの希薄化、家庭の孤立化などの様々な課題に直面している。こうした中、教育再生実行会議において、個人の可能性を最大限引き出し、国力の源である人材の育成を充実・強化するべく、広範にわたる政策提言が行われてきた。

中央教育審議会においては、こうした提言を踏まえつつ、これらの課題を克服するためには教育の力が必要不可欠であるとの認識の下で検討が進められ、昨年12月21日に三つの答申が取りまとめられた。

文部科学省は、一億総活躍社会の実現と地方創生の推進には、学校と地域が相互にかかわり合い、学校を核として地域社会が活性化していくことが必要不可欠であるとの考えの下、上記三答申の内容を実現するため、学校・地域それぞれの視点に立ち、「次世代の学校・地域」両者一体となった体系的な取組を進めていく。

その際、学校にかかる観点からは、「社会に開かれた教育課程」の実現や学校の指導体制の質・量両面での充実、「地域とともにある学校」への転換という方向を、地域にかかる観点からは、次代の郷土をつくる人材の育成、学校を核としたまちづくり、地域で家庭を支援し子育てできる環境づくり、学び合いを通じた社会的包摂という方向を目指して取組を進める。

本プランは、平成28年度から32年度までのおおむね5年間を対象として、取り組むべき具体的な取組施策と改革工程表を明示する。

第 13 節 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導體制の整備

2 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築

(3) チームとしての学校の実現に向けて

子供を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、こうした課題に対応していくためには、組織として教育活動に取り組む「チームとしての学校」体制を創り上げ、学校の機能を強化していくことが必要です。文部科学省では、平成 27 年 12 月に中央教育審議会に取りまとめられた「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」で提言された三つの視点に沿って、引き続き、「チームとしての学校」の実現に取り組んでまいります。

教師が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むためには、指導體制の充実が必要です。加えて、心理や福祉等の専門性を有するスタッフについて、学校の職員として、職務内容等を明確化し、質の確保と配置の充実を進める必要があります。具体的には、新学習指導要領の円滑な実施や、いじめ・不登校への対応強化などに必要な教職員定数の拡充を進めてまいります。また、平成 29 年 4 月からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動の引率等を単独で行うことができる部活動指導員を法令上に位置付けました。文部科学省としては、その配置に係る支援を行うことで、配置を促進していくこととしております。

専門性に基づく「チームとしての学校」が機能するためには、校長のリーダーシップが重要であり、学校のマネジメント機能を今まで以上に強化していくことが求められます。そのためには、優秀な管理職を確保するための取組や、事務機能の強化など校長のマネジメント体制を支える仕組みを充実することが求められており、引き続き、取組を進めてまいります。また、平成 29 年 4 月には、学校事務職員がより主体的・積極的に校務運営に参画することを目指し、その職務規定を見直したほか、学校の事務機能強化を推進するため、共同学校事務室の制度を法令上明確化しました。

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするためには、人材育成の充実や業務改善の取組を進めることが重要です。具体的には、人事評価結果の処遇や研修への適切な反映や、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置充実等に取り組んでまいります。また、平成 31 年 1 月に中央教育審議会に取りまとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」等を踏まえ、業務の役割分担・適正化や多様な主体との連携、必要な人材の確保等、「チームとしての学校」の機能強化に着実に取り組んでまいります。

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申） 中央教育審議会 平成 31 年 1 月 25 日

第 5 章 学校の組織運営体制の在り方

1. 基本的考え方

○ 我が国の学校教育は、児童生徒の全人格的な完成を目指して、教師一人一人が多様で幅広い業務をそれぞれで自己完結的に職務として取り組むという個業型の組織で成り立ってきたという特徴があると言える。このことは、教師一人一人がやりがいをもって、幅広く多面的な教育活動を展開することができる一方で、教師は、児童生徒に関わる学級担任や教科担任、部活動の顧問のほか、細かい校務に関する分掌を担うこととなり、個々の教師が担うべき業務の範囲が十分に整理されずに、教師の業務量が拡大する背景にもなっている。教員勤務実態調査の分析からは、個人の属性として、「年齢が若い」「6 歳児未満の子供がいない」「通勤時間が短い」といった教師の勤務が長時間となる傾向が明らかとなっており、こうした特

定の属性を持つ一部の教師に校務分掌が集中し、特定の教師の長時間勤務が常態化するようなことはあってはならない。

- したがって、学校における働き方改革を進めるに当たっては、第4章に示した学校及び教師が担う業務の明確化・適正化を進めるとともに、これと併せて、適正な労務管理の観点からも、学校がこれまで以上に組織として対応していけるように学校の組織体制の在り方を見直すことにより、長時間勤務を是正し、教師が児童生徒としっかりと向き合い、教師本来の業務に専門性を発揮し、やりがいを持って働き続けられる環境を整えていくことが必要である。
- このような観点から、学校が組織として効果的に運営されるためには、校長を中心とした管理職が、学校運営の基本方針や経営計画を具体的かつ明確に示し、教職員の意識や取組の方向性の共有を図るなど、管理職がリーダーシップをもって学校組織マネジメント 75 を行っていくことが必要不可欠である。また、「チームとしての学校」の理念も踏まえ、学校・教師の業務について教育委員会や専門人材、保護者、地域ボランティア等との役割分担を進めていくため、学校は管理職を中心にこれらの主体と学校との連携を担うことが必要となる。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申素案）

中央教育審議会 令和2年12月4日

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

(2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 学校が様々な課題に対処し、学校における働き方改革を推進するためには、従来型のマネジメントの下、学校の有するリソースだけで対処するには限界がある。校長のリーダーシップの下、組織として教育活動に取り組む体制を整備することが必要である。その際、校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内、あるいは学校外との関係で、「連携と分担」による学校マネジメントを実現することが重要となる。
- 学校内においては、教師とは異なる知見を持つ外部人材や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフなど、多様な人材が指導に携わることができる学校を実現することが求められる。また、教師同士の関係においても、校長のリーダーシップの下、教師が担う業務の適正化や、校内の各種委員会の整理・統合等の学校の組織体制の在り方を見直すことを通じて、教師が児童生徒としっかりと向き合い、教師本来の業務に専門性を発揮できるようにするとともに、学級担任、教科担任等の役割を適切に分担し、学校組織全体としての総合力を発揮していくことが求められる。
- また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置が努力義務であることを踏まえ、また、地域学校協働本部の整備により、保護者や地域住民等の学校運営への参加・参画を得ながら、学校運営を行う体制の構築を図り、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整えていくことが必要である。
- その他、学校が家庭や地域社会と連携することで、社会とつながる協働的な学びを実現するとともに、働き方改革の観点からも、保護者や PTA、地域住民、児童相談所等の福祉機関、NPO、地域スポーツクラブ、図書館・公民館等の社会教育施設など地域の関係機関と学校との連携・協働を進め、学校・家庭・地域の役割分担を文部科学省が前面に立って強力に推進することで、多様性のあるチームによる学校とし、「自立」した学校を実現することが必要である。
- その実現に向けては、教育課程と関連付けることが求められており、新学習指導要領を踏まえ、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること（カリキュラム・マネジメント）が重要である。

I 学校経営	第3分科会 評価・改善 研究課題 学校教育の充実を図るための評価・改善の推進と 校長の在り方
---------------	---

分科会の趣旨

研究の視点

Society5.0 時代が到来しつつあり、急激な社会的な変化が進む中、学校教育には、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。校長は、変化する時代の潮流や近未来的な課題と教育の役割を踏まえ、経営方針を明確にして、教育活動を展開し、絶えずその評価と改善を進めていかなければならない。

学校評価においては、自己評価とともに、学校関係者評価が実施され、さらに第三者評価も進められている。学校は経営や教育活動の自律的・継続的な改善に努め、評価をより実効性のあるものとし、説明責任を果たさなければならない。そして、連携・参画の在り方について家庭や地域・関係機関と論議し、共通理解を形成していくことが重要である。

一方、人事評価は、学校職員の資質・能力の向上と学校の活性化に資することを目的としており、校長は評価者として教職員への適切な指導と対話を重ね、各自の意識変革や能力開発を促し、個々の人事評価が学校の組織全体の成長発展につながるように取り組むことが大切である。

本分科会では、教育を巡る状況と子どもの未来をしっかりと見据えた学校経営の在り方について考え、学校評価と人事評価をツールとした組織マネジメントの改善等を通して、学校における教育の改革を着実に推し進め、学校教育の充実を図るための具体的方策と成果を明らかにする。

(1) 学校経営の組織的かつ継続的な改善に向けた学校評価の充実

学校が保護者や地域住民から信頼される組織となるためには、明確な経営ビジョンを策定し、取組の過程や目標への達成状況を点検・評価していくことが大切である。

学校評価は、展望をもった目標と計画を策定し、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実践を吟味し、経営改善に生かしていくものである。また、その結果を保護者や地域に公表し、適切な説明責任を果たしていくためのツールでもある。併せて、学校関係者評価への保護者や地域住民の参画を通して、開かれた学校としての信頼を得ることも重要である。

このような視点に立ち、学校目標の実現を図るための学校評価を、組織的かつ継続的な学校経営の工夫・改善のツールとして効果的に活用する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 教職員の資質・能力の向上に向けた人事評価の工夫

学校が成熟した組織となるためには、教職員一人一人が校内における役割と責任を自覚し、主体的に、かつ同僚性を生かして取り組んでいくことが重要である。

人事評価は、資質・能力の向上及び学校の組織の活性化に資するとともに、その成果が児童に還元されることを目標として実施されなければならない。

人事評価を行うに当たって、校長は、教職生活全体を通じた人材育成ととらえ、計画的・継続的に行う必要がある。また、人事評価の信頼性を高めるために、評価基準や評価方法の提示、授業観察や観察後の指導、校務の取組状況の把握等のきめ細かい対応が必要となる。さらには、その成果を適時、フィードバックし、指導助言することも人材育成の観点から求められる。

このような視点に立ち、学校目標の実現を図るため、教職員の人事評価を人材育成の工夫・改善に効果的に生かす上での、校長の果たすべき役割と指導性を具体的に究明する。

第3分科会 「評価・改善」

研究課題 「学校教育の充実を図るための評価・改善の推進と校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。

このような状況の下、令和時代の始まりとともに、「学習指導要領の全面实施」「学校における働き方改革」「GIGA スクール構想」という、学校教育にとって極めて重要な取組が大きく進展しており、校長は新しい時代への学び（学びのイノベーション）に向けた、学校経営の改革に取り組んでいくことが必要である。

学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が求められる中で、自校の教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、児童がより良い教育活動等を享受できるように、学校運営の改善と発展を目指し教育の水準の向上と保証を図ることは重要な課題である。そのためには、自己評価を通し教職員自身が学校運営の状況を把握し、その改善に主体的に取り組むことが重要であり、また学校評議員制度の活用を含めて地域・保護者等による学校関係者評価による客観的評価が必要である。これら、学校評価を公表するとともに、それに基づいて「教育の質の保証・向上」「学校運営の改善」に努めなくてはならない。校長は学校改善に取り組む指針を明確に立て、自己評価・学校関係者評価などの実施を通して学校評価の充実と学校改善への取組を図っていかなければならない。

さらに学校は、時代の変化に伴い様々な教育課題の解決を求められており、その教育力を一層充実させなければならない。そのためには、何より子どもの教育に直接携わる教職員がその力を最大限発揮することが重要であり、その意欲を一層高め、資質・能力の向上に努めるとともに、組織体である学校の活性化に向け、校長を中心に学校職員が相互に連携・協働して学校教育目標の達成や課題解決に向け取組を進めていく必要がある。学校教育は、地域社会や保護者の信頼の上に成り立つものであり、両者との連携を深め、信頼される学校づくりを進めていくことが求められている。このような背景から、平成26年6月に地方公務員法が改正され、学校職員人事評価制度が導入された（平成28年4月施行）。地方公務員法で導入される人事評価制度は、能力・業績の両面から評価するものであり、評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示等の仕組みにより客観性等を確保し、人材育成にも活用されなければならない。校長は教職員一人一人をしっかりと評価することが求められており、評価者に対する研修を充実することが重要である。その上で、学校において、教職員同士や専門スタッフ等との協働を進めていくために、チームとしての活動を適切に評価できるような工夫を講じることが重要である。また、人事評価を行うに当たっては、校長が、教員の授業を見たり、校務の取組状況等を把握したりすることが重要であり、その際、校長は、適時、適切なフィードバックを行うことが人材育成の観点から重要である。学校職員人事評価制度は、こうした観点に立って、学校職員の資質能力の向上と意識改革を図り、学校の活性化や改善に結び付けていくことが重要である。

学校教育目標の達成のために、学校職員人事評価制度と学校評価制度との二つの制度が有機的に連携して運営に生かされるように進めていかなければならない。

2 「研究課題」を究明する視点

（1）学校経営の組織的かつ継続的な改善に向けた学校評価の充実

- ・学校評価における評価システムの活性化と評価内容や評価方法の創意工夫
- ・教育活動全体の見直し改善や学校運営と組織の改革

（2）教職員の資質・能力の向上に向けた人事評価の工夫

- ・人材育成における校長の指導性と意欲を高める人事評価を生かした学校経営の推進
- ・教育活動全体の見直し改善や教員の資質・能力の向上

3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申素案）

中央教育審議会 令和2年12月4日

- 人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。
また、学習指導要領の改訂に関する平成28（2016）年の中央教育審議会答申においても、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきたことが指摘されたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、その指摘が現実のものとなっている。
- このように急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

学校評価ガイドライン[平成28年改訂]

文部科学省 平成28年3月22日

学校評価の必要性と目的

- 学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、児童生徒がより良い教育活動等を楽しめるよう学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保証を図ることが重要である。また、学校運営の質に対する保護者等の関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解を持つことにより相互の連携協力の促進が図られることが期待される。
これらのことから、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校及び設置者等が学校運営の改善を図ること、及び、評価結果等を広く保護者等に公表していくことが求められる。
- このことから、学校評価は以下の三つを目的として実施するものであり、これにより児童生徒がより良い教育活動等を楽しめるよう学校運営の改善と発展を目指すための取組と整理する。
 - ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
 - ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
 - ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

学校評価に関する規定

○学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

○学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

教職員評価との関係

（目標管理型の評価制度としての共通性と相違点）

- 一般に、教職員評価では、各学校の目標等をもとに、教職員一人一人が目標設定を行い、その目標の達成度を評価する目標管理型の評価制度を目指すものが多い。各学校の目標設定を出発点とする点で、このような教職員評価は学校評価と共通している。
- しかしながら、教職員評価が適切な人事管理や個々の教職員の職能の開発を目的とし、その結果は公表になじまないものであるのに対し、学校評価では、組織的活動としての学校運営の改善を目的とし、その結果を公表し、説明責任を果たすこととしているため、両者は、その目的が大きく異なる。

（外部アンケート等の活用）

- 「教職員評価」の用語は多義的であるが、例えば、
 - ① 地方公務員法等に基づき法律上の義務として行われる教職員の人事評価であって、その評価の結果に基づき人事・給与等の処遇が行われるようなもの、
 - ② 授業観察を通じて教員がわかりやすい授業に取り組んでいるかどうかや、割り当てられた校務分掌を適切に処理しているかなどの教職員の取組を検証することにより、教職員が抱える課題の発見や今後の改善につなげるためのもの、など、様々な類型があり得る。
- 学校評価は、学校という機関の、組織としての教育活動やマネジメントの状況の評価して、教職員の気づきを喚起し学校運営の改善を促すために行うものである。その一環として、例えば授業の理解度等について児童生徒等の状況を把握し、その結果を踏まえ、学校全体として授業法に関する研修等の取組や適切な校務分掌等を促すなど、評価結果を組織の活性化のために適切に活用することが期待される。更に、場合によっては特定された個々の教職員の取組の改善に向けて学校として組織的にサポートしていくことも考えられる。
同時に、この点において、学校評価と教職員評価等はその手法や内容の一部について共通する面を有している。
- 一方、人事評価としての教職員の評価は、個々の教職員について多面的な評価を行い、その結果を日ごろの服務監督や人事権者による人事・給与などの処遇に反映することを目的としており、学校の組織としての状況の把握や改善を目指すものではない。
- このことから、例えば、学校評価の一環として行われた外部アンケート等の結果について、前に述べた学校における取組のみならず、学校から報告を受けた教育委員会において、教職員の研修の必要性の判断や指導を行う際などに活用することも考えられる。しかし、学校評価と教職員の評価はそもそも目的が異なっており、手法や内容等についても異なる面が多いことから、教職員の人事評価として用いることを前提にその一人一人に至るまで保護者・児童生徒による厳密な授業評価等を行うことは、それは教職員の人事評価として行うものと切り分けて整理することが適当である。

学校職員人事評価制度（市町村立学校用）手引き

北海道教育委員会（平成30年4月改訂）

1 学校職員人事評価制度の導入背景

- 時代の変化に対応して各学校においても様々な教育課題の解決を求められており、学校はその教育力を一層充実させなければなりません。
- そのためには、何より児童生徒の教育に直接携わる学校職員がその力を最大限発揮すること

が重要であり、その意欲を一層高め、資質能力の向上に努めるとともに、組織体である学校の活性化に向け、校長を中心に学校職員が相互に連携・協働して学校の教育目標の達成や課題解決に向け取組を進めていく必要があります。

○ また、学校教育は、保護者や地域社会の信頼の上に成り立つものであるため、その連携を深め、信頼される学校づくりを進めていくことが求められています。

○ こうした中、学校職員評価制度が平成20年度から実施されておりますが、平成28年4月から地方公務員法が改正され、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとされました。そのため、現在実施している学校職員評価制度を地方公務員法の改正の内容に基づき、学校職員人事評価制度として、必要な見直しを行うこととしたところです。

2 学校職員人事評価制度の目的及び方向性

○ 学校職員評価制度は、学校職員の資質能力の向上と学校の活性化に資するものとして導入し、その成果が児童生徒に還元されることを目的として実施されてきたところです。

この度の地方公務員法の改正に伴い、学校職員人事評価制度として必要な見直しを行い、これまでの目的に加え、評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとしますが、従来の学校職員評価制度と同様に次の観点に基づき、実施します。

学校職員人事評価制度の方向性として、これまでと同様に次の4つの観点を制度に反映させます。

- ① 学校教育目標の達成に向けた協働促進の観点
- ② 意欲の向上促進の観点
- ③ 資質能力の向上促進の観点
- ④ 信頼される学校づくりを支える観点

(1) 学校教育目標の達成に向けた協働促進の観点

○ 現在、学校は、地域の期待を受け、学校の伝統を尊重しながら、未来へ向けて特色ある学校づくりを進めており、それぞれ学校の独自の教育目標を設定し、学校が抱える課題の解決に向けて努力を重ねています。このようなことから、それぞれの学校の置かれている状況を十分反映しながら、教育目標の達成や課題の改善につながる制度として、学校職員人事評価制度を実施します。

○ また、学校教育活動は多岐にわたっており、学校においては、学校職員一人一人がそれぞれの役割を果たすとともに連携・協働して教育活動を行うことが求められており、学校職員人事評価制度は学校の教育目標の達成のため学校職員の協働の促進を視野に入れて実施します。

(2) 意欲の向上促進の観点

○ 学校の活性化や学校職員の資質能力の向上のためには、何よりもまず個々の学校職員の意欲の一層の向上を図ることが大切です。学校職員人事評価制度は学校職員を励ますものであり、評価が意欲につながる制度である必要があります。

○ 学校職員の意欲を一層高めていくためには、何よりも個々の学校職員の努力や成果を適切に評価することが大切です。

○ 目標達成のため、様々な努力を行い、その結果、成果を上げている学校職員と着実な成果を上げることができない学校職員が同様の評価、取扱いを受け、その努力や成果が適正に評価されない状況があれば、学校職員の志気に悪影響を及ぼすとともに保護者や地域社会等の理解も得られません。

○ 評価に当たっては、学校職員の意欲を高めるという観点から、成果だけでなく、結果を生み出すに至った要因（能力など）や過程（努力など）についても把握することが大切です。

○ 評価は、公正、公平、妥当であることはもとより、透明性の高いものであることが大切であり、その内容が個々の学校職員へ適切にフィードバックされることによって、学校職員を指導・評価する立場にある校長等と、学校職員との信頼関係が育ち、学校職員の意欲の向上につながるものでなければなりません。

(3) 資質能力の向上促進の観点

○ 学校職員の評価は、個々の学校職員の具体的な資質能力の向上につながる制度でなければなりません。

○ 学校職員が資質能力を向上させるためには、自己目標や目標達成のための取組方法等を設定し、「計画(Plan)→実践(Do)→評価(Check)→改善(Action)」のサイクルの中で、年代や職能に応じて、意識的計画的に研修を行うことが必要ですが、そのためには、自らの能力や課題を常に認識することが大切です。

○ 期待される資質能力は、その学校が抱える課題や学校職員個々の役割などにより異なり、能力開発を行うにも、学校職員一人一人の評価を行い、その結果をフィードバックして、本人が自己

の能力を認識した上で資質能力の向上に取り組むことが大切です。

(4) 信頼される学校づくりを支える観点

○ 学校教育は保護者や地域社会の信頼の上に成り立つものであり、学校職員の人事評価制度は、学校評価制度と相まって、説明責任を明らかにできるものであることが求められます。また、学校全体の取組がなければ、一人一人評価しても全体の力とはなりません。

○ 学校評価制度は、学校の教育活動その他学校運営の状況について、自己評価や外部評価を行うとともにその結果を公表し、評価結果に基づいて学校運営の改善を行っていかうとするものです。

○ 学校職員人事評価制度は、学校の教育目標を職員に示し、目標管理手法を導入しながら学校職員の評価を行い、その結果をフィードバックして学校職員の資質能力の向上や学校の活性化を図ろうとするものであり、学校の教育目標の達成のためには、二つのシステムが有機的に連携して運営されることが望まれます。

第3章 教育課程の編成及び実施 第5節 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等

① カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け（第1章第5の1のア）

ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

本項は、カリキュラム・マネジメントを、校長の方針の下に、全教職員の適切な役割分担と連携に基づき行うとともに、学校評価と関連付けて行うことを示している。

カリキュラム・マネジメントは、本解説第3章第1節の4において示すように、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えて組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくものである。カリキュラム・マネジメントの実施に当たって、「校長の方針の下に」としているのは、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項とともに、校長が定める校務分掌に基づくことを示しており、全教職員が適切に役割を分担し、相互に連携することが必要である。その上で、児童の実態や地域の実情、指導内容を踏まえて効果的な年間指導計画等の在り方や、授業時間や週時程の在り方等について、校内研修等を通じて研究を重ねていくことも重要であり、こうした取組が学校の特色を創り上げていくこととなる。

また、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの取組は、学校が担う様々な業務の効率化を伴ってより充実することができる。この点からも、「校長の方針の下」に学校の業務改善を図り、指導の体制を整えていくことが重要となる。

次に、各学校が行う学校評価は、学校教育法第42条において「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる」と規定されており、教育課程の編成、実施、改善は教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、教育課程を中心として教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントは学校評価と関連付けて実施することが重要である。

学校評価の実施方法は、学校教育法施行規則第66条から第68条までに、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告について定めるとともに、文部科学省では法令上の規定等を踏まえて「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（平成28年3月文部科学省）を作成している。同ガイドラインでは、具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断するべきことではあるが、その設定について検討する際の視点となる例が12分野にわたり示されている。カリキュラム・マネジメントと関連付けて実施する観点からは、教育課程・学習指導に係る項目はもとより、当該教育課程を効果的に実施するための人的又は物的な体制の確保の状況なども重要である。

各学校は、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、その重点目標を達成するために必要な項目・指標等を精選して設定することが期待され、こうした例示も参照しながら各教科等の授業の状況や教育課程等の状況の評価し改善につなげていくことが求められる。

Ⅱ 教育課程	第4分科会 研究課題	知性・創造性 知性・創造性を育むカリキュラム・ マネジメントと校長の在り方
---------------	-----------------------	--

分科会の趣旨

研究の視点

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、学校は、子どもたちに「生きる力」を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識や技能の習得、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の育成に向けての教育課程を編成していくことが求められている。さらに、創意ある教育課程の編成・実施・評価・改善を進め、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」にしていくことも求められている。

こうした状況の中で学校においては、家庭や地域と連携・協働して、子どもたちが社会の変化に主体的に関わり、課題解決を図る知性・創造性を発揮できるようにしていく必要がある。

そこで、校長は、教育課程を編成し、その成果と課題の把握に努め、その結果をもとに、教育課程の改善を図り、これからの時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育成する創意ある教育の推進に向けて積極的に取り組むことが重要である。そのためには、教育課程のPDCAサイクルの確立や地域などの外部資源の効果的な活用等、社会に開かれた創意ある教育課程にしていくためのカリキュラム・マネジメントが求められる。

本分科会では、校長のリーダーシップの下、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、新しい社会を切り拓くための知性・創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善についての具体的方策と成果を明らかにする。

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進

学習指導要領では、子どもたちが学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進を目指している。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けては、児童の学習状況を的確にとらえ、教師が指導の改善を図るとともに、児童が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるよう、学習評価の在り方を改善し、指導と評価の一体化を図る必要がある。

このような視点から、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を推進するための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 知性・創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善

子どもたちに今日的な課題を克服していく力を身に付けることができるようにするためには、全教職員が子どもたちに育成すべき資質・能力について共通理解を深めるとともに、そのために必要な学習指導の工夫や教材の開発について協働して取り組み、実践の結果を基に教育課程の見直しを常に図っていく仕組みを確立する必要がある。

そのために校長は、知性・創造性を育むための教育課程編成上の課題を明確にし、家庭や地域と連携・協働を図り、絶えずより望ましい学習活動等の充実・改善を図ることが大切である。

このような視点から、知性・創造性を育む教育課程を編成・実施・評価・改善していくための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第4分科会 「知性・創造性」

研究課題 「知性・創造性を育むカリキュラム・マネジメントと校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。

「知識基盤社会」の特質としては、例えば、①知識には国境がなく、グローバル化が一層進む、②知識は日進月歩であり、競争と革新が絶え間なく生まれる、③知識の進展は旧来のパラダイムの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要になる、④性別や年齢を問わず参画することが促進される、などを挙げることができる。

このように大きく変化する社会の中では、子どもたちに「生きる力」を育むことを目指し、子どもたちの現状や課題を踏まえつつ、時代の変化を見極め、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付け、何ができるようになるのかを明確にしていくことが重要となってくる。特に、新しい社会を切り拓いていく子どもに育てるために、どのような社会になっても自分のよさをと可能性を信じ、他者と協働しながら主体的に課題解決を図り、よりよい人生や社会を創り出すための、知性や創造性の育成に力を入れていくことが重要である。

そこで、現行の学習指導要領の改訂における基本方針では以下のように述べている。(平成28年8月1日中央教育審議会教育課程企画特別部会資料より)

○ 教育基本法や学校教育法が目指す普遍的な教育の根幹を踏まえ、グローバル化の進展や人工知能(AI)の飛躍的な進化など、社会の加速度的な変化を受け止め、将来の予測が難しい社会の中でも、伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を子供たち一人一人に確実に育む学校教育を実現。“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」を実現。

○ AIも学習し進化する時代において、人間が学ぶことの本質的な意義や強みを問い直し、これまで改訂の中心であった「何を学ぶか」という指導内容の見直しに加えて、「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」の視点から学習指導要領を改善。

○ 持続可能な開発のための教育(ESD)等の考え方も踏まえつつ、社会において自立的に生きるために必要な「生きる力」を育むという理念のさらなる具体化を図るため、学校教育を通じてどのような資質・能力が身に付くのかを、以下の三つの柱に沿って明確化。

- ①生きて働く「知識・技能」の習得
- ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
- ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の涵養

このようなことを踏まえ校長は、主体的・対話的で深い学びに向けて、児童の学習状況を的確に捉え、授業改善を図るとともに、児童が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるための学習評価の在り方を改善し、指導と評価の一体化を図る必要がある。また、よりよい学校教育を通してよりよい社会をつくるという目標を学校と社会が共有し、新しい社会を切り拓くために必要な知性と創造性を育むためのカリキュラム・マネジメントの実施を促進していかなければならない。

2 「研究課題」を究明する視点

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進

- ・ 資質・能力を育むために学びの質に着目し、過程を重視した学習の充実
- ・ 指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かす学習評価の充実

(2) 知性・創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善

- ・ 学習の内容と方法を重視し、学びの過程を質的に高めていく教育課程の編成・実施
- ・ 教育課程を軸に学校教育の評価・改善の好循環を生み出すカリキュラム・マネジメントの充実

3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

第4章 初等中等教育の充実 第2節 学習指導要領が目指す教育の実現

1 新学習指導要領について

④各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の理念の実現を目指し、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出すカリキュラム・マネジメントの充実を図る必要があります。カリキュラム・マネジメントとは、子供たちや学校、地域の実態を適切に把握した上で、

- ・教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てること
- ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図ることなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上につなげていくことです。各学校においては、管理職のみならず全ての教職員がカリキュラム・マネジメントの必要性を理解し、適切に役割分担をして相互に連携するとともに、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置付けを意識しながら取り組むことが重要です。

⑤教育内容の主な改善事項

(ア) 言語能力の確実な育成

言葉は、学校という場において子供たちが行う学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものです。したがって、言語能力の向上は、学校における学びの質や、教育課程全体における資質・能力の育成の在り方に関わる課題であり、ますます重視していく必要があります。新学習指導要領においては、言語能力を支える語彙の段階的な習得も含め、発達の段階に応じた言語能力の育成が図られるよう、国語科を要としつつ教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組を進めることとしています。

(イ) 理数教育の充実

次代を担う科学技術系人材の育成や国民一人一人の科学に関する基礎的素養の向上を図るため、理数好きな子供の裾野の拡大や子供の才能を見いだし伸ばしていくことが重要です。新学習指導要領においては、算数・数学、理科で育成を目指す資質・能力を明確化し、日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などの充実により更に学習の質を向上させることとしています。

(ウ) 伝統や文化に関する教育の充実

国際社会で活躍する日本人の育成を図るためには、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、その良さを継承・発展させるための教育を充実することが必要です。このため、新学習指導要領においては、我が国の言語文化、県内の主な文化財や年中行事の理解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導を通して、我が国の伝統や文化についての理解を深める学習の充実を図っています。

(エ) 道徳教育の充実

学校教育では、調和のとれた人間の育成を目指して、子供たちの発達の段階に応じた道徳教育を展開することとしています。

小学校では平成30年度、中学校では令和元年度から「特別の教科 道徳」が全面実施され、高等学校では、平成30年3月に公示した新学習指導要領において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定するとともに、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記しました。

これを見据え、文部科学省では、各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、研修の実施や地域教材の活用など、各学校や地方公共団体等の多様な取組を支援するとともに、映像資料等を紹介する「道徳教育アーカイブ」の内容の充実を図っています。

(オ) 体験活動の充実

生命や自然を大切にするとともに心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校におい

て、自然体験活動や集団宿泊体験、奉仕体験活動といった様々な体験活動を行うことは極めて有意義です。新学習指導要領においては、生命の有限性や自然の大切さなどを実感するための体験活動の充実や自然の中での集団体験活動、職場体験を重視するといった体験活動の充実を進めることとしています。

(カ) 外国語教育の充実

新学習指導要領では、外国語教育の更なる改善・充実のため、「何が出来ようになるか」という観点から、小・中・高等学校を通じた五つの領域（「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り・発表〕」「書くこと」）別の目標を設定しています。

令和2年度から新学習指導要領が全面実施された小学校では、中学年から「聞くこと」「話すこと」を中心とした外国語活動を通じて外国語に慣れ親しみ、外国語学習への動機付けを高めた上で（年間35単位時間程度）、高学年から発達段階に応じて段階的に「読むこと」「書くこと」を加え、教科として学習を行っています（年間70単位時間程度）。中学校では、互いの考えや気持ちなどを外国語で伝え合う対話的な言語活動を重視し、授業を外国語で行うことを基本としています。また、高等学校では、複数の領域を結び付けた統合的な言語活動を通じて、五つの領域を総合的に育成する科目群として「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を設定し、「英語コミュニケーションⅠ」を共通必修科目とするとともに、発信力の強化に特化した科目群として「論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を設定しています。

(キ) 情報活用能力の育成

新学習指導要領では、「情報活用能力」を、言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを通じて、教育課程全体で育成するものとしています。また、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICT環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することとしています。

情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報の収集・整理・発信・共有等を行うことができる力であり、さらに情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものです。これを確実に育んでいくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要です。

1 教育課程編成の原則（第1章第1の1）

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

(1) 教育課程の編成の主体

教育課程の編成主体については、第1章総則第1の1において「各学校においては、・ ・適切な教育課程を編成するものとし」と示している。また、第1章総則第1の2では、学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において「創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」ことが示されており、教育課程編成における学校の主体性を発揮する必要性が強調されている。

学校において教育課程を編成するということは、学校教育法第37条第4項において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定されていることから、学校の長たる校長が責任者となって編成するということである。これは権限と責任の所在を示したものであり、学校は組織体であるから、教育課程の編成作業は、当然ながら全教職員の協力の下に行わなければならない。「総合的な学習の時間」をはじめとして、創意工夫を生かした教育課程を各学校で編成することが求められており、学級や学年の枠を超えて教師同士が連携協力することがますます重要となっている。

各学校には校長、副校長、教頭のほかに教務主任をはじめとして各主任等が置かれ、それらの担当者を中心として全教職員がそれぞれ校務を分担処理している。各学校の教育課程は、これらの学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体の balan

スに配慮しながら創意工夫を加えて編成することが大切である。また、校長は学校全体の責任者として指導性を発揮し、家庭や地域社会との連携を図りつつ学校として統一のある、しかも一貫性をもった教育課程の編成を行うように努めることが必要である。

(2) 教育課程の編成の原則

本項が規定する「これらに掲げる目標」とは、学習指導要領を含む教育課程に関する法令及び各学校が編成する教育課程が掲げる目標を指すものである。また、「目標を達成するよう教育を行うものとする」の規定は、前述のとおり、教育基本法第2条（教育の目標）、学校教育法第21条（義務教育の目標）及び第30条（小学校教育の目標）が、いずれも「目標を達成するよう行われるものとする」と規定していることを踏まえたものであり、児童が目標を達成することを義務づけるものではないが、教育を行う者は、これらに掲げる目標を達成するように教育を行う必要があることを示したものである。

2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開（第1章第1の2）

(1) 確かな学力（第1章第1の2の(1)）

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮すること。

教育基本法第2条第1号は、教育の目的として「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養う」ことを規定し、学校教育法第30条第2項は、小学校教育の実施に当たって、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」と規定している。

本項は、こうした法令の規定を受け、児童が確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養を目指す教育の充実に努めることを示している。加えて、変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を身に付けるためには、自分のよさや可能性を認識して個性を生かしつつ、多様な他者を価値のある存在として尊重し、協働して様々な課題を解決していくことが重要であることから、学校教育法第30条第2項に規定された事項に加えて、「個性を生かし多様な人々との協働を促す」ことを示している。

こうした知識及び技能の習得や、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度、多様性や協働性の重視といった点は、第1章総則第1の3(1)から(3)までに示す資質・能力の三つの柱とも重なり合うものであることから、その詳細や資質・能力の三つの柱との関係については、本解説第3章第1節の3において解説している。また、確かな学力の育成は、第1章総則第3の1に示すとおり、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して実現が図られるものであり、そうした学習の過程の在り方については、本解説第3章第3節の1において解説している。

本項においては、確かな学力の育成に当たって特に重要となる学習活動として、児童の発達の段階を考慮して、まず「児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実する」ことを示しており、学習の基盤となる資質・能力の育成について第1章総則第2の2(1)において言語活動の充実について第1章総則第3の1(2)において規定されている。

加えて本項では、「家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮すること」の重要性を示している。小学校教育の早い段階で学習習慣を確立することは、その後の生涯にわたる学習に影響する極めて重要な課題であることから、家庭との連携を図りながら、宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課したり、発達の段階に応じた学習計画の立て方や学び方を促したりするなど家庭学習も視野に入れた指導を行う必要がある。

4 カリキュラム・マネジメントの充実（第3章第1の4）

4 各学校においては、児童や学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を

図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

本項は、各学校が教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことができるよう、カリキュラム・マネジメントとは何かを定義するとともにその充実について示している。

教育課程はあらゆる教育活動を支える基盤となるものであり、学校運営についても、教育課程に基づく教育活動をより効果的に実施していく観点から組織運営がなされなければならない。カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことであり、本項においては、中央教育審議会答申の整理を踏まえ次の三つの側面から整理して示している。具体的には、

- ・ 児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、
- ・ 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、
- ・ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことと定義している。

また、総則の項目立てについても、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを円滑に進めていく観点から、教育課程の編成、実施、評価及び改善の手續を踏まえて、①小学校教育の基本と教育課程の役割（第1章総則第1）、②教育課程の編成（第1章総則第2）、③教育課程の実施と学習評価（第1章総則第3）、④児童の発達の支援（第1章総則第4）、⑤学校運営上の留意事項（第1章総則第5）、⑥道徳教育に関する配慮事項（第1章総則第6）としているところである。各学校においては、こうした総則の全体像も含めて、教育課程に関する国や教育委員会の基準を踏まえ、自校の教育課程の編成、実施、評価及び改善に関する課題がどこにあるのかを明確にして教職員間で共有し改善を行うことにより学校教育の質の向上を図り、カリキュラム・マネジメントの充実にも努めることが求められる。

ア 児童や学校、地域の実態を適切に把握すること

教育課程は、第1章総則第1の1が示すとおり「児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して」編成されることが必要である。各学校においては、各種調査結果やデータ等に基づき、児童の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握したり、保護者や地域住民の意向等を的確に把握した上で、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定めていくことが求められる。

イ カリキュラム・マネジメントの三つの側面を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

学校の教育活動の質の向上を図る取組は、教育課程に基づき組織的かつ計画的に行われる必要がある。各学校においては、第1章総則第5の1アに示すとおり、「校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行う」ことが必要である。また、教育課程は学校運営全体の中核ともなるものであり、同じく第1章総則第5の1アに示すとおり、学校評価の取組についても、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意が必要である。

組織的かつ計画的に取組を進めるためには、教育課程の編成を含めたカリキュラム・マネジメントに関わる取組を、学校の組織全体の中に明確に位置付け、具体的な組織や日程を決定していくことが重要となる。校内の組織及び各種会議の役割分担や相互関係を明確に決め、職務分担に応じた既存の組織を整備、補強したり、新たな組織を設けたりすること、また、分担作業やその調整を含めて、作業ごとの具体的な日程を決めて取り組んでいくことが必要である。

また、カリキュラム・マネジメントを効果的に進めるためには、何を目標として教育活動の質の向上を図っていくのかを明確にすることが重要である。第1章総則第2の1に示すとおり、教育課程の編成の基本となる学校の経営方針や教育目標を明確にし、家庭や地域とも共有していくことが求められる。

Ⅱ 教育課程

第5分科会 豊かな人間性

研究課題 豊かな人間性を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方

分科会の趣旨

グローバル化が進んでいる現在、様々な価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きていくことや、科学技術の発展や社会・経済の変化の中で、人々の幸福や持続可能な社会の実現を図ることが一層重要となる。このような時代の中で、子どもたちが自らを律しつつ、自己を確立し、他人を思いやる心や感動する心をもつ豊かな人間性を備えた人として育ち、自分らしく主体的に生きていける教育を推進していくことが求められている。

学校には、豊かな人間性と未来を切り拓く力を育む教育活動を展開していくことが求められている。その基盤となるのが、人権教育であり、道徳教育である。

人権教育については、子どもたちに人間と生命の価値を自覚し尊重することや、人と調和して共に生きること、人の痛みや思いに共感することなどを育むことを教育活動全般の中で進めていくことが必要である。

また、道徳教育については、自立した一人の人間として、人生を他者と共によりよく生きる人格を形成することを目指すものであり、子どもたちが夢や希望をもって未来を拓き、人間としてよりよく生きようとする力が育成されるよう指導の一層の充実を図っていかなければならない。

本分科会では、校長のリーダーシップの下、道徳教育や人権教育など心の教育に関わる教育実践を推進するとともに、家庭や地域等と連携・協働した取組を実現し、人間性豊かな日本人を育成するためのカリキュラム・マネジメントの具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 豊かな心を育む道徳教育の推進

子どもたちの豊かな心の育成は、特別の教科道徳はもとより、各教科等の特質に応じて適切な指導を行うことが必要である。また、子どもたちに育むべき道徳性の内容を的確にとらえるとともに、多様で効果的な指導方法を取り入れ、豊かな心を育成する道筋を踏まえた教育活動を吟味し、展開していくことも求められている。

校長は、このような認識に立ち、未来社会に生きる子どもたちの人格形成を見据えて、規範意識や自尊感情を高め、夢や希望をもって未来を切り拓き、よりよく生きることのできる力を育む教育活動を、家庭・地域と連携しながら進めていかなければならない。

このような視点から、豊かな心を育む道徳教育を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) よりよい社会を創る人権教育の推進

未来を担う子どもたちにとって、人が生きていく上で必要な権利を知り、あらゆる差別を許さず、文化・価値観・個性の違いこそが豊かさにつながることに認識することは、人権感覚を育むためには重要なことである。そのためには、学級をはじめ学校生活全体の中で、子どもたち自身が互いに認め合い、豊かな人間関係を構築していくことが大切である。また、子どもたちの人権感覚は、学校だけでなく家庭や地域社会を通じて育まれることから、その連携と協働が不可欠である。

このような視点から、学校・地域の実態に即した、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心等、社会を生き抜くために必要な人権感覚を育むための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第5分科会「豊かな人間性」

研究課題 「豊かな人間性を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

将来の我が国を担う子どもたちに、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心、規範意識などの道德性の育成を図ることは、極めて重要なことであり、喫緊に取り組むべき社会的要請となっている。

しかし、近年、生命を大切にする心や思いやりの心などの倫理観や、社会性の育成などが十分ではないとの指摘がなされている。子どもの心の成長に関わる現状を見ると、社会的環境の変化、家庭や地域社会の教育力の低下、体験の減少などを背景に、生命尊重の心の不十分さ、自尊感情の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、子どもの心の活力が弱ってきている。

第2期教育振興基本計画でも、「豊かな情操や、他者、社会、自然・環境と関わり、自らを律しつつ共に生きる力、主体的に判断し、適切に行動する力などを持つ子どもを育てる。」ことを求めている。

「豊かな人間性」とは

- 美しいものや自然に感動する心などの感性
- 正義感や公正さを重んじる心
- 生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観
- 他人を思いやる心や社会貢献の精神
- 自立心、自己抑制力、責任感
- 他者との共生や異質なものへの寛容などの感性や心である。

具体的には、学校・家庭・地域それぞれの場で、意図的・計画的・総合的に取り組むことが必要である。学校教育においては、豊かな人間性と未来を切り拓く力を育む教育活動を展開していくことが求められている。その基盤となるのが、人権教育であり、道徳教育であると捉えている。

- (1) 人権教育の推進－人間と生命の価値を自覚し尊重することや人と調和して共に生きること、人の痛みや思いに共感することなどを育む。
- (2) 道徳教育の推進－自立した一人の人間として人生を他者とともによりよく生きる人格を形成することを目指し、人間としてよりよく生きようとする力を育成する。

校長は、学校や地域の実態・課題の状況を十分に把握し、推進計画を策定するとともに、校長のリーダーシップの下、全校推進体制を充実させ、日常的に点検・評価を行い、さらに評価結果に基づく改善を図りながら、実践に努めなければならない。

2 「研究課題」を究明する視点

(1) 豊かな心を育む道徳教育の推進

- ・「特別の教科 道徳」の目標と内容を体系的、構造的に明確にしなが、子どもの実態把握に基づいた多様で効果的な指導方法や評価の在り方
- ・自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養う教育活動

(2) よりよい社会を創る人権教育の推進

- ・子どもたちが互いに認め合い、豊かな人間関係を構築していける学校づくりと家庭・地域との連携・協働
- ・教育活動全体を通じて、人権尊重の意義や内容、重要性を理解させ、人権が尊重される社会に貢献できるような資質・能力の育成

3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

人権教育の指導方法等の在り方について「第3次とりまとめ」

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 平成20年4月

第1章 学校における人権教育の改善・充実の基本的考え方

1. 人権及び人権教育

(2) 人権教育とは

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）では、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（第2条）をいうものとしている。この定義についても、より具体的にとらえることが必要である。

国連の「人権教育のための世界計画」行動計画では、人権教育について「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う」ものとし、その要素として（a）知識及び技術—人権及び人権保護の仕組みを学び、日常生活で用いる技術を身に付けること、（b）価値、姿勢及び行動—価値を発展させ、人権擁護の姿勢及び行動を強化すること、（c）行動—人権を保護し促進する行動をとることが、含まれるものとしている。

これらを踏まえれば、人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められる。

(3) 人権感覚とは

人権感覚とは、人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚である。「価値志向的な感覚」とは、人間にとってきわめて重要な価値である人権が守られることを肯定し、侵害されることを否定するという意味において、まさに価値を志向し、価値に向かおうとする感覚であることを言ったものである。このような人権感覚が健全に働くと、自他の人権が尊重されていることの「妥当性」を肯定し、逆にそれが侵害されることの「問題性」を認識して、人権侵害を解決せずにはいられないとする、いわゆる人権意識が芽生えてくる。つまり、価値志向的な人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動に連なると考えられるのである。

(4) 人権教育を通じて育てたい資質・能力

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育であることがわかる。

このような人権教育を通じて培われるべき資質・能力については、次の3つの側面（1. 知識的側面、2. 価値的・態度的側面及び3. 技能的側面）から捉えることができる。

令和2年度版 人権教育・啓発白書

第1章第1節、第2章より

法務省・文部科学省 令和2年6月

【第1章】

1 人権教育 (1) 学校教育

ア 人権教育の推進

文部科学省では、「人権教育・啓発推進法及び人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年閣議決定、平成23年一部変更）を踏まえ、学校教育における人権教育に関する指導方法等について検討を行い、（中略）平成20年3月に「第3次とりまとめ」を公表した。文部科学省では、この第3次とりまとめを全国の国公立学校や教育委員会等に配布するなど、人権教育の指導方法等の在り方についての調査研究の成果普及に努めている。

また、人権教育の全国的な推進を図るため、平成23年度から、各都道府県教育委員会を通じた学校における人権教育の特色ある実践事例の収集、公表を行うとともに、平成26年度に文部科学省ホームページ掲載用の人権教育の理解促進を図るための動画を作成した。平成28年6月3日に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言語の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が施行され

たことを踏まえ、外国人の人権尊重に関する実践事例を収集し、その結果を文部科学省ホームページ等で周知した。平成29年度には、各都道府県・指定都市教育委員会における人権教育指導資料の作成状況を一覧化し、文部科学省ホームページに掲載した。

さらに、平成22年度から毎年、「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育の推進に関する情報交換や協議を行うとともに、「児童の権利に関する条約」（平成6年条約第2号。以下「児童の権利条約」という。）等について周知を図っている。

また、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における人権教育の指導方法の改善充実について実践的な研究を委嘱する「人権教育研究推進事業（平成30年度実績：46地域、110校）」、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行う「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」等を実施し、人権教育の推進に努めている。

イ 道徳教育の推進

文部科学省では、学習指導要領において、学校における道徳教育の充実を図っている。道徳教育は4つの視点、A 自分自身、B 人との関わり、C 集団や社会との関わり、D 生命や自然、崇高なものとの関わりに分け、発達段階に応じて19から22の内容項目がある。その中で例えば、C 集団や社会との関わりの中で、誰に対しても差別や偏見を持たず、公正、公平にすることや、法やきまりを守り、自他の権利を大切にすること等、人権教育にも資する指導を行うこととしている。

また、道徳教育の一層の充実を図るため、平成30年度から小学校、平成31年度から中学校において「特別の教科 道徳」を全面実施することとしている。

さらに、学校・地域の実情等に応じた多様な道徳教育を支援するため、全国的な事例収集と情報提供、特色ある道徳教育や教材活用等、地方公共団体への支援を行っている。

加えて、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たすことから、各幼稚園において、道徳性の芽生えを培う指導の充実が図られるように努めている。

ウ 地域や学校における奉仕活動・体験活動の推進

子どもの社会性や豊かな人間性を育む観点から、机上の知育だけではなく、具体的な体験や物事との関わりを通じた様々な体験活動を積極的に推進することは極めて重要なことである。文部科学省では、豊かな人間性や社会性を育むために、児童生徒の健全育成を目的とした様々な創意工夫のある長期宿泊体験の取組として「健全育成のための体験活動推進事業」を実施している。

エ 教員の資質向上等

教員の資質能力については、養成・採用・研修の各段階を通じてその向上を図っており、各都道府県教育委員会等が実施している教諭等に対する初任者研修や中堅教諭等資質向上研修等では、人権教育に関する内容が扱われるなど、人権尊重意識を高めるための取組を行っている。

【第2章】 新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見・いじめ等への取組

新型コロナウイルス感染症に関連して、不当な差別、偏見、いじめ等様々な人権問題が発生しています。（中略）

さらに、文部科学省では、令和2年3月に作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」において、「感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにすること」としています。また、「児童生徒等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、児童生徒等の人権に十分配慮すること」など、海外から帰国した児童生徒等への対応について通知を発出しました。

（参考）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（抜粋）

2. 市民と事業者の皆様へ

（2）感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めてください。報道関係・報道関係者におかれましては、個人情報保護と公衆衛生対策の観点から特段の配慮をお願いいたします。

第10節 道徳教育の充実

学校教育では、調和の取れた人間の育成を目指して、子供たちの発達段階に応じた道徳教育を展開することとしています。幼稚園では、各領域を通して総合的な指導を行い、道徳性の芽生えを培うこととしています。小・中学校では、道徳の時間（週当たり1単位時間）を要として、各教科、総合的な学習の時間、特別活動などそれぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととしています。高等学校では、人間としての在り方生き方に関する教育を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図ることとしています。

他方、小・中学校に道徳の時間が設置されてから約70年がたちますが、これまで学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校の創意工夫を生かした素晴らしい実践が行われている一方で、道徳教育が本来の役割を果たさきれていないのではないかと指摘もなされてきました。

また、今後、人工知能をはじめとする技術革新が進むなど、将来を予測することがますます困難な時代になると予想されます。このような時代を前に、私たち人間に求められるのは、感性を豊かに働かせながら、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新しい価値を生み出していくことであり、こうした中で、より良く生きるための基盤となる資質・能力を養う道徳教育の役割はますます重要となっています。

文部科学省では、このような状況を踏まえ、道徳教育の更なる充実のため、道徳の時間を「特別の教科道徳（道徳科）」として位置付けることなどに係る学習指導要領の一部改正等を行いました。このことにより、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う、「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換が図られるものと考えています。

今回の改正の主なポイントは次のとおりです。

1. 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
2. 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
3. 数値評価は引き続き実施せず、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を継続的に把握
4. 道徳科に検定教科書を導入

今回の改正を踏まえ、小学校では平成30年度から、中学校では31年度からそれぞれ道徳科が全面実施されます。また、27年度から小・中学校それぞれの実施年度までの間は移行措置として、改正学習指導要領の趣旨を踏まえた取組が可能となっています。

また、評価や指導要録の在り方等については、平成28年7月の「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」の報告を踏まえ、同月に文部科学省から「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成28年7月29日付け初等中等教育局長通知）を発出し、道徳科の評価の在り方や指導要録の参考様式について周知・徹底を図りました。その中では、従来どおり数値による評価は行わないことを前提として、以下のとおり基本的な考え方を示しています。

1. 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと
2. 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること
3. 児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
4. 道徳科の評価は、入学者選抜の可否判定に活用することのないようにすること

さらに、文部科学省では、道徳科の全面実施に向け、道徳教育の充実のための資料等をホームページ上で公開する「道徳教育アーカイブ」を平成29年5月に開設し、各学校の児童生徒の実態に応じた多様な創意工夫を生かした授業づくりを支援しています。このほかにも、各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、研修の充実や外部講師の活用、郷土の歴史や偉人などを取り上げた地域教材の作成、家庭・地域との連携を強化する取組など地方公共団体等における多様な取組を支援する「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」を実施しています。

第11節 人権教育の推進

「日本国憲法」及び「教育基本法」の精神にのっとり、学校教育・社会教育を通じて人権尊重の意識を高める教育を推進することは重要なことです。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定、23年4月1日一部変更）に基づき、政府全体として人権教育・啓発を推

進んでいます。学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人一人を大切にする教育の推進に努めています。

文部科学省では、学校教育の分野において、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第3次まとめ〕」（平成20年3月）等を踏まえつつ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」を実施し、人権教育の先進的な取組の普及に努めています。

また、平成23年度から27年度まで人権教育の全国的な推進を図るため、人権教育の実践事例の収集・公表を実施しました。28年度においては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号）が施行されたことを踏まえ、学校における人権教育の一層の推進に資するため、外国人の人権尊重に関する実践事例を収集し公開しました。

さらに、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日付け初等中等教育局児童生徒課長通知）を発出するとともに、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を28年4月に作成し、学校へ周知しました。

そのほか、平成22年度から開始した都道府県等の人権教育担当指導主事等を対象とする「人権教育担当指導主事連絡協議会」を引き続き開催しており、人権教育の重要性について改めて認識を共有するとともに、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号）、北朝鮮による日本人拉致問題や「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」等について引き続き周知を図っています。

新学習指導要領解説 総則編

文部科学省 平成29年6月

(2) 豊かな心（第1章第1の2の(2)）

① 豊かな心や創造性の涵養（第1章第1の2の(2)の1段目）

(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

教育基本法第2条第1号は、教育の目的として「豊かな情操と道徳心を培う」ことを規定しており、本項では、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることを示している。創造性とは、感性を豊かに働かせながら、思いや考えを基に構想し、新しい意味や価値を創造していく資質・能力であり、豊かな心の涵養と密接に関わるものであることから、本項において一体的に示している。豊かな心や創造性の涵養は、第1章総則第3の1に示すとおり、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して実現が図られるものであり、そうした学習の過程の在り方については、本解説第3章第3節の1において解説している。本項で示す教育活動のうち、道徳教育については次項②から④までの解説のとおりであり、体験活動については第1章総則第3の1(5)において示している。多様な表現や鑑賞の活動等については、音楽や図画工作における表現及び鑑賞の活動や、体育における表現運動、特別活動における文化的行事、文化系のクラブ活動等の充実に努めるほか、各教科等における言語活動の充実（第1章総則第3の1(2)）を図ることや、教育課程外の学校教育活動などと相互に関連させ、学校教育活動全体として効果的に取り組むことも重要となる。② 道徳教育の展開と道徳科（第1章第1の2の(2)の2段目）学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。道徳教育は人格形成の根幹に関わるものであり、同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支えるものでもあることに鑑みると、児童の生活全体に関わるものであり、学校で行われる全ての教育活動に関わるものである。各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動にはそれぞれ固有の目標や特質があり、それらを重視しつつ教育活動が行われるが、それと同時にその全てが教育基本法第1条に規定する「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を目的としている。したがって、それぞれの教育活動においても、その特質を生かし、児童の学年が進むにつれて全体として把握できる発達の段階や個々人の特性等の両方を適切に考慮しつつ、人格形成の根幹であると同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支える道徳教育の役割をも担うことになる。中でも、特別の教科として位置付けられた道徳科は、道徳性を養うことを目指すものとして、その中核的な役割を果たす。道徳科の指導において、各教科等で行われる道徳教育を補ったり、それを深めたり、相互の関連を考えて発展させ、統合させたりすることで、学校における道徳教育は一層充実する。こうした考え方に立って、道徳教育は道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものと規定している。

分科会の趣旨

社会環境・生活環境の変化は、人々の生活様式に大きな影響をもたらしたばかりでなく、子どもたちの心身への影響も大きく、体力・運動能力の低下をはじめ、ストレスや肥満傾向の増加、生活習慣病への危険性の高まりなど、様々な健康問題を引き起こしている。また、運動への関心や運動する意欲の低下、さらに、運動する子どもとそうでない子どもとの二極化が進んでおり、子どもの体力の低下傾向や生活習慣病等が課題となっている。

こうした課題を乗り越え、子ども一人一人に運動や健康・安全の大切さについての意識を高め、自らの健康を適切に管理し改善する能力を培うことが強く求められている。

また、子どもが学んだことを、実社会・実生活に生かすことができるように家庭・地域との連携を強化し、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育み、運動のできる環境も含め、健康で安全な生活を送ることができるような教育課程の編成・実施等が求められる。

これらのことを踏まえると、学校での教育活動とともに、家庭や地域の役割を明確にし、学校・家庭・地域の密接な連携・協働が必要と考える。

本分科会では、これからの時代を生きる子どもたちが、心身ともに健やかな成長を目指す健康教育を推進するためのカリキュラム・マネジメントについての具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育てる教育活動の推進

子どもたちの生活全体から日常的な身体運動が減少しており、子どもたちの体力は全国的に低下・停滞傾向にある。それを解決するために、体育の

授業をはじめ、学校教育全体で体力向上に取り組むとともに、家庭や地域との連携が必要である。特に体育科では、いろいろな運動との多様な関わり方を楽しむことができるようにするとともに、自ら学習に取り組み、基礎的な身体能力や知識を身に付けることができる授業実践が重要である。

校長は、このような認識に立ち、学校や地域の実態に十分考慮して活動時間や活動内容などを工夫しながら、体育的な活動を教育活動全体の計画に位置付け、全教職員の共通理解のもと積極的に実践していけるようなカリキュラム・マネジメントに努めなければならない。

このような視点に立ち、豊かなスポーツライフを実現するための教育活動を推進するための校長の果たすべき役割と指導性を明らかにする。

(2) 生涯を通じて自他の健康や安全な生活を営む資質や能力を育てる教育活動の推進

ライフスタイルの変化や生活習慣の乱れ等による運動・身体活動の低下等が、子どもたちの心身の健康に大きな影響を与えていることが問題視されている。

このような状況にあって、食事、運動、休養、睡眠などの重要性を理解し、自らの基本的な生活習慣を見直すことや、心と体の密接な関連性を理解し、様々な欲求やストレスに対して、状況に合わせて適切に対処できる力を育てることは重要な課題である。さらに、生活習慣病や基本的な感染症に関する知識をもち、個人でできる予防手段を講じることができるなど、自分の体への関心を高め、生涯にわたって健康を維持できる能力を育む必要性が叫ばれている。

校長は、子どもたちが生涯を通じて自他の健康課題に適切に対応し、維持・改善する能力を育てるために、教科等横断的な視点も含め、健康教育の充実に努めなければならない。

このような視点に立ち、心身ともに健やかな成長を目指す健康教育の推進のために、校長が果たすべき役割と指導性を明らかにする。

第6分科会「健やかな体」

研究課題 「健やかな体を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的な課題性と先見性、意識改革の必要性についての解説

21世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

しかし、近年、子どもたちは、体格面での成長に比べ、瞬発力・持久力・柔軟性など体力・運動能力の低下が指摘されている。また、肥満傾向の増加や視力の低下、さらには、「眠れない」「疲れやすい」「ストレスがたまる」など精神的な問題も多く見られるようになってきている。この背景には、物質的に豊かで便利な現代生活の中で、以前に比べて、子どもたちが直接行動し体を通して体験したり、汗を流して取り組んだりという機会が、減少してきていることが上げられている。少子化の傾向や、大人社会の人間関係の狭まりもあり、子どもたちに集団遊びが見られなくなり、室内遊びが増加していることも一つの要因といわれている。

このように、子どもたちを取り巻く環境の変化は、子どもたちの成長・発達に少なからず影響を与え、身体面だけでなく、精神面にも多くの問題が出てきている。

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも健康が重要である。健康は生きる上での基本であり、子どもたちが、様々な経験を通じて健康に関する知識と生涯にわたって自らの健康を適切に管理できる力を習得し、生き生きとした生活を実践することができる能力を育むことが求められている。たとえば、自らの健康を保持していくために、基本的な生活習慣の一部である運動習慣を身に付けることや、食育を通して生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育むことは重要な課題である。

子どもたちが、自己や他者の健康の保持増進を図る能力を身に付け、様々な心身の健康課題に適切に対処し解決していくためには、家庭内の約束事として起床・就寝時間を決めるなど、家庭・地域社会との密接な連携・協力のもと一体となって子どもの生活習慣づくりに取り組むことが重要である。

学校においても、子どもとの健康保持増進のために組織的な取組が容易となるよう、校長のリーダーシップの下、日頃から運営上の方針や原則について検討し、教職員の役割分担を明確にしつつ、体制を整えておかなければならない。

校長は、多様化・深刻化している子どもの健康課題を解決するために、校内の組織が十分に機能するように体制の整備を図り、健康教育全体計画に基づき、すべての教職員が共通の認識に立ち健康教育を推進することができるように、リーダーシップを発揮していくことが必要である。

2 「研究課題」を究明する視点

(1) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育てる教育活動の推進

- ・基礎的な身体能力や知識を身に付けさせ、自ら学習に取り組ませる教育活動の充実
- ・地域・家庭と連携しながら運動習慣を身に付けさせる学校の役割

(2) 生涯を通じて自他の健康や安全な生活を営む資質や能力を育てる教育活動の推進

- ・たくましく生きる意志と意欲を育み、心身ともに健やかな成長を目指す資質・能力の育成
- ・生涯にわたって自らの健康を適切に管理し、維持・改善する能力を育む健康教育の充実

3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の概要について

スポーツ庁 令和元年12月23日

1 児童生徒の体力・運動能力等の状況

○ 令和元年度の小学校5年生及び中学校2年生（以下「児童生徒」）における体力合計点（各テスト項目に係る得点を合計した点数の平均値。以下同じ。）について、平成20年度の調査開始以降の推移をみると、令和元年度は小・中学生の男女ともに低下した。小・中学生ともに、女子よりも男子の方が大きく低下しており、特に、小学生男子は過去最低の数値であった。

2 児童生徒の運動時間と体力・運動能力

○ 児童生徒の運動時間（体育・保健体育の授業を除く1週間の総運動時間。）について、420分以上※1である児童生徒の割合は、小学生よりも中学生の方が高く、60分未満である児童生徒の割合は、男子よりも女子の方が高い。

○ また、児童生徒の運動時間別に体力合計点を比較すると、運動時間が420分以上の児童生徒の体力合計点は、420分未満の児童生徒の体力合計点に比べて高い。

3 児童生徒の生活習慣と体力・運動能力

（1）朝食の摂取状況

○ 児童生徒の朝食の摂取状況は、「毎日食べる」割合は中学生男女よりも小学生男女の方が高く、「食べない日が多い」「食べない」割合は小学生男女より中学生男女の割合が高い。

○ 児童生徒の朝食摂取状況別に体力合計点を比較してみると、「毎日食べる」と回答した児童生徒は、それ以外（「食べない日もある」＋「食べない日が多い」＋「食べない」）の児童生徒と比較し、体力合計点が高い傾向がみられる。

（2）テレビ、DVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等の映像の視聴時間

○ 児童生徒のテレビ、DVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等による映像の視聴時間は、小・中学生ともに女子よりも男子の方が長時間となる傾向がみられる。

○ 児童生徒のテレビ、DVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等による映像の視聴時間と体力合計点の関係をみると、平日1日当たりの映像視聴時間が長時間になると体力合計点が低下する傾向がみられる。

（3）児童生徒の体格の状況

○ 児童生徒の体格状況は、小・中学生ともに、女子よりも男子の方が肥満傾向児の割合が高く、痩身傾向児の割合は、男子よりも女子の方が高い。

○ 児童生徒の体格と体力総合評価の関係をみると、小・中学生ともに、体格が肥満の児童生徒は、普通の児童生徒と比べて、総合評価A・Bの割合が低く、D・Eの割合が高い。

4 テーマ分析

今年度は、運動やスポーツを行って楽しいときはどんな時かを切り口としてどのような活動や場所が求められるのかについて検証を行った。さらに運動が苦手な児童生徒でも体育授業をきっかけに運動が好きになり、意欲的に運動に取り組むようになるよう、授業でどのような取組が有効となるかについて、分析を行った。

（1）児童生徒の運動やスポーツを行って楽しいと感じるときの傾向

○ 児童生徒の半数以上が、「勝ったとき」「記録が伸びたとき」「上手にできたとき」「できなかったことができるようになったとき」に運動やスポーツの楽しさを感じている。

また、上記4項目について、体力評価別にみると、小・中学校男子ではAB群・DE群ともに「勝ったとき」に最も楽しさを感じるのに対し、小学校女子のAB群では「記録が伸びたとき」、中学校女子ではAB群で「勝ったとき」に最も楽しさを感じ、DE群では小・中学校ともに「上手にできたとき」に最も楽しさを感じるという特徴が見られた。

（2）運動が苦手な児童生徒でも運動やスポーツを楽しみ感じる体育授業の取組

○ 運動が苦手な児童生徒に対しては、授業での助け合いや話し合い等の取組を行うと、行っていない場合に比べ、運動やスポーツが「好き」の割合が高くなる傾向がみられた。授業における様々な取組が、児童生徒の運動やスポーツに対する好意的な意識につながる可能性があることが分かった。

学校は、子供の健やかな成長を目指して教育活動を行う場であり、子供の健康と安全を保つことは重要です。文部科学省では、学校における食育の推進、心と体の健康問題への対応、学校における子供の安全確保に向けて、様々な施策に取り組んでいます。

また、学校における食育の推進並びに安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、これまでも学校の教育活動全体として取り組むことが重要であるとされてきましたが、平成29年3月に公示された新たな学習指導要領の総則においては、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、それ以外の各教科や総合的な学習の時間等においても適切に行うよう示しています。さらに、教育課程の編成及び実施にあたっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画等、各分野における学校の全体計画等と関連づけながら効果的な指導を行うこととしています。

1 学校における食育、学校給食の推進

(1) 学校における食育の推進

（中略）また、文部科学省では、平成29年度から、栄養教諭と養護教諭等が連携した家庭へのアプローチや、体験活動を通じた食への理解促進など、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、効果的に子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す「つながる食育推進事業」を実施しています。

(2) 学校給食の充実

学校給食は、栄養バランスの取れた食事を子供に提供することによって子供の健康の保持増進を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための教材として活用することができるなど大きな教育的意義を持っています。平成30年5月現在、小学校では1万9,453校（全小学校の99.1%）、中学校では9,122校（全中学校の89.9%）が学校給食を実施しています。（以下略）

2 学校保健の充実

(1) 子供の健康課題に対する総合的な取組

現代の多様化・深刻化する子供の健康課題に対応するため、心の健康や性に関する問題、喫煙、飲酒、薬物乱用防止について記述した「児童生徒の心と体を守る啓発教材」を作成し、全国の小学校、中学校、高等学校等に配布しました。（中略）さらに、学校、家庭、地域の専門機関等が連携し、学校における健康課題を協議することによって児童生徒等の健康づくりを推進する学校保健委員会の設置を推進しており、平成28年度の設置率は96%と高い水準を実現しています。

(2) がん教育の推進

がん対策については、厚生労働省が中心となって、「がん対策基本法」の下で政府が策定する「がん対策推進基本計画」に基づいて行われており、現在は平成29年度から34年度までの第三期の計画期間となっています。（後略）

(3) 薬物乱用防止教育の充実

近年の青少年の薬物乱用問題については、これまでの諸対策によって、薬物は絶対に使うべきではないと考える児童生徒の割合が高くなるなど規範意識の向上が見られ、一定の成果が認められています。（後略）

3 学校安全の推進

(1) 子供の安全に関する総合的な取組

平成21年4月に施行された「学校保健安全法」に基づき、学校安全を取り巻く様々な課題に対して学校全体としての取組体制を整備充実させるため、文部科学省では、29年3月、「第2次学校安全の推進に関する計画」を策定しました。同計画には、学校安全の推進の方向性として目指すべき姿や施策目標を明示した上で、新たに、学習指導要領の改訂等を踏まえた安全教育の充実方策や、第1次計画策定後の新たな安全上の課題への対応等を盛り込んでおり、今後は、同計画に基づき、学校安全の取組を推進することとしています。

(2) 学校での子供の安全確保の充実

学校は児童生徒等が安心して学習を行うことが求められる場所であり、学校においてその安全な環境を整備し、事件・事故を防止するための取組を進める必要があります。

このため、安全対策として実施する監視カメラや非常通報装置、自動体外式除細動器（AED）の設置などに関する経費に対して地方財政措置が講じられています。また、文部科学省では、学校における安全教育や安全管理の充実に資するため、教職員向け学校安全資料として、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被

害や、ミサイル・テロ等、突発的に大規模な災害をもたらし得る危険が発生するような新たな危機事象など、近年の様々な安全上の課題等を踏まえ、学校が危機管理マニュアル作成の手引となる参考資料「学校の危機管理マニュアルの作成の手引」（平成30年2月）等の活用を促しています。

また、学校の管理下で発生した様々な事故の教訓を踏まえ、平成26年度から27年度にかけて開催された「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議での議論に基づき、事故後の対応の在り方や再発防止に関する「学校事故対応に関する指針」を28年3月に取りまとめ、学校等における適切な対応を促しています。さらに、熱中症事故を防止するため、毎年暑くなり始める前の5月と熱中症救急搬送者数の多い7月を中心に各種通知の発出やメールマガジン、文部科学省ホームページ等により熱中症に対する注意喚起を行っています。

(3) 地域ぐるみで子供の安全を守る環境整備

学校内のみでなく登下校時を含めた子供の安全を確保するためには、地域社会全体で子供の安全を見守る体制の整備が必要です。登下校の安全を確保するため、これまでも学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して実施する通学路の交通安全対策を促すとともに、各地域における定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を促すなど、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進しており、また、平成30年5月に新潟市において下校中の児童が殺害される痛ましい事件を受け、関係省庁により取りまとめられた「登下校防犯プラン」を踏まえ、地域における連携の強化を促すとともに、防犯の観点による通学路の緊急合同点検の実施や登下校時における安全確保対策の強化に取り組んでいます。

また、スクールガード・リーダーやスクールガード（学校安全ボランティア）を活用した地域ぐるみで学校内外における子供の安全を見守る体制の整備に努めています。

さらに、令和元年5月に発生した滋賀県大津市の保育園における園外活動中の事故や、神奈川県川崎市において登下校中の子供たちが殺傷された事件を踏まえて、子供の安全確保に向けた更なる対策を関係省庁と連携して早急に検討していくこととしています。

(4) 実践的な安全教育の充実

学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う安全教育を、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要です。特に、子供の安全を確保するためには、子供自身に危険を予測し、危険を回避する能力を育成するよう実践的な安全教育を推進する必要があります。このため文部科学省では、各種の教職員用の資料や教材を作成し、これらの活用を促しており、平成31年3月には、「第2次学校安全の推進に関する計画」や「学習指導要領」の改訂を踏まえるとともに、東日本大震災を踏まえた防災教育資料『『生きる力』を育む防災教育の展開』と合わせた資料として、学校安全の総合的な参考資料である『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』を改訂して、各学校等に配布しています。また、「学校安全総合支援事業」において、セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考とするなどして、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組等を支援しています。

第2期スポーツ基本計画

文部科学省 平成29年3月24日

第2期スポーツ基本計画の概要

第2期計画では、多面にわたるスポーツの価値を高め、広く国民に伝えていくため、計画が目指す方向性をわかりやすく簡潔に示すよう、「スポーツの価値」に関し、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創るという4つの観点から、全ての国民に向けてわかりやすく説明を行った上で、「スポーツ参画人口」を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことを、第2期計画の基本方針として提示した。

また、簡潔な形で施策の体系化を図るとともに、スポーツ庁が関係省庁等の中核となって取り組む施策を取り入れることとし、第1期計画における政策目標、施策目標、具体的施策という施策の基本的な構造を踏襲しつつ、その内容の大括り化と一層の体系化を図ることで、第2期計画においては、4つの政策目標、19の施策目標、139の具体的施策としてとりまとめた。

(3) 健やかな体（第1章第1の2の(3)）

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

健やかな体の育成は、心身の調和的な発達の中で図られ、心身の健康と安全や、スポーツを通じた生涯にわたる幸福で豊かな生活の実現と密接に関わるものであることから、体育・健康に関する指導のねらいとして、心身ともに健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を一体的に示しているところである。これからの社会を生きる児童に、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素である。児童の心身の調和的な発達を図るためには、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要である。こうした現代的課題を踏まえ、体育・健康に関する指導は、健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質・能力を育て、心身の調和的な発達を図り、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指すものである。

本項で示す体育に関する指導については、積極的に運動する児童とそうでない児童の二極化傾向が指摘されていることなどから、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに、現在及び将来の体力の向上を図る実践力の育成を目指し、児童が自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切である。このため、教科としての体育科において、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、運動系のクラブ活動、運動会、遠足や集会などの特別活動や教育課程外の学校教育活動などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが求められている。健康に関する指導については、児童が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切である。特に、学校における食育の推進においては、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られるほか、食品の安全性の確保等の食に関わる課題が顕在化している。こうした課題に適切に対応するため、児童が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育ていくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。食に関する指導に当たっては、体育科における望ましい生活習慣の育成や、家庭科における食生活に関する指導、特別活動における給食の時間を中心とした指導などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが重要であり、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要である。さらに、心身の健康の保持増進に関する指導においては、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから、児童が適切に行動できるようにする指導が一層重視されなければならない。体育・健康に関する指導は、こうした指導を相互に関連させて行うことにより、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指すものである。したがって、その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健や安全に関する指導、給食を含む食に関する指導などが重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は、体育科の時間だけではなく家庭科や特別活動のほか、関連の教科や道徳科、総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実に努めることができる。各学校において、体育・健康に関する指導を効果的に進めるためには、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などを用いて児童の体力や健康状態等を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえて、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要である。また、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、児童が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。

分科会の趣旨

学校を取り巻く環境が大きく変化し、複雑化する中で、しなやかな知性と豊かな人間性をもつ子どもの育成を図るには、教育活動の直接の担い手である教職員が資質・能力をより一層高め、教育力を向上させることが求められる。

しかし、近年の教職員の大量退職・大量採用の影響により、教職員の経験年数の均衡が顕著に崩れ始め、かつてのように先輩教職員から若手教職員への知識・技能等の伝承をうまく行うことのできない状況が起き、早急な対策が必要となっている。

学校教育の使命、責務を果たしていくためには、教職員に必要とされる、教科指導・生徒指導・学級経営等の能力に加え、危機管理能力や保護者等への対応力等をも含めた総括的な実践的指導力を向上させることが不可欠である。これは、児童や学校・地域の実情に合わせて柔軟かつ創造的に指導内容・方法を選択し、指導の充実を図っていく能力である。さらに、教職員個々の指導力の向上にとどまらず、「チーム学校」として質の高い教育を実践することが必要である。そのためには、様々な専門性をもつ人材と連携し、チームを組んで組織的な対応を行うとともに、保護者や地域の力を学校運営に生かす視点が重要となる。

校長は、教職員一人一人の学級経営力・生徒指導力・校務企画運営力などを見極め、個に応じた的確なミッションと具体的な解決に向けたビジョンをもたせるとともに、教職員の資質・能力や「チーム学校」の力、学校経営への参画意識等を高める研究・研修を進めていく必要がある。

本分科会では、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、学校経営への参画意識をもたせ、学校の教育力を向上させる研究・研修体制の確立と、その推進について、具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 学び続ける教職員を目指し、資質・能力の向上を図る研究・研修体制の充実

学校の教育力を高めるためには、個々の教職員の指導力の向上と、共通の目標の達成に向けて機能する教職員集団をつくる必要がある。また、教職員の資質・能力の向上のためには、職場の同僚同士とのチームワークや学び合いによる全員のレベルアップを図る視点が重要となる。

校長は、教職員一人一人の意識改革を促し、学校教育目標の実現に向けて、自校の実態や目指す姿を明らかにしながら、重点課題を絞り、教職員の資質・能力が高まる校内研究・研修体制の在り方を追究していかなければならない。

このような視点から、教職員の資質・能力の向上を目指す校内研究・研修を推進していくための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 「チームとしての学校」への参画意識を高める研修の推進

学校の教育力は、教職員一人一人の資質・能力の向上と密接に関係している。現在、経験値の高い教職員の大量退職と、若い世代の大量採用の時代を迎え、世代交代が顕著となっている。また、少子化による学校の統廃合や小規模校の増加等の状況からも人材育成は喫緊の課題である。今後、年齢構成が変化する学校現場において、それぞれキャリアステージに応じた役割と求める資質・能力に応じた研修の充実が重要となる。校長は、意図的・計画的な研修の機会を設定し、教職員一人一人の資質・能力とチームとしての学校への参画意識を高める必要がある。

このような視点に立ち、教職員に将来の展望や学校経営への参画意識をもたせる研修を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第7分科会 「研究・研修」

研究課題 「学校の教育力を向上させる研究・研修の推進と校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

我が国では、世界に類を見ない速さで少子・高齢化が進み、生産年齢人口の加速度的な減少も見込まれている。一方、世界ではグローバル化が急速に進展し、人やモノ、情報等が国境を越えて行き交い、目まぐるしい変化の中、激しい競争の時代を迎えている。さらに、コンピュータやAIが進歩し、人間が行っている半分の仕事を機械が肩代わりする時代がすぐそこまで来ているという予測もある。

今後訪れるこのような時代においては、人間にしかできない活動が重要になり、正解のない問いや自ら設定した課題に挑戦していく活動、創造性や高い専門性を発揮して行う活動、人間の感性や思いやりが求められる活動等が、これまで以上に強く求められることになる。

子どもたちをどのように育成していくかは日本の将来に大きく関わる問題である。したがって、学校における教育活動の成否は、子どもと直接接している教員の資質・能力に負うところが極めて大きく、教員の資質・能力の向上は子どもたちの教育の充実を図る上で重要なこととは言ってもない。

子どもたちに確かな学力や規範意識を身に付けさせ、社会を生き抜く力を養成する必要があるとともに、学校現場においては、グローバル化を踏まえた英語教育の強化、いじめ問題への対応、特別支援教育の充実、ICTの活用や主体的・協働的で能動的な学びの推進など、複雑かつ多様な課題への対応が求められている。このため、高い使命感や倫理観・規範意識とともに、こうした課題に適切に対応できる、高い専門性と実践的な指導力などを十分に備えた教員が求められているのである。

これからの教員に求められる資質・能力とは、教師の仕事に対する使命感や誇りなど教職に対する強い情熱、人間の成長・発達についての深い理解、子どもに対する教育的愛情や責任感などの豊かな人間性や社会性、そして、生徒指導力、集団指導の力、学級づくりの力、学習指導・授業づくりの力、教材解釈の力など教育の専門家としての確かな実践的指導力等である。さらに、教員という職業自体が社会的に特に高い人格・識見を求められる性質のものであることから、常識と教養、礼儀作法をはじめとする対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質、職場の仲間と同僚として協力していく総合的な人間力など、変化の時代を生きる社会人に必要な資質能力をも十分に兼ね備えていなければならない。

教職とは、日々変化する子どもの教育に携わり、子どもの可能性を拓く創造的な職業である。このため、教員には、常に研究と修養に努め、専門性の向上を図ることが求められている。教員には「学びの精神」がこれまで以上に強く求められており、不断に最新の専門的知識や指導技術等を身に付けていくことが重要である。一方では、中教審においてSociety5.0の社会で求められる教師の役割、資質・能力が示されるなど、超スマート社会に向けての人材の育成、研究・研修が求められている。

社会の急激な変化や複雑化・多様化する学校現場を取り巻く課題に対応するため、教員が多様な専門性をもつ人材と連携・分担してチームとして職務を担っていく必要もある。また、近年の教員の大量退職、大量採用の影響等で教員の経験年数の均衡が崩れてきており、それぞれの教師のキャリアステージに応じた研修の充実が重要となっている。校長として、意図的そして継続的に継承されていく研修の設定を行い、個々の学校経営参画意識を高めていく必要が叫ばれている。

2 「研究課題」を究明する視点

(1) 学び続ける教職員を目指し、資質・能力の向上を図る研究・研修体制の充実

- ・教職員の人間力を培い、専門性を発揮して教育力と授業力を高める研究・研修体制の確立
- ・教職員一人一人が研鑽を積み、専門性・人間性を高める自己変革の実現

(2) 「チームとしての学校」への参画意識を高める研修の推進

- ・学校の教育力向上を図るためにチームとして協働する組織体制の在り方
- ・それぞれのキャリアステージに応じた学校経営参画意識を高めるための方策

3 分科会の方向性と「研究視点」に関する研究資料

これからの学校教育を担う教員の資質・能力の向上について

中央教育審議会（答申）

平成 27 年 12 月 21 日

1 検討の背景

新たな知識や技術の活用により社会の進歩や変化のスピードが速まる中、教員の資質能力向上は我が国の最重要課題であり、世界の潮流でもある。一方、近年の教員の大量退職、大量採用等の影響により、教員の経験年数の均衡が顕著に崩れ始め、かつてのように先輩教員から若手教員への知識・技能の伝承をうまく図ることのできない状況があり、継続的な研修を充実させていくための環境整備を図るなど、早急な対策が必要である。また、教育課程の改善に向けた検討と歩調を合わせながら、各教科等の指導に関する専門知識を備えた教えの専門家としての側面や、教科等を越えたカリキュラム・マネジメントのために必要な力、アクティブ・ラーニングの視点から学習・指導方法を改善していくために必要な力、学習評価の改善に必要な力などを備えた学びの専門家としての側面も備えることが必要である。さらに、教員が多様な専門性を持つ人材等と連携・分担してチームとして職務を担うことにより、学校の教育力・組織力を向上させることが必要であり、その中心的役割を担う教員一人一人がスキルアップを図り、その役割に応じて活躍できるよう環境整備を図ることが重要である。このような状況の下、我が国の教員の強みを生かしつつ、教員の養成・採用・研修の一体的改革を推し進めるべきである。

2 これからの時代の教員に求められる資質能力

○これまで教員として不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力。

○アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量。

○「チーム学校」の考えの下、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力。

3 教員の養成・採用・研修に関する課題 (1)のみ

(1) 教員研修に関する課題

国、教育委員会、学校、その他の関係者等が一体となって、チームとしての学校の力の向上を図る措置を講じることによって、研修のための機会を確保した上で、大学等を含めた関係機関との有機的連携を図りながら、教員のキャリアステージに応じ、教員のニーズも踏まえた研修を効果的・効率的に行う必要がある。また、法定研修である初任者研修、十年経験者研修については、実施状況や教育委員会・学校現場のニーズを把握し、制度や運用の見直しを図ることが必要である。さらに、新たな教育課題に対応した研修プログラムの開発・普及、研修指導者の育成、教育センターや学校内での研修体制の充実など、学校内外の研修を一層効果的・効率的に行うための体制整備が必要である。また、教員が学び続けるモチベーションを維持するため、教員の主体的な学びが適正に評価され、学びによって得られた能力や専門性の成果が見える形で実感できる取組や制度構築を進めることが必要である。これら研修の充実のため、独立行政法人教員研修センターはこれまで以上に積極的に役割を果たしていく必要がある。

4 改革の具体的な方向性

(1) 教員研修に関する改革の具体的な方向性

「教員は学校で育つ」ものであり、同僚の教員とともに支え合いながら OJT を通じて日常的に学び合う校内研修の充実や、自ら課題を持って自律的、主体的に行う研修に対する支援のための方策を講じる。

① 継続的な研修の推進

◆ 国及び教育委員会等は、経験年数の異なる教員同士のチーム研修やベテランの教員やミドルリーダークラスの教員がメンターとして若手教員等を育成するメンター方式の研修等の先進的事例を踏まえた校内研修の充実を図る方策について検討する。

◆ 教育委員会は、管理職に対する研修の実施や校内研修リーダーの養成、校内研修実施のための手段（ツール）や資源（リソース）等の整備を推進する。

- ◆ 学校内においては、校長のリーダーシップの下、研修リーダー等を校内に設け、校内研修の実施計画を整備し、組織的・継続的な研修を推進する。
- ◆ 大学等と連携した研修や受講した研修の単位化などについて協議する仕組みを構築する。

教育振興基本計画（第3期計画）～2022年まで

平成30年6月15日

5 教育政策推進のための基盤を整備する 目標（16）

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等教師の養成、採用、研修の充実や、魅力ある優れた教師の確保・資質能力の向上を進めるとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実、専門スタッフとの連携・分担体制構築等を通じて、教師が本来行うべき教育に関する業務に集中できる持続可能な学校指導体制を整備する。

- これからの学校教育を担う教師の資質能力の向上
 - ・ 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築と併せて、新たな時代の教育に対応できる質の高い教師の確保・資質の向上を図るため、教職生活の全体を通じて学び続ける教師を支援するための養成・採用・研修の一体的な改革を着実に進める。具体的には、就学前から初等中等教育段階を通じて、全ての子供が質の高い教育を受けられるよう、各地域における教育委員会と大学等が教師の資質向上に係るビジョンを共有するための協議会において策定される「校長及び教員の資質の向上に関する指標」等に基づく取組を促進する。
 - ・ 養成段階について、外国語教育、道徳教育などの充実や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、特別支援教育の推進等に対応した教員養成への転換や、学校インターンシップの導入、教職大学院の充実等を一層推進する。
 - ・ 採用段階について、教員採用試験の共同作成に関する検討や、特別免許状の活用等による多様な人材確保等を進める。また、独立行政法人教職員支援機構や独立行政法人国立特別支援教育総合研究所によるオンラインを通じた研修教材の提供を推進するとともに、現職研修において、校内研修やチーム研修の推進、大学、教職大学院等との連携など継続的な研修を推進する。同時に初任者研修と2、3年目の研修との接続の促進、マネジメント力の強化のための管理職研修など、研修の改革を推進する。
 - ・ 教員免許更新制については、必修領域の見直しと選択必修領域の導入を実施し、現代的な教育課題に対応できる枠組み・内容に改善したところであり、運用の状況を踏まえつつ、受講者のニーズに応じた講習の質の向上など、必要に応じて制度の運用面の改善について検討を進める。
 - ・ 教職員一人一人の能力や業績を適切に評価する教職員評価の実施と、評価結果の教職員の処遇等への適切な反映を促進する。あわせて、優秀な教職員の表彰を行う。さらに、指導が不適切な教師に対する指導改善研修の実施、不適切な服務上の問題への厳正な対応や、教職員のメンタルヘルス対策等適切な人事管理の促進や、勤務状況を踏まえた処遇の見直しの検討を進める。

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教員養成部会（第104回）

会議資料

平成31年3月20日

教師の資質能力の向上に関する論点（例）資料3-3

1 Society5.0 に向けた教師の資質能力向上

超スマート社会とも言われる Society5.0 においては、スタディ・ログの活用などによる公正に個別最適化された学びの実現など、学びの在り方の変革が期待されている。こうした時代の変化を踏まえ、どのように教師の資質能力の向上を図っていくべきか。

- Society5.0 において教師に求められる役割
- Society5.0 に向けて伸ばさせていくべき教師の資質・能力
- Society5.0 に対応するための教員養成に向けた大学の先導的な取組を促すための養成、免許制度の在り方
- 全ての教師に情報機器・教材の活用方法を十分に習得させるための教職課程の現状と課題
- 他教科に比して免許外教科担任の多い技術や情報の指導の質を高めるための方策（複数教科の免許状の取得の促進、採用の促進、遠隔教育の活用等）
- 知識が目まぐるしく更新される状況において、教職課程において担保すべき教科に係る専門的内容の履修の在り方（教科教育に関するコアカリキュラム、履修が必要な「一般的包括的な内容」

の意義等)

- 先端技術を活用した指導力の分析・共有、研修への活用等の可能性
- 教育委員会と大学・企業等との連携によって、大学教員、大学院生、社会人等の外部専門人材がより柔軟に学校教育を支援できるようにするための方策

2. 総合的な教師の資質能力向上方策

教師の資質能力に関しては、養成、採用、研修それぞれの取組のほか、養成・採用・研修を通じた取組や、教師の人事管理など、より広い視点に立って関連する取組を総合的に捉えてその向上を図っていく必要がある。こうした観点を踏まえ、総合的な教師の資質能力向上方策についてどのように考えるか。

- 「教員不足」の中における教職の魅力向上や教員養成の在り方その他の方策（特に小学校教員）

北海道における教員育成指標

北海道教育委員会 平成29年12月

I 教員育成指標の策定に向けて

3 策定の目的

「教員育成指標」については、「すべては北海道の子どもたちのために」を合い言葉に北海道の教員一人一人の資質能力の向上を目指して策定するものです。広域分散型で小規模校が多い北海道においては、関係者の共通理解を図ることが重要であることから、まずは、「教員育成指標」の前提となる、北海道の教員としての理想の姿を「北海道における『求める教員像』」として明確にした上で、その実現に向けて、「キャリアステージ」を横軸、「キーとなる資質能力」を縦軸とした「北海道における『教員育成指標』」を作成しました。

- ・ 高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて、教員が身に付けるべき資質能力を明確化する。
- ・ 教員一人一人のキャリアパスが多様であるとの前提の下、教職生活全体を俯瞰しつつ、自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指す手掛かりとなるものとする。
- ・ 教員が担う役割が高度に専門的であることを改めて示す。
- ・ 研修を通じて教員の資質能力の向上を図る目安とする。

4 北海道における「求める教員像」

「北海道における『求める教員像』」は、北海道教育委員会が採用に当たり、教員としての基本的な姿を示すだけではなく、大学での教員養成や、現職教員研修などの基盤となる姿です。例えば、北海道の教員を志す学生にとっては学修を進める上での方向性を示すもの、北海道の教育公務員となった教員にとっては研修や実践を深める上での次なる目標、保護者や地域にとっては北海道の教員の基本的な姿を知っていただき信頼を確かなものにしていただくための姿です。

もっとも、北海道として画一的な教員像を求めているわけではなく、生涯にわたり資質能力の向上を図るという前提に立って、北海道の教員としての基本的な姿を示したものであり、「北海道における『求める教員像』」を基盤としながら、個性豊かで人間味にあふれる教員が求められることは言うまでもありません。

なお、北海道では、「求める教員像」の検討に当たり、学校現場の現状や地域の実情など地域特性等を踏まえる必要があると考え、道内の市町村教育委員会、PTA（保護者）、園長会・校長会を対象とした全道的なアンケート調査(詳細については、資料編「資料3」を参照)を実施しました。

「北海道教員育成協議会」において、これらの調査結果について協議を積み重ね、「教員育成指標」の前提となる「北海道における『求める教員像』」を、これまでの中央教育審議会答申や指針等を踏まえ、3つの観点（教職を担うに当たり必要となる素養に関連する観点、教育又は保育の専門性に関連する観点、連携及び協働に関連する観点）を設定し、次のとおり作成しました。

<北海道における「求める教員像」>

【教職を担うに当たり必要となる素養に関連する観点】

○教育者として、強い使命感・倫理観と、子どもへの深い教育的愛情を常に持ち続ける教員

【教育又は保育の専門性に関連する観点】

○教育の専門家として、実践的指導力や専門性の向上に、主体的に取り組む教員

【連携及び協働に関連する観点】

○学校づくりを担う一員として、地域等とも連携・協働しながら、課題解決に取り組む教員

※教員育成指標一覧については「北海道における教員育成指標」（北海道教育委員会）P.13～

（2）小学校・中学校・義務教育学校版教員育成指標を参照

Ⅲ 教員育成指標の策定による効果と検討課題

「教員育成指標」を策定し、その効果を確かなものにしていくためには、「北海道教員育成協議会」などを活用して、教育関係者による協議を継続していく必要があります。また、昨今、「学校における働き方改革」への対応が求められていることなどを鑑み、「教員育成指標」の策定によって、網羅的な研修の受講となったり、教員の多忙化が進んだりすることがないよう、「北海道教員育成協議会」において、重点的に学修・研修に努めたい時期の目安を検討し、「教員育成指標【概要版】」として示しています。

※「教員育成指標【概要版】」については「北海道における教員育成指標」（北海道教育委員会）P.24 を参照

北海道教育委員会では、重点的に学修・研修に努めたい時期の目安を参考としながら、次の4つを柱として「教員育成指標」を踏まえた検討を引き続き行うとともに、「すべては北海道の子どもたちのために」を合い言葉に、教員の資質能力の向上に取り組んでいきます。

1 計画的・系統的・一体的な教員の育成

【効果】大学と教育委員会が「教員育成指標」を活用することにより、大学における教員の養成（学生への指導）と、教育委員会における現職教員への研修との接続を図り、関係者の共通理解の下、計画的・系統的・一体的に教員の育成を進めていくことが期待できます。

【検討課題】そのためには、「教員育成指標」を踏まえた「養成・採用・研修の一体的な改革」について、大学関係者等の意見を参考としながら、引き続き、検討を行っていく必要があります。

2 教員一人一人の資質能力の向上

【効果】教員一人一人が「教員育成指標」を活用することにより、自らの職責、経験及び適性に応じて身に付ける必要がある資質能力について振り返りを行うとともに、より高度な段階に向けた目標をもつことが期待できます。

【検討課題】そのためには、「教員育成指標」の「学校における活用方法」について、学校現場等の意見を参考としながら、引き続き、検討を行っていく必要があります。

3 研修の質の向上

【効果】大学における講義担当者や教育委員会における研修担当者、あるいは民間における講座担当者が「教員育成指標」を活用することにより、講義や研修等を通じて向上を図りたい資質能力を明確にすることが期待できます。併せて、初任・中堅などの段階毎のキャリアステージに応じて示されたキーとなる資質能力を身に付けるため、研修を体系化し、より効果的に研修を実施することが期待できます。

【検討課題】そのためには、「教員育成指標」を踏まえた「教員研修計画」について、教育委員会関係各課等が連携を密にして、引き続き、検討を行っていく必要があります。

4 人材育成の観点の共有

【効果】学校において、資質能力の向上に関する共通の観点として「教員育成指標」を活用することにより、職場でのOJTやoff-JTをより組織的に進めることが期待できます。

【検討課題】そのためには、「教員育成指標」を活用した「人材育成に関する研修の在り方」について、民間研修機関等の意見を参考としながら、引き続き、検討を行っていく必要があります。

Ⅲ 指導・育成

第8分科会 リーダー育成

研究課題 これからの学校運営を担うリーダーの育成と校長の在り方

分科会の趣旨

社会が急激に変化する中、知識基盤社会の進展、グローバル化など、高度化・複雑化する課題への対応が求められ、学校教育における課題も多様化・深刻化している。このような中、学校においては、教職員一人一人の力量を高め、学校組織としての教育力を向上させ、子どもたちに生きる力を確実に育むことが、学校経営の最重要課題となっている。

学校における組織力向上のためには、校長のリーダーシップの下、中核的役割を果たすミドルリーダーの存在が不可欠である。しかしながら、各学校とも、ミドルリーダーとなり得る年齢層の教員が、絶対的に少ないという現実がある。

学校にとって、今後の学校運営を担うミドルリーダーの育成は喫緊の課題である。ミドルリーダー育成に向けては、学校組織として、意図的・計画的に研修を行い、学校運営への参画意識の醸成と具体的な仕事内容の理解を進めていく必要がある。

また、ミドルリーダーには、若手教員の育成及び組織運営の活性化を図る役割も求められている。教育活動全体を見渡せる広い見識と実践的指導力や教職員同士及び教職員と管理職をつなぐ調整力等が必要となってくる。さらに、教科指導や学級経営、生徒指導等を組織的に展開する企画力・調整力が求められる。こうした人材の意図的・計画的育成が重要となり、管理職育成にもつながる。

本分科会では、学校教育への確かな展望をもち、実践力と応用力を身に付けたミドルリーダーや、社会の変化を敏感に捉え、自ら学び続ける管理職人材を育成していくための具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 学校教育への確かな展望をもち、優れた実践力と応用力のあるミドルリーダーの育成

様々な教育改革が進む中、学校現場では優秀なミドルリーダーの存在とその役割が大きくなっている。ミドルリーダーには、強い使命感の下、確かな指導理論と自校の課題解決に向けて組織をまとめ、教育活動推進のための企画力・調整力が求められている。また、教科指導、学級経営力、生徒指導等における実践力も必要になってくる。

校長はミドルリーダー育成に向けて、キャリアステージに即して人材の意図的・計画的な育成を図る必要がある。

このような視点から、学校教育への確かな展望をもち、優れた実践力と応用力のあるミドルリーダーの意図的・計画的な育成を図る上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 社会の変化を敏感に捉え、自ら学び続ける管理職人材の育成

管理職には、社会の変化を敏感に捉え、新たな教育の方向性を示す態度と能力が求められる。同時に、あらゆる課題に柔軟かつ迅速、適切に対応するための人間関係調整力やコミュニケーション能力等とともに、豊かな人間性も求められる。

校長は、こうした認識に立ち、魅力ある管理職像を積極的に示しつつ、管理職を担える人材を、日常的な職務による職場内教育(OJT)や職場外研修(OFF-JT)により、意図的・計画的に育成する必要がある。

このような視点から、社会の変化を敏感に捉え、自ら学び続ける管理職人材の育成を図る上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第8分科会 「リーダー育成」

研究課題 「これからの学校運営を担うリーダーの育成と校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

社会が大きく変化する中、学校には今まで以上に学力や体力、そして道徳性等を確実に育成する質の高い教育が求められている。そのためには、子どもたちの知・徳・体にわたるバランスの取れた成長を目指し、高い資質・能力を備えた教員が指導に当たり、保護者や地域と適切な役割分担を図りながら、活気ある教育活動を展開しなくてはならない。

教員に求められる資質・能力とは、仕事に対する使命感や誇りなど教職に対する強い情熱、人間の成長・発達についての深い理解、子どもに対する教育的愛情や責任感などの豊かな人間性や社会性、そして、生徒指導力、集団指導の力、学級づくりの力、学習指導・授業づくりの力、教材解釈の力など教育の専門家としての確かな実践的指導力等である。

また、教職員には組織的に課題解決に取り組む組織運営能力も必要とされている。さらに、現在急激に進んでいる経験値の高い教員の大量退職と若手教員の増加による不均衡な年齢構成の中、多様化・複雑化した様々な学校課題への対応を組織で確実にやっていかなくてはならない。

こうした学校経営を具現化するために、学校には、校務運営の中核的役割を果たすためのリーダーシップや教育活動全体を見渡せる広い見識と実践的指導力、管理職と教職員間の円滑な調整力、応用力などを備えた、学校運営を支える中堅教職員の存在が不可欠である。とりわけミドルリーダーの育成は学校の活性化の生命線とも言え、組織的・計画的に育成を図っていく必要がある。

しかしながら、ミドルリーダーとなるべき年齢層の教員が相対的に少ないことから、どの学校もその育成が課題となっている。ミドルリーダーが職場内で果たす役割とは、校内分掌において主任の補佐役として積極的に学校運営に参画することや、若手の相談役として指導助言を積極的に行ったりすること、自分が専門とする領域や得意分野の専門性を向上させることなどが挙げられる。

ミドルリーダー育成と同様に、変化の時代の学校経営を担う管理職の発掘・育成はさらに大きな課題である。校長は、管理職を担いうる人材を、意図的・計画的に育成することが求められ、日常業務を通じた職場内教育（OJT）、職場外研修（OFF-JT）、自己啓発等の様々な方策を講ずる必要がある。また、魅力溢れる管理職像を管理職候補に積極的に示すことも大切である。

組織的な学校経営を実現する管理職に求められるものは、職員からの尊敬と信頼、そして、教職のスペシャリストとしての学習指導力、生徒指導力、学級経営力といった専門性、学校や地域の実態や課題を把握し、課題解決に向けた経営目標の設定とその目標を実現するために所属職員をまとめ、組織的に教育活動を実施する「学校マネジメント能力」である。

こうした能力をもった人材は意図的・計画的に育成する必要がある。そのためには、各教員のキャリアステージに応じた、実効性のある研修（OJT・OFF-JT）の実施が不可欠である。OJTの内容として学習指導力・生徒指導力については、各職場で実施されることは多いが、外部との連携・折衝力や学校運営力の向上といった「学校マネジメント力」に関わる研修の機会は少ないため、ミドルリーダーや管理職を担う教員には、これらの内容のOFF-JTへの積極的参加が重要な研修となる。

校長は、学校教育に対する期待に応えるために、研修などを通して教員に求められる資質・能力を確実に身に付けさせ、揺るぎない信頼を確立していかなくてはならない。学校活性化のためのミドルリーダーの育成、そしてこれからの時代の学校経営を担う明確なビジョンをもつ魅力溢れる人間性豊かな管理職人材の育成を意図的・計画的に進めていかねばならない。

2 「研究課題」を究明する視点

(1) 学校教育への確かな展望をもち、優れた実践力と応用力のあるミドルリーダーの育成

- ・ミドルリーダーに求められる資質・能力を引き出し、その育成に向けた学校づくりの推進
- ・ミドルリーダー育成に向けた人材発掘及び組織的・計画的な育成への取組

(2) 社会の変化を敏感に捉え、自ら学び続ける管理職人材の育成

- ・管理職としての資質・能力の向上を図る具体的方策

3 分科会の方向性と「研究視点」に関する研究資料

北海道における教員育成指標

北海道教育委員会 平成 29 年 12 月

I 教員育成指標の策定に向けて

1 策定の背景

子どもの成長を担う教員には、いかに時代が変化しようとも、その時代の背景や要請を踏まえつつ、次代を担う子どもたちを育てるという極めて重要な使命や責任をもつとともに、子どもたちの人格の形成を担う存在であることから、その職責の重さを絶えず自覚し、自らが子どもたちの道しるべとなるべく、常に資質能力の向上を図り続けることが求められています。

また、社会性や規範意識の低下など、教育を取り巻く情勢は厳しさを増しており、そうした中であって、学校では、確かな学力、健やかな体、豊かな心の育成、いじめや不登校の増加など様々な教育課題への対応が求められており、新しい時代の教育に対応できるよう、学習指導要領等の趣旨を実現するための教員の資質能力の向上に向けた環境を整えることが不可欠です。

こうした状況を踏まえ、教育公務員特例法の一部改正（平成 28 年 11 月 28 日公布、平成 29 年 4 月 1 日施行）に伴い、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者には、地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質能力に関する「教員育成指標」の策定が義務付けられました。このような中、本道においては、有識者等からなる「北海道教員育成協議会」（詳細については、資料編「資料 1」を参照）を立ち上げ、広域分散型という本道の特性を踏まえて多様な意見を聴取しながら、「教員育成指標」についての協議を進めてきました。さらに、本道の学校を取り巻く環境は、今後も急速に変化することが予想され、また、退職者数については、例えば、道内の小・中学校では、今後十数年で現在の約 2 倍に増加することも見込まれることから、これまで以上に、教育に対する高い意欲と指導力を有する教員等の育成はもとより、次代の本道教育を担う人材の養成・採用や経験豊かなベテラン教員の知識や技能を若手の教員に伝承する体制づくりなどに向けて、人材育成の視点から各システムの改善を図りつつ、大学、市町村教育委員会、学校、北海道教育委員会が一体となって取り組む必要があります

3 策定の目的

「教員育成指標」については、「すべては北海道の子どもたちのために」を合い言葉に北海道の教員一人一人の資質能力の向上を目指して策定するものです。広域分散型で小規模校が多い北海道においては、関係者の共通理解を図ることが重要であることから、まずは、「教員育成指標」の前提となる、北海道の教員としての理想の姿を「北海道における『求める教員像』」として明確にした上で、その実現に向けて、「キャリアステージ」を横軸、「キーとなる資質能力」を縦軸とした「北海道における『教員育成指標』」を作成しました。

- ・高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて、教員が身に付けるべき資質能力を明確化する。
- ・教員一人一人のキャリアパスが多様であるとの前提の下、教職生活全体を俯瞰しつつ、自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指す手掛かりとなるものとする。
- ・教員が担う役割が高度に専門的であることを改めて示す。
- ・研修を通じて教員の資質能力の向上を図る目安とする。

5 (3) 管理職版育成指標（管理職候補者） キーとなる資質能力⇒期待される具体の姿

○管理職候補者としての学校・園経営力

⇒・校長・園長の経営方針の下、それを達成するため、管理職や同僚、地域等と協働して実践するほか、必要に応じて企画・提案し、職場の協働体制の充実に努めている。

○管理職としての使命感・責任感の醸成

⇒・学校教育に携わる者としての熱意や姿勢を一貫して保ち、子どもたちや同僚に対する関心と

愛情をもっている。

・教育・保育の実践に当たり、国や道、市町村の教育改革の方向性や社会の変化、保護者・地域等の期待を踏まえ、経営方針の具現化に向け、教職員のリーダーとして、組織的な実践等に対する責任を担っている。

○教育理念とリーダーシップの醸成

⇒・教育・保育に関する見識をもち、自らの教育理念を高める教育理念とともに、個々の教職員による実践等の相談などに対応するほか、実践を通して得た成果や課題を経営方針に反映できるように、必要な企画・提案などを行っている。

○課題等を把握する力

⇒・課題等の把握・分析の実施に当たっては、日々の実践と関連付けて確実に実行するなど、学校・園内外の共通理解を図るほか、効果的な体制づくりや方策等の企画・提案などを行っている。

○経営ビジョンの構想に参画する力

⇒・経営ビジョンの構想に当たり、日々の実践と関連付けて、その方向性の具現化に向けた効果的な業務の在り方や、必要な情報等を整理し提供している。

○学校・園内外の協働体制の構築に参画し実践する力

⇒・経営ビジョンの具現化に向けた業務の推進に当たり、自ら実践することはもとより、管理職や同僚、地域等との協働に積極的に取り組んでいる。

・また、業務を推進する中での成果や課題を関係者で共有し、副校長・副園長・教頭への報告・相談等を行うなど、取り組みの充実に努めている。

○人材を育成する力

⇒・教職員が資質能力を向上するための機会と仕組みを活用するほか、自らの資質能力を高め続ける姿勢を有している。

・また、若手教員への効果的な指導助言をはじめ、職場で相互に高め合う雰囲気醸成、同僚の相談への対応、配慮ある助言等、ミドルリーダーとしての役割も果たしている。

・さらに、日々の業務の中で、管理職と連携して、働き方改革を推進するとともに、服務規律の遵守やメンタルヘルスにも留意している。

○保護者・地域等と協働する力

⇒・日ごろから、保護者・地域等との協働に努め、学校・園の方針を実践を通して発信するとともに、保護者・地域等の声を積極的に把握・整理して副校長・副園長・教頭に報告するほか、必要に応じた提案、同僚や保護者・地域等からの相談への対応を行っている。

○危機管理対応力

⇒・日々の業務において、一連の危機対応方針・計画を意識するとともに、子どもたちや職場の小さなサインを見落とすことがないように同僚との意思疎通に努め、必要な報告、改善提案を行っている。

・また、危機発生時には、管理職の指示の下、同僚の業務をサポートし、迅速な対応を行っている。

教員育成指標

（使命感や責任感・倫理観、教育的愛情、総合的人間力、教職に対する強い情熱・人権意識、主体的に学び続ける姿勢、子ども理解力、教科等（保育）や教職に関する専門的な知識・技能、実践的指導力、新たな教育課題への対応力、学校（園）づくりを担う一員としての自覚と協調性、コミュニケーション能力（対人関係能力を含む）、組織的・協働的な課題対応・解決能力、地域等との連携・協働力、人材育成に貢献する力 等）

学校組織マネジメント研修～すべての教職員のために～（モデル・カリキュラム）

マネジメント研修カリキュラム等開発会議 平成17年2月

学校における中堅教職員（ミドルリーダー）の役割⇒「使命感と責任感」

「教育者としての使命感」をベースにもち、学校に期待される目的・目標を達成する「学校のキーパーソン」として責任感

- ・ 子どもへの関心と優れた接し方
- ・ 絶えざる自己革新・自己成長への意欲と具体的な取組

『ミドルリーダーの役割』

1. 学校ビジョン構築への参画と教育活動の推進

○学校教育目標の実現に向けての学校ビジョンに、積極的に関与・意見具申し、学校全体の視点から、自分が取り組むべき課題の明確化と実現のシナリオを描く役割

- ・ 年度の計画に加えて、中長期的な学校づくりのビジョンをもつ
- ・ 自校の特色（強み・改善点）について、自分の意見と推進案をもつ
- ・ 現場の情報をもとに、学校運営の方向性を筋道立てて発信する
- ・ 学校運営について、機会を自ら創り出して管理職に意見具申する
- ・ 学校運営や校務の推進について、従来の考えにとらわれない発想と企画・アイデアをもつ

2. 職場の活性化

○学校内外の「人的資源」「物的資源」「資金的資源」「情報的資源」を効果的に活かし、管理職や同僚教職員とともに、学校の組織を活性化する役割

- ・ 同僚の教職員と、仕事に関するコミュニケーションを積極的にとる
- ・ 学年間や校務間のつながりを積極的に引き受ける
- ・ 職場の一体感や雰囲気盛り上げるイベントの言い出しっぺになる
- ・ 講師や外部の人がもつノウハウをピックアップして、学校に生かす
- ・ 放課後の何気ない雑談場面や、アフター5に進んで首を突っ込む

3. 同僚教職員の指導・育成

○学校での各種活動を通じて、自らと同僚の教職員の能力を向上させ、教職員として、社会人としての成長を促進させる役割

- ・ 教職員としてのロールモデルであることを常に意識する
- ・ 自らの教育・指導ノウハウをオープンにし、若手を育てる
- ・ 「最初は大変かもしれないのが当たり前」との気持ちで、若手や後輩の些細な相談に積極的に乗る（ちょっとした一言がヒントになる）
- ・ TT等で同僚と一緒にいる機会等に、ざっくばらんな教育談義
- ・ 自ら学んでいる姿勢を常に見せる（自らをさらけ出す勇氣）
- ・ 「わからないことは聞く」雰囲気を率先してつくる

4. 学校外部との折衝・対応

○学校での各種活動の効果上げるため、学校外部との協働のネットワークを築く役割

- ・ 教職員以外のネットワーク（友人）をもつ（教職員の世界は狭いことを自覚する）
- ・ 学校関係以外からの情報でも、使えるものはどんどん使う
- ・ 自分なりの保護者や地域のネットワークを築く

『中堅教職員（ミドルリーダー）は学校のキーパーソン』

キーパーソンとは、学校の現実の中で、教職員に対して実際に影響力をもっている人または人々を指します。活性化している職場レベルの組織では、管理職以外にキーパーソンが存在しているケースが多く見られます。つまり、学校内でキーパーソンをみつけ、育成し、活躍してもらうことは、学校マネジメントのひとつのポイントです。

3 求められる学校管理職像

学校管理職には、教育に対する都民の期待を把握し、その職責の重さを自覚して、充実した学校経営を推進する能力が求められている。これらの能力を有する次代のリーダーを育成するために、求められる学校管理職像は以下のものである。

(1) 学校の経営者として優れた人物

- 課題を把握し、解決する能力や実行力があり、学校が組織として機能するようにリーダーシップを発揮できる人物

- 常に危機意識をもち、毅然とした姿勢で学校改革を推進する人物
- 教育方針等の発信、保護者や地域住民の学校に対する要望の収集等が適切にできる人物
- 所属職員の状況を把握し、適切に活用しながら課題解決を図る人物

(2) 外部と円滑に連携、折衝できる人物

- 保護者、地域、関係機関等に教育内容の理解を図り、信頼を高めることができる人物
- 学校の教育計画策定や教育活動に地域社会の参加を促し、適切に外部人材を活用できる人物
- 保護者、地域、関係機関等の意見や要望を的確に把握し対処することができる人物
- 学校教育の課題解決に向け、区市町村教育委員会・東京都学校経営支援センターと適切な連携、折衝を行うことができる人物

(3) 優秀な人材を育成できる人物

- 職員の適性や能力を把握し、その職員に合った人材育成のできる人物
- 所属職員の特性を見出し、人材発掘できる人物
- 人事考課について十分理解し、人事考課制度を効果的に活用しながら 人材育成できる人物

(4) 教育者として高い見識がある人物

- 高い教育理念をもち、その理念に基づき、学校経営できる人物
- 学習指導力、生活指導力、学級経営力等の専門性を有している人物
- 教育に対する都民の期待を把握し、その職責の重さを自覚して実行する人物

5 学校管理職に求められる「学校マネジメント能力」

学校が抱える様々な課題は、教員一人一人の努力だけでは解決が難しい。校長のリーダーシップの下、学校組織を挙げて取り組まなくてはならない。学校管理職には、以下の「学校マネジメント能力」が強く求められている。

学校マネジメントとは、

- ① 学校や地域の実態・課題を把握する。
- ② 課題解決に向けた経営目標を設定する。
- ③ 経営目標を所属職員に理解させ、保護者・地域等に説明する。
- ④ 経営目標の実現に向け、所属職員の力を結集させる。
- ⑤ 経営目標に基づく組織的な教育活動を実現する。
- ⑥ 実践した教育活動を評価し改善につなげる。

ことであり、これらを実現できる能力を「学校マネジメント能力」と本指針では捉える。

具体的にはまず、学校や地域の実態・課題を踏まえて経営目標を設定し、これを達成するために業務の進行を管理し、人事管理を行う学校経営力である。

次に、地域対応、学校広報、外部人材活用などの外部折衝を円滑に進める力が、外部との連携を推進する上で、学校管理職に求められる重要な能力である。また、現在、学校では、大量退職・大量採用に伴い、若手教員が急速に増加している。若手教員は、現所属校のマンパワーであるだけでなく、公立学校全体の将来を担う人的資産である。採用後、若手教員を主任教諭昇任に向けて計画的に育成すること、さらには、主幹教諭、副校長、校長へと次代のリーダーに育てる人材育成は、学校管理職の重要な役割の一つである。

更に、学校管理職が、児童・生徒及び保護者・地域から信頼を得られ、所属職員から尊敬される人物であるためには、しっかりとした教育理念や使命感をもっているなど教育者としての高い見識が求められる。

このように、学校管理職に求められる「学校マネジメント能力」を、学校経営力、外部折衝力、人材育成力、教育者としての高い見識の4点に整理する。

分科会の趣旨

多くの人命を奪った北海道胆振東部地震、東日本大震災など、道内・日本各地において大きな地震、水害、土砂災害等、自然災害がもたらす被害が一段と危惧されている。また、交通事故や不審者犯罪、児童虐待等子どもが被害者となる事故・事件も増加している。さらにスマートフォン等の急速な普及により、SNS、無料通話アプリ、オンラインゲーム等によるネット依存、これらの利用に関わるトラブルや犯罪が頻発している。このように、子どもたちを取り巻く危機的状況は多様化し、深刻さを増してきている。

こうした現状において、学校には、安全・安心な教育環境を確保するとともに、安全に関わる知識、危険予測・回避能力等を子どもたちに育ていく安全教育に取り組むことが求められている。加えて、子どもたちに予測できない事態が起こった時、当面する課題に向き合い、自ら判断し行動できるようにすることも求められている。

そのため、校長は、組織的・計画的に組み立てた教育活動を基盤に、家庭・地域・関係機関と連携・協働を図りながら、子どもの命を守るための諸課題に適切に対応していかなければならない。また、安全で安心な社会づくりの担い手となる子どもを育成するために、家庭や地域社会との一層の連携に努める必要がある。

本分科会では、子どもたちの安全・安心を確保し、家庭・地域・関係機関と連携し対応する体制づくりや、命を守る安全教育・防災教育を推進するための具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 自ら判断し、行動できる子どもを育てる安全教育・防災教育の推進

学校は子どもたちが安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。そこで、学校では、子どもの安全を確保するための安全・防災についての学習及び多様な訓練の機会を十分に確保する必要がある。さらに、「自分の命は自分で守る」「自ら判断して行動できる」といった視点を大切にし、発達段階に応じた体験的学習を工夫し、危険予測・回避能力を育てていくことが求められている。

このような視点から、子どもが主体性をもって災害や事件・事故等から自らの命を守る危険予測・回避能力をはじめ、自ら判断し行動できるようにするための防災教育・安全教育を推進するために校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 家庭や地域社会との連携・協働を図った組織的・計画的な防災教育に関わる取組の推進

学校は、子どもの安全を確保するために最大限の努力をすることが求められている。しかし、学校だけの取組では、課せられた役割を全うするのに限界があり、家庭・地域・関係機関との連携や協働がより重要となってくる。

そこで、次世代の地域防災の担い手となる子どもたちが、自らの安全は自らの力で守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」の考え方を理解し行動できるよう、学校・家庭・地域がそれぞれ役割を明確にして協力していく必要がある。さらに、地域全体の防災力向上のため、地域と連携した取組の推進が必要となる。

このような視点から、家庭・地域等との連携を図った組織的・計画的な取組を推進するために校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第9分科会 「学校安全」

研究課題 「命を守る安全教育・防災教育の推進と校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

学校をはじめとして、家庭や社会生活における事故、誘拐や傷害などの犯罪による被害、交通事故、自然災害、原子力災害、ネットトラブルなど、多くの危険が子どもたちを取り巻いている。特に、地震や台風、局地的大雨などによる重大な自然災害の発生が懸念される。学校安全が取り組むべき課題は、緊急かつ重要である。

学校安全は、「安全教育」「安全管理」「組織活動」の三つの主要な活動から構成され、「生活安全」・「交通安全」・「災害安全(防災)」の三つの領域からなっている。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱い、児童生徒等が不審者等により危害を加えられる事件も少なくないことから、誘拐や傷害などの犯罪被害防止も重要な内容の一つとなっている。「交通安全」は、様々な交通場面における危険と安全が対象である。「災害安全(防災)」には、地震、津波、火山活動、風水(雪)害のような自然災害はもちろん、火災や原子力災害も含まれている。学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養うことが求められている。安全教育は、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要であり、特に、子どもの安全を確保するためには、子ども自身に危険を予測し、危険を回避する能力を養成するよう実践的な安全教育を推進する必要がある。

防災教育には、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力・判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする側面がある。また、一方で、当面している、あるいは近い将来予測される防災に関する問題を中心に引き上げ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、更には望ましい習慣の形成を目指して行う側面もある。防災教育は、児童生徒等の発達段階に応じ、この二つの側面の相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われる。

各学校においては、子どもの時期から自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」等を身に付けさせるために、学習指導要領に基づき関連教科や特別活動など学校の教育活動全体を通じて、防災教育をはじめとした安全教育への取組を行う必要がある。また、自然災害等を想定した避難訓練や地域住民・関係機関等と連携した避難所運営訓練を実施するなど、知識のみならず実践的な防災教育も重要となっている。

次世代の地域防災の担い手となる子どもたちが、自らの安全は自らの力で守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」の考え方を理解し行動できるよう、学校・家庭・地域がそれぞれ役割を明確にして協力していく必要がある。さらに、地域全体の防災力向上のため、地域と連携した取組の推進が必要となる。

校長は、安全教育・防災教育の目標を実現するために基本的な方針を明らかにして指導計画を立て、意図的、計画的に推進していくとともに、校内での協力体制を確立し、家庭や地域の関係機関・団体等と密接に連携を図っていかなければならない。

2 「研究主題」を究明する視点

(1) 自ら判断し、行動できる子どもを育てる安全教育・防災教育の推進

- ・安全に関する基礎的・基本的な知識・技能の確かな習得を図る学習指導の推進
- ・基礎的・基本的な知識・技能を活用した危険予測・危険回避能力の育成

(2) 家庭や地域社会との連携・協働を図った組織的・計画的な防災教育の取組の推進

- ・家庭や地域の関係機関・団体等と密接に連携を図るための意図的・計画的な取組の在り方
- ・家庭や地域の関係機関・団体等との連携を図った具体的な取組の推進

3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

「学校保健安全法」

平成28年4月施行

第三章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第26条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第29条第3項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第1項及び第2項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第30条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

平成30年度 文部科学白書

第2部 第4章 第12節 子供の健康と安全 3 学校安全の推進

令和元年7月

(1) 子供の安全に関する総合的な取組

平成21年4月に施行された「学校保健安全法」に基づき、学校安全を取り巻く様々な課題に対して学校全体としての取組体制を整備充実させるため、文部科学省では、29年3月、「第2次学校安全の推進に関する計画」(※20)を策定しました。同計画には、学校安全の推進の方向性として目指すべき姿や施策目標を明示した上で、新たに、学習指導要領の改訂等を踏まえた安全教育の充実方策や、第1次計画策定後の新たな安全上の課題への対応等を盛り込んでおり、同計画に基づき、学校安全の取組を推進することとしています。

(2) 学校での子供の安全確保の充実

学校は児童生徒等が安心して学習を行うことが求められる場所であり、学校においてその安全な環境を整備し、事件・事故を防止するための取組を進める必要があります。

このため、安全対策として実施する防犯カメラや非常通報装置、自動体外式除細動器（AED）の設置などに関する経費に対して地方財政措置が講じられています。また、文部科学省では、学校における安全教育や安全管理の充実に資するため、教職員向け学校安全資料として、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害（※21）や、ミサイル・テロ等、突発的に大規模な災害をもたらす危険が発生するような新たな危機事象など、近年の様々な安全上の課題等を踏まえ、学校が危機管理マニュアル作成の手引となる参考資料「学校の危機管理マニュアルの作成の手引」（平成30年2月）等の活用を促しています。

また、学校の管理下で発生した様々な事故の教訓を踏まえ、平成26年度から27年度にかけて開催された「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議での議論に基づき、事故後の対応の在り方や再発防止に関する「学校事故対応に関する指針」を28年3月に取りまとめ（※22）、学校等における適切な対応を促しています。

さらに、熱中症事故を防止するため、毎年暑くなり始める前の5月と熱中症救急搬送者数の多い7月を中心に各種通知の発出やメールマガジン、文部科学省ホームページ等により熱中症に対する注意喚起を行っています。

(3) 地域ぐるみで子供の安全を守る環境整備

学校内のみでなく登下校時を含めた子供の安全を確保するためには、地域社会全体で子供の安全を見守る体制の整備が必要です。

登下校の安全を確保するため、これまでも学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して実施する通学路の交通安全対策を促すとともに、各地域における定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を促すなど、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進しており、また、平成30年5月に新潟市において下校中の児童が殺害される痛ましい事件を受け、関係省庁により取りまとめられた「登下校防犯プラン」を踏まえ、地域における連携の強化を促すとともに、防犯の観点による通学路の緊急合同点検の実施や登下校時における安全確保対策の強化に取り組んでいます。

また、スクールガード・リーダー（※23）やスクールガード（学校安全ボランティア）を活用した地域ぐるみでの学校内外における子供の安全を見守る体制の整備に努めています。

さらに、令和元年5月に発生した滋賀県大津市の保育園における園外活動中の事故や、神奈川県川崎市において登下校中の子供たちが殺傷された事件を踏まえて、子供の安全確保に向けた更なる対策を関係省庁と連携して早急に検討していくこととしています。

(4) 実践的な安全教育の充実

学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う安全教育を、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要です。特に、子供の安全を確保するためには、子供自身に危険を予測し、危険を回避する能力を育成するよう実践的な安全教育を推進する必要があります。このため文部科学省では、各種の教職員用の資料や教材を作成し、これらの活用を促しており、平成31年3月には、「第2次学校安全の推進に関する計画」や「学習指導要領」の改訂を踏まえるとともに、東日本大震災を踏まえた防災教育資料『『生きる力』を育む防災教育の展開』と合わせた資料として、学校安全の総合的な参考資料である『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』を改訂して、各学校等に配布しています。また、「学校安全総合支援事業」において、セーフティプロモーションスクール（※24）等の先進事例を参考とするなどして、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組等を支援しています。

さらに、各地方公共団体や学校において、学校安全を推進する上で必要な情報や優れた取組事例を参考にできるよう、文部科学省や各地方公共団体が作成した資料等を掲載した学校安全ポータルサイト（※25）を開設し、平成28年4月から運用しています。

第2章 第4節 震災後の社会を生き抜く力の養成

1 防災教育の充実

東日本大震災においては、児童生徒等及び教職員の死者・行方不明者が600人を超えるなど甚大な被害が発生しました。東日本大震災以降も連続した大規模な地震の発生、記録的な大雨に伴う大規模水害など多くの自然災害が発生しています。

文部科学省は、各学校が地震・津波や自然災害等から児童生徒等を守るための防災マニュアルを作成する際の参考となる「学校防災マニュアル（地震・津波）作成の手引き」（平成24年3月作成）及び「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月作成）や「第2次学校安全の推進に関する計画」や学習指導要領の改訂を踏まえ、各学校において地域の実情に応じた防災教育をはじめとする安全教育を行う際の参考となるよう、学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』を改訂（平成31年3月配布）し、学校防災の充実を図っています。

また、平成30年度においても学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組を支援する事業や、教職員に対する研修への支援を実施しています。

第2次学校安全の推進に関する計画

文部科学省 平成29年3月24日

はじめに（抜粋）

近年の自然災害の状況や交通事故や犯罪等の社会的な情勢は年々変化しており、新たな課題も次々と顕在化し、今後の深刻化も懸念されている。こうした現状を踏まえ、学校における組織的な安全管理の一層の充実を図ることや、安全で安心な学校施設を整備すること、児童生徒等に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成する安全教育を推進することが不可欠である。

学校における安全教育は、児童生徒等の生涯にわたる安全に関する資質・能力の基盤を培うものあることに加え、安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒等が社会人となり、様々な場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な社会づくりに寄与することも期待される。こうしたことから、中長期的な視点で考えた場合、学校教育において安全に関する指導を行うことは、次代の安全文化を構築するという意義も担っている。

これまで、学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国は、学校保健安法（昭和33年法律第56号）に基づき、平成24年に学校安全の推進に関する計画（以下「第1次計画」という。）を策定し、各般の措置を講じてきた。その結果、特に防災教育を中心として安全教育の重要性に関する関係者の認識が高まり、学校における先進的な取組が進展してきている。一方、安全教育に関する意識や取組については、地域や学校、教職員による差もあり、いまだ取組が十分とは言えない地域や学校も見られる。また、第1次計画策定以降に安全に関する新たな課題も生じていることや、平成23年3月に発生した東日本大震災から6年が経過し、時間の経過とともに震災の記憶が風化し取組の優先順位が低下することも危惧されている。

第2次学校安全の推進に関する計画は、これまでの国の取組の検証や社会情勢の変化等を踏まえ新たな5年間（平成29年度から平成33年度まで）における施策の基本的方向と具体的な方策について明らかにするものであり、計画期間中における成果や課題、情勢の変化等を検証した上で、適切に見直すことが必要である。

Ⅲ. 学校安全を推進するための方策

2. 安全に関する教育の充実方策

(1) 「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育の推進

<課題・方向性>

○ 第1次計画においては、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体にお

いて行われる総合的な安全教育によって、児童生徒等自身に安全を守るための能力を身に付けさせることが学校に求められる第一の役割として挙げられている。

具体的には、

- i) 日常生活における事件・事故、自然災害などの現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在や将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにすること
- ii) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようにすること
- iii) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにすることなど、発達段階に応じて、児童生徒等の能力を育むことが目標とされている。特に、日常生活においても、状況を適切に判断し最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成する教育の重要性とともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」だけでなく、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける「共助、公助」の視点からの教育の重要性が指摘されている。さらに、これらを実現するため、教科等を横断する総合的な指導計画の下、系統的・体系的に安全教育を行うことにより、安全教育の質・量の両面での充実を図ることや、国が各教科等における安全に関する指導内容を整理して提示することなどの必要性が提起されている。

第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議計画について

第2部 5. 教育政策推進のための基盤を整備する

中教審教育振興基本計画委部会 平成29年9月19日

目標（18）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

教育内容・方法等の変化や多様化への対応などの教育環境の質的向上を図りつつ、早期に耐震化を完了し、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進める。また、教材、学校図書館、社会教育施設等の学校内外における教育環境を充実する。さらに、大学施設については、計画的な老朽化対策に併せ、次代を担う人材育成やイノベーション創出のための教育研究環境の整備を推進する。また、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っている私立学校の重要性に鑑み、その基盤としての教育研究環境の整備を推進する。

（測定指標候補）

- ・ 公立学校施設の長寿命化計画の策定率を100%にする
 - ・ 緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減
 - ・ 教育研究活動に著しく支障がある国立大学等の老朽施設の未改修面積の計画的な縮減
 - ・ 国立大学等における耐用年数を大幅に超過したライフラインのうち配管配線の未改修量の計画的な縮減
 - ・ 私立学校の耐震化等の推進（早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了）
 - ・ 私立学校の寄附文化の醸成（税額控除等寄附金税制を活用する私立学校の割合を向上）
- 安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進
- ・ 公立学校について、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策の実施に加え、非構造部材の耐震対策、防災機能強化、教育環境の質的向上を推進する。また、国立大学等について、第4次国立大学法人等施設整備5か年計画を踏まえ計画的な老朽化対策や大学の機能強化を支える基盤整備等を着実に実施する。また、私立学校について、国公立学校の状況を勘案しつつ、早期の耐震化完了及び、屋内運動場等の天井等落下防止対策の完了や、非構造部材の耐震対策等防災機能強化を推進する。
- 学校における教材等の教育環境の充実
- ・ 「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」等に基づく教材の整備を推進する。また、学校図書標準の達成に向けた図書の整備や新聞の配備、司書教諭の養成や学校司書の配置に対する支援のほか、学校図書館ガイドラインや学校司書のモデルカリキュラムの周知により、地域ボランティア等を活用しつつ、学校図書館の整備充実を図る。

IV 危機管理	第10分科会 危機対応 研究課題 様々な危機への対応と未然防止の体制づくりと校長の在り方
----------------	---

分科会の趣旨

子どもたちを取り巻く環境は急激に変化し、学校が対応しなければならない危機は、風水害などの自然災害のみならず、多岐にわたっている。特に、いじめ、不登校、暴力行為等、生徒指導上の問題は依然深刻な課題となっており、児童虐待の増加や携帯電話、スマートフォンなどによるネットいじめなど、様々な課題が生じてきている。

学校は、子どもたちが自己実現に向けて学ぶ場であればならない。そして、教職員は子どもたちの安全を守り、安心して学習や諸活動に取り組むことができる環境を整備する必要がある。そのために、学校は事件・事故等の未然防止や適切な対応など学校危機管理体制の確立とともに、教職員及び子どもたち一人一人の危機対応力を高めることが求められる。

校長は、教職員が様々な危機に対応できるように、危機管理意識を高めるとともに、学校の危機管理体制の充実・改善を行う必要がある。また、保護者や地域、関係機関との連携・協働により、共に子どもの安全・安心を確保していく体制をつくることが重要である。

本分科会では、いじめ防止基本方針に基づく一連の取組の具体的な方策や危機管理能力の育成、組織体制づくり、関係機関との連携・協働等、校長の役割と指導性、リーダーシップについて明らかにする。

研究の視点

(1) いじめ・不登校等への適切な対応と体制づくり

いじめや不登校への対応は学校における重要課題の一つである。また、社会的にも大きな問題として取り上げられることが多く、保護者や地域の関心も高い。

学校は、いじめや不登校等に対する予防的取組を図ることを含め、教職員間で情報を共有しながら、組織的に対応することが必要である。また、いじめや不登校等の問題への取組については、保護者や地域等への説明責任を果たすことが重要である。

学校は、予防的な取組として、児童に道徳性や規範意識等を養うとともに、問題発生の兆しに対して学校全体で早期に対応するなど、各学校の「いじめ防止基本方針」に基づく取組の推進を図っていく必要がある。

このような視点に立ち、いじめや不登校等への適切な対応のための取組を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 教職員の高い危機意識並びに対応能力の育成と未然防止に向けた組織体制づくり

学校は、様々な危機への対応について、教職員の共通理解の下、組織的かつ機動的な対応を図っていく必要がある。そこで、校長は、子どもを取り巻く社会情勢の変化や教育課題を的確に把握して、教職員の危機意識や危機対応能力を研修等で高めていかなければならない。そのために、危機管理マニュアルや学校安全計画等の更新・見直しを図り、組織体制づくり等の強化、保護者・地域との信頼関係の構築及び関係機関との連携に努める必要がある。

このような視点に立ち、教職員の高い危機意識並びに対応能力の育成と未然防止に向けた組織体制づくりを推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第10分科会 「危機対応」

研究課題 「様々な危機への対応と未然防止の体制づくりと校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

子どもたちを取り巻く社会的な環境は日々激しく変化し、子どもたちの心身に大きな影響を与えている。家庭においても、少子化や核家族化を背景に、兄弟姉妹が切磋琢磨し、祖父母から継承的な文化を学ぶといった生活体験が減少してきている。親子間においては、無責任な放任や過保護・過干渉といった傾向がかねてより指摘されている。また、地域社会においては、地縁的な連帯が弱まり、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、子どもたちの心の糧となる生活体験や自然体験・社会体験など地域における体験活動が失われてきているといわれている。

このような環境で育ってきている今日の子どもたちは、社会性や自己責任の観念が十分に育まれず、反社会的な行為は子どもであっても許されないという認識が身に付いていない傾向が見られる。また、他者を思いやる温かい気持ちをもつことや、望ましい人間関係を築くことが難しくなっているともいわれ、子どもたちの生活に情報機器が普及・浸透することなどにより、子どもたちが多種多様な情報に接したり発信したりすることが容易になってきている。そのことが子どもたちの望ましい人間関係の構築を阻害し、いじめや不登校という現象の表出にもつながっていると考えられる。

このような憂慮すべき問題を直視し、幅広い観点から心の問題を見直し、社会全体が一体となって必要かつ適切な取組を進めていくことが今日喫緊の課題となっている。

また、学校における危機管理とは、

- (1) 児童生徒及び教職員の安全を確保すること
- (2) 学校と児童生徒・保護者・地域社会との信頼関係と保つこと
- (3) 組織的で迅速かつ的確な対応により、学校を安定した状態にすること

を目的として、危機を予知・回避するための方策を講じるとともに、危機発生時には被害や問題を最小限にとどめるために適切な対応をとることである。

校長は、教育目標を達成するために欠くことのできない重要な機能の一つとして健全育成をとらえ、教育課程における特定の領域や内容に偏ることなく、学校の教育活動すべてにわたって十分に作用させるようにすることが必要である。また、日常的に起こりうる危機を想定した家庭・地域・各関係機関との連携・協働体制を確立しておくとともに、あらゆる教育活動の場面で、全教職員の協働的な取組を展開するようにリーダーシップを発揮することが求められている。

2 「研究課題」を究明する視点

(1) いじめ・不登校への適切な対応と体制づくり

- ・児童の悩みや相談を学校全体で取り上げる組織的な取組
- ・児童に関わる幅広い情報収集と多面的な理解を図る取組
- ・生徒指導の機能を生かし、関わり合う力を育む教育活動の推進

(2) 教職員の高い危機意識並びに対応能力の育成と未然防止に向けた組織体制づくり

- ・教職員の危機意識や危機対応能力を高めるための研修や組織体制づくり等の取組
- ・地域・家庭・関係機関との連携を図り、児童の自主性と連帯性を育む取組

3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について（通知）

文部科学省 平成30年3月26日

1. いじめの正確な認知の推進

いじめを正確に認知することは、いじめへの対応の第一歩であり、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が機能する大前提である。また、いじめの認知と対応が適切に行われなかったために重大な結果を招いた事案がいまだに発生していることを真摯に受け止める必要がある。

このような認識の下、いじめの認知に関する考え方については、「平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて（依頼）」（平成27年8月17日付け27初児生第26号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）や「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（通知）」（平成28年3月18日付け27初児生第42号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知。以下「平成28年通知」という。）等において示してきたところである。

しかしながら、今般の総務省調査の結果においては、教育委員会及び学校において、いじめの正確な認知に向けた取組が不十分な実態がみられたことや、法のいじめの定義を限定的に解釈していると考えられたり、いじめの認知漏れと考えられたりする実態がみられたとの指摘がされている。

これを踏まえ、教育委員会や学校等においては、以下の点に留意し、いじめの正確な認知を行うこと。

(1) いじめの認知件数に学校間で大きな差がある場合や、認知件数の少ない学校が多い場合は、その原因を分析し、いじめの認知に関する消極姿勢や認知漏れがないかを十分確認すること。

(2) 各学校において、毎年度実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認すること。

(3) 平成28年通知の別添資料である、いじめの認知に関する考え方をまとめた教職員向け資料（別添3）の全ての教職員への配布や、職員会議や各学校に設置する「いじめの防止等の対策のための組織」の会合、いじめ問題に関する研修会等において、管理職等が当該資料の内容を説明するなどにより、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。

(4) いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」「集団性」や「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差等の要素により、いじめの定義を限定して解釈しないようにすること。また、実際の事案においても、いじめの定義とは別の要素（加害行為の「継続性」「集団性」等）を判断基準とすることにより、いじめとして認知しないことがないようにすること。

2. 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底（別添4参照）

法第28条第1項に基づく重大事態の調査等については、「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（通知）」（平成29年3月16日付け28文科初第1648号文部科学省初等中等教育局長、生涯学習政策局長、高等教育局長通知）において、「重大事態の調査に関するガイドライン」を示し適切な対応を促してきたところである。

しかしながら、今般の総務省調査の結果においては、重大事態が発生しているにもかかわらず、法に基づく措置が確実に講じられていない実態やいじめの防止等のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）等に基づき適切に対応されていない実態がみられるとの指摘がされている。

重大事態については、法に基づき、1 学校から教育委員会への発生報告（法第30条第1項）、2 教育委員会から地方公共団体の長への発生報告（法第30条第1項）、3 教育委員会から地方公共団体の長への調査結果の報告（法第30条第2項）、4 教育委員会又は学校からいじめを受けた児童生徒及びその保護者への調査結果の情報提供（法第28条第2項）を行うことが義務付けられていることから、これらを確実に講じること。

また、5 教育委員会から教育委員会会議への発生報告、6 調査報告書の作成、7 教育委員会から教育委員会会議への調査結果の報告等については、法において義務付けられているものではないが、基本方針等に基づき適切な対応をとること。

なお、国立学校、私立学校及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項に規定する学校設置会社の設置する学校においても、重大事態への対処に当たり、法に基づく措置を確実に講じるとともに、基本方針等に基づき適切な対応をとること。

3. 教職員、児童生徒及び保護者に対するいじめ防止対策の周知の徹底

今般の総務省調査の結果を踏まえ、域内の学校及び学校の設置者において、以下の事項について確実に対応が行われるよう指導するとともに、本年5月末時点において全ての学校で取組がなされたか確認すること。なお、確認結果については、必要に応じてフォローアップすることを予定している。

(1) 平成28年通知の別添資料である、いじめの認知に関する考え方をまとめた教職員向け資料（別添3）を、全ての教職員に配布するなどにより、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。

(2) 入学式・始業式や保護者会等の機会を捉えて、児童生徒及び保護者に対し、「知っていますか「いじめ防止対策推進法」」（別添5）、「いじめとは、何か」（別添6）及び「いじめのサイン発見シート」（別添7）を配布するなどにより、法の趣旨・内容やいじめの定義等を確実に周知すること。その際、基本方針に基づき、各学校における学校いじめ防止基本方針についても、併せて説明することが望ましいこと。

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方**(1) 支援の視点**

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

(3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わり的重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

(4) 家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

2 学校等の取組の充実**(1) 「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援**

不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること。その際、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」（別添1）（以下「シート」という。）を作成することが望ましいこと。これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、必要に応じて、教育支援センター、医療機関、児童相談所等、関係者間での情報共有、小・中・高等学校間、転校先等との引継ぎが有効であるとともに、支援の進捗状況に応じて、定期的にシートの内容を見直すことが必要であること。また、校務効率化の観点からシートの作成に係る業務を効率化するとともに、引継ぎに当たって個人情報の取扱いに十分留意することが重要であること。

(2) 不登校が生じないような学校づくり**1. 魅力あるよりよい学校づくり**

児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要であること。

2. いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応が大切であること。また教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、教職員の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要であること。

3. 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

学業のつまづきから学校へ通うことが苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが望まれること。

(3) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

1. 不登校に対する学校の基本姿勢

校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。また、不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。

2. 早期支援の重要性

不登校児童生徒の支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要であること。

3. 効果的な支援に不可欠なアセスメント

不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント（見立て）が有効であること。また、アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要であること。

4. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力

学校においては、相談支援体制の両輪である、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、学校全体の教育力の向上を図ることが重要であること。

5. 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け

学校は、プライバシーに配慮しつつ、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒の理解に努める必要があること。また、家庭訪問を行う際は、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し適切な家庭訪問を行う必要があること。なお、家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない等の場合は、直ちに市町村又は児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど、適切な対処が必要であること。

6. 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

7. 不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制

不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていきけるような指導上の工夫が重要であること。

8. 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応

いじめが原因で不登校となっている場合等には、いじめを絶対に許さないき然とした対応をとることがまずもって大切であること。また、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないよう配慮が求められること。そのほか、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

また、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、不適切な言動や指導をめぐる問題の解決に真剣に取り組むとともに、保護者等の意向を踏まえ、十分な教育的配慮の上で学級替えを柔軟に認めるとともに、転校の相談に応じることが望まれること。

保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切に対応する必要があること。また、欠席日数が長期にわたる不登校児童生徒の進級や卒業に当たっては、あらかじめ保護者等の意向を確認するなどの配慮が重要であること。

(4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

第2次学校安全の推進に関する計画（概要）

閣議決定 平成29年3月24日

I これまでの取組と課題

1. 第1次計画期間中の取組

東日本大震災の教訓を踏まえて、児童生徒等が主体的に行動する態度を育成することの重要性が改めて認識され、実践的な安全教育が推進された。また、学校施設の防災対策や防災マニュアルの整備、通学中の交通事故や犯罪被害の防止のための安全点検や見守り活動等が推進された。さらに、外部の専門家や専門機関の知見を取り入れ、一層の取組改善を行うといった先進的な取組が進められてきた。

2. 課題

児童生徒等が巻き込まれる犯罪被害や交通事故等は減少しているものの、児童生徒等の発達段階や学校段階、地域特性に応じた様々な安全上の課題が明らかとなっており、いまだ児童生徒等の安全が十分に確保されているとは言いがたい。このため、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、対策を推進することが必要。また、各学校における安全教育や安全管理、家庭・地域との連携の推進に当たって、地域間・学校間・教職員間に差が存在していることから、これらを解消し、全ての学校において、質の高い学校安全の取組を推進することが求めら

れている。

II 今後の方向性

1. 目指すべき姿

①全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。

②学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを旨とする。同時に、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを旨とする。

2. 推進方策

(1) 学校安全に関する組織的取組の推進

全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として、組織的な取組を的確に行えるような体制を構築するとともに、全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付ける。

【施策目標】

○全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全体制を構築する。

○全ての学校において、学校安全計画及び危機管理マニュアルを策定する。捉えるとともに、幼稚園や特別支援学校を含めた各学校種の特性に対応したものとすることが必要である。

○全ての学校において、自校の学校安全に係る取組を評価・検証し、学校安全計画及び危機管理マニュアルの改善を行う。

○全ての教職員が、各種機会を通じて、各キャリアステージにおいて、必要に応じた学校安全に関する研修等を受ける。

【具体的取組】

学校における人的体制の整備 / 学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・検証の徹底 / 学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実

(2) 安全に関する教育の充実方策

全ての学校において、学校安全計画に安全教育の目標を位置付け、これに基づいて、カリキュラム・マネジメントの確立と主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善により、系統的・体系的で実践的な安全教育を実施する。

【施策目標】

○全ての学校において、学校教育活動全体を通じた安全教育を実施する。

○全ての学校において、自校の安全教育の充実の観点から、その取組を評価・検証し、学校安全計画（安全管理、研修等の組織活動を含む）の改善を行う。

【具体的取組】

「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育の推進 / 優れた取組の普及を通じた指導の改善・充実 / 現代的課題への対応

(3) 学校の施設及び設備の整備充実

安全対策の観点からの老朽化対策を推進するとともに、私立学校における構造体の耐震化の完了に向けて、早急に対策を実施する。

【施策目標】

○全ての学校において、耐震化の早期完了を目指すとともに、緊急的に取り組むことが必要な老朽化対策等の安全対策を実施する。

○全ての学校において、地域の特性に応じ、非常時の安全に関わる設備の整備を含めた安全管理体制を充実する。

【具体的取組】

学校施設の安全性の確保のための整備 / 非常時の安全に関わる設備の整備充実

(4) 学校安全に関するPDCA サイクルの確立を通じた事故等の防止

全ての学校において、外部の専門家や関係機関と連携した安全点検を徹底するとともに、事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組の改善・充実を一連のサイクル（PDCAサイクル）として実施する。

【施策目標】

○全ての学校において、定期的に学校施設・設備の安全点検を行うとともに、三領域（生活安全・災害安全・交通安全）全ての観点から通学・通園路の安全点検を行い、児童生徒等の学校生活環境の改善を行う。

○全ての学校において、学校管理下における事故等が発生した場合には、「学校事故対応に関する指針」に基づく調査を行う。

【具体的取組】

学校における安全点検 / 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等

(5) 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

全ての学校において、保護者や地域住民、関係機関との連携・協働に係る体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組む。

【施策目標】

○全ての学校において、児童生徒等の安全に関する保護者・地域住民との連携体制を構築する。

○全ての学校において、児童生徒等の安全に関する外部専門家や関係機関との連携体制を構築する。

【具体的取組】

家庭、地域との連携・協働の推進 / 関係機関との連携による安全対策の推進

V 教育課題**第11分科会 社会形成能力****研究課題 社会形成能力を育む教育活動の推進と校長の在り方****分科会の趣旨**

今日、少子高齢化や核家族化が進行し、SNSが発達する社会の中で、人間関係が希薄化する傾向が一層強まっている。それに伴い周囲の人々との交流に消極的な家庭の増加により、地域住民の地域活動が低迷している。さらに、家庭の価値観の多様化や地域コミュニティの変化により、子どもたちの人間関係を育み広げる機会が減少した。こうしたことが要因となり、子どもたちが、地域の中で社会性を高めることが難しい時代を迎えている。また、就業構造も大きく変化し、子どもたちが、自身の未来を豊かに思い描く事が困難な状況も生まれている。

このような情勢の中、学校は、子どもたちに、社会が直面する問題に正面から向き合おうとする強い意志を培い、社会を構成する一員として他者と協働しながらその解決に主体的に取り組もうとする態度を育むことが求められている。

加えて、開かれた学校として地域コミュニティの核となり、社会とどう関わり、どのように貢献していけるかを考えた学校づくりを進めていくことも求められている。

そのような学校づくりを実現するためには、子どもたちが考え行動するプロセスを重視し、地域の特色を生かした豊かな体験活動を積極的に取り入れ、組み立てていくことが大切である。また、全教育活動をキャリア教育の視点からとらえ、幅広い学力、コミュニケーション能力や規範意識等、社会的・職業的自立に必要な基盤となる資質・能力を高めていく教育課程を編成することにより、働く意義や目的を探求し、自分なりの勤労観・職業観を形成していくことも重要である。

本分科会では、「社会に開かれた教育課程」の編成に向け、校長のリーダーシップの下、将来の社会を形成する役割を担う子どもたちに、各教科等で身に付けた知識や技能等を基に、よりよい社会の形成に向け、主体性をもって社会に参画し、課題を解決する力や態度を養うための具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点**(1) 社会の発展に貢献する資質・能力・態度を育む教育活動の推進**

学校は、子どもたちが社会の仕組みを理解できるようにし、自立した社会人として生きていくために必要な知識や能力を育むとともに、社会に貢献しようとする態度の育成を目指している。

そのためには、地域を対象として、地域の人的・物的資源を活用し、体験的学習や問題解決的な学習を積極的に組み立てる必要がある。また、積極的に地域住民の学校運営参画意識の醸成に努め、目指す子ども像を共有し、ともに子どもたちを育む関係を築いていくことが求められる。校長は、こうした認識の下に、子どもたちが将来への夢や目標を確立し、希望をもって社会の一員として歩き始めることができるよう教育活動を推進していくことが求められている。

このような視点に立ち、他者と協働して主体的に社会に参画し、貢献しようとする意欲や態度を身に付けることができる教育活動を推進する上で、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 地域の環境に愛着をもち、よりよい社会の創造に貢献する力を育むキャリア教育の推進

小学校におけるキャリア教育は、子どもたち一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を養うことを目的としており、全教育活動を通して6年間、組織的かつ計画的に推進していくものである。

これを踏まえて、学校においては、体験的な学習活動を充実させるとともに、家庭・地域社会との連携を図りながら、子どもたちが様々な人々や社会との関わりをもてるよう工夫する。そのような活動を通して、社会生活の基本的ルールを身に付け、社会の中での自己の役割を認識し、働くことの意義や夢をもつことの大切さを理解できるようにすることが求められている。

このような視点に立ち、教育活動全体を通じて、地域の環境に愛着をもち、豊かな未来社会の実現に貢献する力を育むキャリア教育を推進する上で、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第11分科会 「社会形成能力」

研究課題 「社会形成能力を育む教育活動の推進と校長の在り方」

1 「研究課題のもつ今日的な課題や先見性、意識改革の必要性についての解説

近年、社会が複雑化、多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化している。とりわけ、少子化の進展や核家族化などによる家庭の養育姿勢や地域コミュニティの変化に伴い地域活動への参加機会は減少し、子どもたちが社会性を高めたり、人間関係を育み広げたりする機会は減っている。そのような中、東日本大震災や熊本地震や、胆振東部地震、道内外の風水害等、それぞれの被災地において、ボランティア活動や支援活動など、地域の人たちとの絆が改めて見直され、地域コミュニティの形成・発展がますます重要であることも明らかとなった。

また、ここ数年の教育情勢からは、将来を担う子どもたちの豊かな未来づくりを図る、「社会形成能力」の育成を求める内容の記述をしばしば目にする。一例としては、下記のようなものがあり、このような力の育成の重要性を知ることができる。

- ・ 持続可能な社会の担い手として、個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出す
- ・ あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会変化を乗り越えていく力
(全連小 研究主題 解説より)
- ・ 社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力など、主権者として求められる力を育成 (北海道教育推進計画 施策項目6より)

「社会形成能力」とは、多様な他者の考え方や立場を理解し、相手の意見を聞いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力である。この能力は、社会との関わりにおいては、性別、年齢、個性、価値観等の多様な人材が活躍しており、様々な他者を認めつつ、協働していく力である。また、変化の激しい今日においては、既存の社会に参画し、適応することのみならず、自ら新たな社会を創造・構築していく資質・能力が求められている。さらに、人や社会との関わりは、自分に必要な知識、能力、態度への気付きだけでなく、将来の自分への夢や希望を与えてくれるものであり、自らを育成する上でも影響を与えるものでもある。具体的な例としては、他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーションスキル、チームワーク、リーダーシップ等があげられる。

また、子どもたちに将来、社会や職業で必要となる資質・能力を育むためには学校で学ぶことと社会とのつながりを意識させることも重要である。そのために校長は、「社会に開かれた教育課程」の意味合いを十分に自覚し、総合的な学習の時間や学校行事の勤労生産・奉仕的行事における職場体験などのキャリア形成に関わる啓発的な体験活動、道徳科における学習の機会を活かしつつ、学校の教育活動全体を通じて系統的、発展的に教育課程に位置付け、編成・実施・評価・改善していくことが必要である。

校長は、将来の社会を形成する役割を担う子どもたちが、よりよい社会の形成に向け、主体性をもって社会の活動に積極的に参画し、課題を解決していく力や態度を養うよう、リーダーシップを発揮して教育課程を編成していくことが必要である。

2 「研究課題」を究明する視点

(1) 社会の発展に貢献する資質・能力・態度を育む教育活動の推進

- ・ 社会との関わりを豊かにしていく力を身に付ける体験活動の創造
- ・ 他者と協力して社会の活動に参画し、貢献しようとする意欲や態度を身に付ける教育活動の創造

(2) 地域の環境に愛着をもち、よりよい社会の創造に貢献する力を育むキャリア教育の推進

- ・ 社会に積極的に関わろうとする態度の育成を目指した教育課程の編成
- ・ 社会づくりに貢献しようとする力の育成を目指した教育課程の編成

3 分科会の方向性と研究視点に関する資料

第3期教育振興基本計画

閣議決定 平成30年6月15日

前文

- 今、我が国は、人生100年時代を迎えようとしており、また、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けて人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいる。こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにする上で、教育の力の果たす役割は大きい。
- 激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するためには、これまでと同様の教育を続けていくだけでは通用しない大きな過渡期に差し掛かっている。誰もが人間ならではの感性や創造性を発揮し自らの「可能性」を最大化していくこと、そして誰もが身に付けた力を生かしてそれぞれの夢に向かって志を立てて頑張ることができる「チャンス」を最大化していくこと、これらを共に実現するための改革の推進が、今、求められている。
- 本計画は、このような考え方の下、第2期教育振興基本計画（以下「第2期計画」という。）において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すものである。

IV. 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 本計画においては、前述の生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の五つの方針により取組を整理する。
 1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
 2. 社会の持続的な発展を牽引けんいんするための多様な力を育成する
 3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
 4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
 5. 教育政策推進のための基盤を整備する

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）

中央教育審議会 平成28年12月21日

全ての教職員で創り上げる各学校の特色

- 「カリキュラム・マネジメント」の実現に向けては、校長を中心としつつ、教科等の縦割りや学年を越えて、学校全体で取り組んでいくことができるよう、学校の組織や経営の見直しを図る必要がある。そのためには、管理職のみならず全ての教職員が「カリキュラム・マネジメント」の必要性を理解し、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置付けを意識しながら取り組む必要がある。また、学習指導要領等の趣旨や枠組みを生かしながら、各学校の地域の実情や子供たちの姿等と指導内容を見比べ、関連付けながら、効果的な年間指導計画等の在り方や、授業時間や週時程の在り方等について、校内研修等を通じて研究を重ねていくことも重要である。
- このように、「カリキュラム・マネジメント」は、全ての教職員が参加することによって、学校の特色を創り上げていく営みである。このことを学校内外の教職員や関係者の役割分担と連携の観点で捉えれば、管理職や教務主任のみならず、生徒指導主事や進路指導主事なども含めた全ての教職員が、教育課程を軸に自らや学校の役割に関する認識を共有し、それぞれの校務分掌の意義を子供たちの資質・能力の育成という観点から捉え直すことにもつながる。
- また、家庭・地域とも子供たちにどのような資質・能力を育むかという目標を共有し、学校内外の多様な教育活動がその目標の実現の観点からどのような役割を果たせるのかという視点を持つことも重要になる。その

ため、校長がリーダーシップを発揮し、地域と対話し、地域で育まれた文化や子供たちの姿を捉えながら、地域とともにある学校として何を大事にしていくべきかという視点を定め、学校教育目標や育成を目指す資質・能力、学校のグランドデザイン等として学校の特色を示し、教職員や家庭・地域の意識や取組の方向性を共有していくことが重要である。

学習指導要領等解説 総則編

文部科学省 平成29年6月

第4節 児童の発達の支援

1-(3) キャリア教育の充実・・・・・・・・・・P99

○ 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること

学校教育においては、キャリア教育の理念が浸透してきている一方で、これまで学校の教育活動全体で行うとされてきた意図が十分に理解されず、指導場が曖昧にされてしまい、また、狭義の意味での「進路指導」との混同により、特に進路に関連する内容が存在しない小学校においては、体系的に行われてこなかったという課題もある。また、将来の夢を描くことばかりに力点が置かれ、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視されていたりするのではないかと、といった指摘もある。

こうした指摘等を踏まえて、キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になる。また、将来の生活や社会と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められる。さらに、本改訂ではキャリア教育の要となる特別活動の学級活動の内容に(3)一人一人のキャリア形成と自己実現を設けている。その実施に際しては次の2点に留意することが重要である。

一つ目は、総則において、特別活動が学校教育全体で行うキャリア教育の要としての役割を担うことを位置づけた趣旨を踏まえることである。キャリア教育の要としての役割を担うこととは、キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これからの学びや自己の生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすことである。この点に留意して学級活動の指導に当たることが重要である。

二つ目は、学級活動の(3)の内容は、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるよう整理することにより設けたものであるということである。ここで扱う内容については、将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主体的な意思決定を大切にする活動である。中学校、高等学校へのつながりを考慮しながら、小学校段階として適切なものを内容として設定している。キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであることから、夢を持つことや職業調べなどの固定的な活動だけに終わらないようにすることが大切である。学校の教育活動全体を通じて行うキャリア教育を効果的に進めていくためには、校長のリーダーシップのもと、校内の組織体制を整備し、学年や学校全体の教師が共通の認識に立って指導計画の作成に当たるなど、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たることが重要である。また、キャリア教育は、児童に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させる学習であることから、その実施に当たっては、職場見学や社会人講話などの機会の確保が不可欠である。「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、幅広い地域住民等（キャリア教育や学校との連携をコーディネートする専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）と目標やビジョンを共有し、連携・協働して児童を育てていくことが求められる。さらに、キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。その際、各学校は、保護者が児童の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路を巡る環境の変化等の現実に即した情報を提供して共通

理解を図った上で、将来、児童が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要である。

第3章 生涯学習社会の実現

第4節 家庭教育支援の推進と青少年の健やかな成長

2 青少年の健全育成の推進

(1) 青少年の体験活動の推進

1 学校・家庭・地域における体験活動の推進

平成25年1月に中央教育審議会から答申された「今後の青少年の体験活動の推進について」においては、学校・家庭・地域が連携して社会総ぐるみで人づくりの「原点」である体験活動の機会を意図的・計画的に創出していくことの必要性が提言されています。

本答申などを踏まえ、文部科学省は、家庭や企業などに対して体験活動の重要性等について普及啓発を行うとともに学校・家庭・地域における体験活動を推進しています。具体的にはシンポジウムの開催や、青少年の体験活動に関する調査研究や、企業が社会貢献活動の一環として行う青少年の体験活動の表彰と事例集を作成し、実践事例の紹介等を行っています。また、青少年が自信をもって成長し、より良い社会の担い手となるためには、自己肯定感をバランスよく育むことが必要であることから、自己肯定感を育むために有効な体験活動について、効果的な取組を支援しています。

さらに、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、「健全育成のための体験活動推進事業」を実施し、学校による宿泊体験活動の取組を支援するとともに、内閣官房、総務省、農林水産省、環境省と連携して子供の農山漁村宿泊体験などを推進しています。

2. 青少年の国際交流の推進

文部科学省は、青少年の国際的視野の醸成などを図るため、次代を担う青少年等の海外派遣及び日本受入を行う「青少年国際交流推進事業」や、文化の異なる複数の国から青少年を招へいし一定期間宿泊を伴う英語による共同生活を体験する「地域における青少年の国際交流推進事業」等を実施しています。「青少年国際交流推進事業」では、日独及び日韓の青少年が様々なテーマにおいて交流を行い、相互理解の促進を図っています。平成30年度においては、インクルーシブ教育や子供の居場所づくり等のテーマで交流を行いました。「地域における青少年の国際交流推進事業」では、異なる文化的背景を持つ青少年と共同生活を行いながら、地域文化の体験やグループワーク等を通じて、青少年の国際交流を推進しています。また、国立青少年教育振興機構においても、日中韓の小学4年生から6年生を対象とした「日中韓子ども童話交流事業」など、様々な青少年の国際交流推進事業が実施されています。

第4章 初等中等教育の充実

第5節 キャリア教育・職業教育の推進

1 キャリア教育の推進

(1) 初等中等教育におけるキャリア教育の推進

今日、日本社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、特に、産業や経済の分野においてその変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化に直結しています。このような中で現在の若者とと呼ばれる世代は、例えば、若年層の完全失業率や非正規雇用率の高さ、無業者や早期離職者の存在などに見られるように「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないという点において大きな困難に直面していると言われてい

ます。こうした状況に鑑み、子供たちが、「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の

生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要です。そのためには、「学校から社会・職業への移行」を円滑にし、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けることができるようにするキャリア教育を推進していくことが重要です。小・中・高等学校の新学習指導要領においても、キャリア教育の充実を図ることについて明示されました。このようなキャリア教育を推進するため、文部科学省では、キャリア教育の実践の普及・促進に向けて様々な施策を展開しています。

〈平成30年度実施施策〉

1. 児童生徒が自らの学習活動等の学びのプロセスを記述し振り返ることのできるポートフォリオ的な教材「キャリア・パスポート」の導入に向け、その活用方法等に関する調査研究を行い、その成果や課題等の実証的なデータを得るための「キャリア・パスポート普及・定着事業」の実施
2. チャレンジ精神や他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した「小・中学校等における起業体験推進事業」の実施
3. 小学校段階での進路選択等のキャリア教育の在り方や課題等について調査研究を行い、実証的なデータを得るための「小学校における進路指導の在り方に関する調査研究」の実施
4. 都道府県等にキャリアプランニングスーパーバイザーを配置し、地域を担う人材育成・就労支援を促進するための「地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業」の実施
5. 学校側が望む支援と地域・社会や産業界等が提供できる支援をマッチングさせる特設サイト「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト」を運営
6. 厚生労働省、経済産業省と連携して「キャリア教育推進連携シンポジウム」を合同開催（平成31年1月18日）
7. キャリア教育の充実・発展に尽力し、顕著な功績が認められた学校、教育委員会等に対する「文部科学大臣表彰」、また、学校、地域、産業界、地方公共団体等の関係者が連携・協働して行うキャリア教育の取組に対する「キャリア教育推進連携表彰」（経済産業省と共同実施）を実施

(2) 職場体験、インターンシップ（就業体験）等の体験活動の推進

職場体験やインターンシップ（就業体験）は、生徒が教員や保護者以外の大人と接する貴重な機会となり、

1. 異世代とのコミュニケーション能力の向上が期待されること、
2. 生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成が促進されること、
3. 学校における学習と職業との関係についての生徒の理解を促進し学習意欲を喚起すること、
4. 職業の現場における実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となることなど、

極めて高い教育効果が期待されます。このため、キャリア教育の中核的な取組の一つとして、学校現場における職場体験、インターンシップの普及・促進に努めています。

公立小学校では、多くの学校において職場見学が実施されています。公立中学校における職場体験は、平成29年度の実施率が98.6%と、ほとんどの中学校において実施されています。こうした職場体験を一過性の行事として終わらせることのないよう、学校における事前指導や事後指導の実践に当たっては、日常の教育活動と関連付けて職場体験の狙いや効果を高めることを目的とした実践にするなど更なる工夫が求められます。

公立高等学校（全日制及び定時制）におけるインターンシップの実施率は84.8%となっています。しかし、参加が希望制となっている学校が多いため、在学中にインターンシップを体験した生徒の割合は、全体で34.9%、普通科では22.3%となっており、参加率の向上が今後の課題となります。

V 教育課題

第12分科会 自立と共生

研究課題 自立と共生の実現に向けた教育活動の推進と 校長の在り方

分科会の趣旨

現在、我が国が目指しているのは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会であり、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる「共生社会」である。その実現のために、小学校教育では、一人一人の自分らしさを大切にしながら、夢や希望をもって「自立する力」を育むことが大切である。それとともに、互いに仲間として支え合いながら、よりよい社会を築いていこうとする「共生」の態度を養うことも重要である。

そこで、学校においては、障がいの有無に関わらず誰もが自立し互いに尊重し合える「共生社会」を築くために、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する必要がある。このような視点に立って、子ども一人一人の教育的ニーズを把握するとともに、能力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服できるような指導及び支援を行うことが、一人一人の自尊感情を高め、「自立する力」を育む上で大変重要である。

また、子どもたちには、障がいの有無に関わらず、多様な人々が協働しながら支え合って生きていく「共生社会」の創り手となっていくことが求められている。

そこで、学校においては、障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流及び共同学習等の更なる拡充を図ることや、そのために必要な特別支援教育についての教職員の理解促進と専門性の向上を図ること、特別支援教育についての児童、保護者及び地域への理解啓発を促していくことなどが期待される。

本分科会では、このような「自立と共生」の視点に立った社会づくりにおける特別支援教育の役割について共通認識に立ち、一体となって推進していく校内支援体制の確立や、家庭・地域・関係機関との連携を推進するための具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 子どもの自立や社会参加に向けた特別支援教育の推進

「共生社会」の実現のため、障がいの有無に関わらず、可能な限りともに活動しともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展している。特別な支援を必要とする児童数は年々増加傾向にあり、学校は、これまで以上に障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し適切な指導及び支援を行う必要がある。

校長は、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を図るとともに、医療機関や関係機関等との連携を強化し、障がいの有無に関わらず、全ての子どもたちが、その能力を十分に発揮できる学習環境の整備に努める必要がある。

このような視点に立ち、子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 共に生きる社会の実現に向けた資質・能力を育む教育の推進

現代においては、子ども一人一人が障がいの有無に関わらず、自分のよさや可能性をしっかりと認識するとともに、他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら共に生きる「共生社会」の創り手となることが求められている。

校長は、教職員に対して、特別支援教育の目的や意義等の理解促進と専門性の向上を図るとともに、児童、保護者及び地域への理解啓発に取り組むことが必要である。そのために、「障がい者理解教育」や「心のバリアフリーのための交流及び共同学習」等について、リーダーシップを発揮して積極的に取り組むことが重要である。

このような視点に立ち、「共生社会」の実現に向けた他者と共生し協働する資質・能力を育ていく上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第12分科会 「自立と共生」

研究課題 「自立と共生の実現に向けた教育活動の推進と校長の在り方」

1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

LD、ADHD、高機能自閉症も含めて障がいのある児童生徒に対して、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要である。小学校において通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の子どもに対する理解や指導及び支援に努めてきている。「校内委員会設置」「特別支援教育コーディネーターの指名」といった基礎的な支援体制はほぼ整備されており、さらに、「個別の指導計画の作成」「個別の教育支援計画の作成」についても着実に取組が進んだことで、連続性のある一貫した教育支援体制の充実が図られてきている。さらに、28年4月からは、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用を受け、学校現場では合理的配慮が求められるようになり、保護者を含め関係機関との一層の連携が必要不可欠となっている。

また、障がいのある児童生徒のニーズは教育、福祉、医療等様々な観点から生じるものである。これらのニーズに対応した施策はそれぞれ独自に展開できるものもあるが、類似しているもの、または密接不可分なものも少なくない。したがって、教育という側面から対応を考えるに当たっても、福祉、医療等の面からの対応の重要性も踏まえて、関係機関等の連携協力に十分配慮することが必要となる。また、福祉、医療等の面からの対応が行われるに当たっても、教育の立場から必要な支援・協力を行うことが重要である。

さらには、少子高齢化やグローバル化が進む現代社会において、一人一人の子どもが自分のよさや可能性を認識するとともに、様々な国籍や文化、考え方等をもったあらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な「共生社会」の創り手となることが求められている。そこで、互いを理解するためには、他者への共感や思いやりの心、相手の立場で物事を考える能力や態度を醸成することがとても重要である。

こうしたことから、特別支援教育や共生社会の実現に向けた資質・能力を育む教育の理念と基本的考え方が普及・定着することは、学校教育だけでなく、よりよい社会を築いていく上で、積極的な意義を有するものである。

我が国が目指すべき社会は、性別や国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会であり、国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、多様な生き方を自らの意思で選択することのできる社会である。その実現のため、学校教育は、障がい者の自立と社会参加を見通した取組や多様な他者と共生し協働する資質・能力を育む取組によって、重要な役割を果たすことが求められる。その意味で、特別支援教育や共生社会の実現に向けた資質・能力を育む教育の理念や基本的考え方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有されることを目指すべきである。

校長は、家庭・地域・関係機関等との連携を深め、ノーマライゼーションの理念と具現化の方策を普及、浸透すると共に、子どもの発達や障がい等についての理解を広げ、子どもや保護者に温かく寄り添い、子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育を推進するとともに、共生社会の実現に向けた資質・能力を育む教育の推進に向けて、強くリーダーシップを発揮することが求められている。

2 「研究課題」を究明する視点

(1) 子どもの自立や社会参加に向けた特別支援教育の推進

- ・特別支援教育の校内支援体制の整備と関係機関等の連携の在り方
- ・特別支援教育の推進を目指す教職員の意識改革と専門性の向上

(2) 共に生きる社会の実現に向けた資質・能力を育む教育の推進

- ・多様な他者と共生し協働する資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの確立
- ・「共生社会」の創り手となる子どもを育むための家庭・地域への理解啓発及び連携の在り方

3 分科会の方向性と研究視点に関する資料

**幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の
学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）
中央教育審議会 平成 28 年 12 月 21 日**

第 1 部 第 8 章 子供一人一人の発達をどのように支援するか

5. 教育課程全体を通じたインクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育

- 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、子供たちの自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、子供たちの十分な学びを確保し、一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。
- その際、小・中学校と特別支援学校との間での柔軟な転学や、中学校から特別支援学校高等部への進学などの可能性も含め、教育課程の連続性を十分に考慮し、子供の障害の状態や発達の段階に応じた組織的・継続的な指導や支援を可能としていくことが必要である。
- そのためには、特別支援教育に関する教育課程の枠組みを、全ての教職員が理解できるよう、小・中・高等学校の各学習指導要領の総則において、通級による指導や特別支援学級（小・中学校のみ）における教育課程編成の基本的な考え方を示していくことが求められる。また、幼・小・中・高等学校の通常の学級においても、発達障害を含む障害のある子供が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示していくことが必要である。
- また、通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することが適当である。
- 障害者理解や交流及び共同学習については、グローバル化など社会の急激な変化の中で、多様な人々が共に生きる社会の実現を目指し、一人一人が、多様性を尊重し、協働して生活していくことができるよう、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」と関連付けながら、学校の教育活動全体での一層の推進を図ることが求められる。さらに、学校の教育課程上としての学習活動にとどまらず、地域社会との交流の中で、障害のある子供たちが地域社会の構成員であることをお互いが学ぶという、地域社会の中での交流及び共同学習の推進を図る必要がある。

小学校学習指導要領

文部科学省 平成29年 3 月

小学校学習指導要領 総則 第 4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

- ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。
- イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。
 - (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

小学校学習指導要領解説 総則編

文部科学省 平成29年6月

小学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第4節 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への支援

(1) 障害のある児童などへの指導

そこで、校長は、特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める必要がある。その際、各学校において、児童の障害の状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

こうした点を踏まえ、各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、個に応じた指導内容や指導方法を計画的に検討し実施することが大切である。

さらに、障害のある児童などの指導に当たっては、担任を含む全ての教師間において、個々の児童に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要がある。また、集団指導において、障害のある児童など一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の児童に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切である。

なお、今回の改訂では、総則のほか、各教科等においても、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に当該教科等の指導における障害のある児童などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定されたことに留意する必要がある。

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する 教育支援体制整備ガイドライン

文部科学省 平成29年3月

第3部 学校用

○校長（園長を含む）用

<チームとしての学校全体で行う特別な支援>

平成27年12月21日に中央教育審議会が取りまとめた「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」によると、今後の学校は、

① 個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げること。

② 生徒指導や特別支援教育等の充実を図るため、学校や教員が、心理や福祉等の専門家や専門機関と連携・分担する体制を整備・強化すること。

が求められており、「チームとしての学校」の体制を整備することで、教育活動を充実していくことが期待されています。

特別支援教育は、かねてから教育上特別の支援を必要とする児童等に対して、学校全体で行う支援体制の構築を目指しており、今後、「チームとしての学校」の体制を整備するに当たっても、特別支援教育の視点を効果的に生かした学校経営が求められています。

1. 特別支援教育を柱とした学校経営 校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、学校経営の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた学校内での教育支援体制の整備を推進します。

（1）校長のリーダーシップと学校経営

特別支援教育の全校的な教育支援体制を確立するためには、校長がリーダーシップを発揮し、校長自身が特別支援教育に関する理解を深めていく必要があります。

そのため、教育委員会等が実施する特別支援教育に関する研修に積極的に参加したり、校長会等での情報交換を活発に行ったりすることによって、特別支援教育に関する最新の情報を得るなど、常に認識を新たにしていく必要があります。

特別支援教育に学校組織全体として取り組むためには、校長が作成する学校経営計画（学校経営方針）の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた基本的な考え方や方針を示すことが必要です。

学校経営上、校長が念頭におくべき事項として、次のような内容が考えられます。

- 特別支援教育を学校全体として行うために必要な体制の構築（組織対応）
- 特別支援教育に関する教員の専門性の向上（資質向上）
- 特別支援教育についての児童等、保護者及び地域への理解啓発（理解推進）
- 特別支援教育に関する外部の専門機関等との連携の推進（外部連携）

（2）学校内での教育支援体制の構築・運営

学校内での教育支援体制を確立するために、校長は次のような体制を構築し、効果的な運営に努めます。

- 校内委員会を設置して、児童等の実態把握を行い、学校全体で支援する体制を整備する。
- 特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付ける。
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に努め、管理する。
- 全ての教職員に対して、特別支援教育に関する校内研修を実施したり、校外での研修に参加させたりすることにより、専門性の向上に努める。通級担当教員、特別支援学級担任については、特別支援学校教諭免許状を未取得の教員に対して取得を促進するなど育成を図りつつ、特別支援教育に関する専門的な知識を特に有する教員を充てるよう努める。
- 教員以外の専門スタッフの活用を行い、学校全体としての専門性を確保する。
- 児童等に対する合理的配慮の提供について、合意形成に向けた本人・保護者との建設的対話を丁寧に行い、組織的に対応するための校内体制を整備する。

（3）学校内での教育支援体制についての児童等・保護者や地域への周知

特別支援教育を推進するために、特別支援教育の対象となる児童等や保護者、周囲の児童等や保護者に対しても、特別支援教育についての正しい理解及び学校内での教育支援体制を広めていくことが重要です。

例えば、次のようなあらゆる機会をとらえて理解の推進を図る必要があります。

- 学校経営計画（学校経営方針）のホームページへの掲載等。
- 児童等向けには、儀式的行事での挨拶、全校朝会での講話等。
- 保護者向けには、学校だよりやPTA総会、研修会等での挨拶等。
- 地域向けには、学校評議員・学校運営協議会・学校関係者評価委員会への教育方針や教育状況の説明等。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申素案）

中央教育審議会 令和2年12月4日

4. 新時代の特別支援教育の在り方について

（1）基本的な考え方

- 特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- 一方で、少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正62等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加しているなど、特別支援教育を巡る状況が変化している。また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休業により特別支援学校を始めとする学校が障害のある子供にとってのセーフティネットとしての役割を果たすなど、社会全体で特別支援教育が果たしている機能や役割等が再認識されるとともに、特別支援学校等だけでその全ての期待に応えることの難しさなど、今後の課題も明らかになりつつある。
- また、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場第4章 初等中等教育の充実の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

関係閣僚会議 平成29年2月

I. 基本的考え方

1. 我々の目指す共生社会（東京2020パラリンピック開催を契機として）

我々は、障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現することを目指している。この共生社会は、様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障害のある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会である。

V 教育課題**第13分科会 社会との連携・協働****研究課題 家庭や地域等との連携・協働と学校段階等間の
接続・連携の推進と校長の在り方****分科会の趣旨**

先行きが不透明で、見通すことが難しい現代社会において、子どもたちを取り巻く課題はますます複雑化の様相を呈している。

それらの課題を解決し、子どもたちの望ましい成長を促すためには、学校と家庭・地域が一体となって取組を推進していく必要がある。しかし、地域コミュニティの弱体化に加え、つながりや支え合いの希薄化などにより、本来あるべき地域の教育力が低下してきている。また、子どもの貧困や子育てに不安をもつ保護者の増加など、家庭環境も大きく変化している。そのため、規範意識や他者とのコミュニケーション力が十分に育たず、いじめ等の問題行動の要因の一つになっている。

これらの課題は、学校現場のみならず社会総がかりで対応する必要がある。望ましい子どもの育成及び、生徒指導上の課題へ対応するために、学校と家庭・地域等とが一体となった地域基盤を再構築する取組が求められている。

また、「小1プロブレム」「中1ギャップ」と呼ばれる学校段階等間の接続上の課題も依然として存在する。子どもたちが入学時にうまく学校に適応できるようにするために、また、長いスパン、同じベクトルで子どもたちの成長を積み上げていくために、学校段階等間の連携をより一層推進する必要がある。

校長は、連携及び協働の意義と役割を自覚し、地域の核としての学校の在り方を学校運営の基盤に位置付け、リーダーシップを発揮しながら、地域とともにある学校づくりや、学校段階等間のより円滑な接続・連携、そしてそれらに伴う教育環境づくりを推進していく必要がある。

本分科会では、校長のリーダーシップの下、子ども一人一人の将来を見据え、家庭・地域等との連携・協働や学校段階等間の円滑な接続・連携を推進するための具体的な方策と成果を明らかにする。

研究の視点**(1) 家庭や地域等と連携・協働を深め、創意ある教育活動を展開する学校づくりの推進**

これまでも学校は、教育資源を有効に活用しながら充実した教育活動を展開し、「社会に開かれた学校」づくりに取り組んできた。複雑化・多様化する子どもたちを取り巻く課題を解決していくためには、地域社会と連携を深め、学校内外での児童の生活の充実と活性化を図ることが必要である。そのためには、その地域の特色を生かし、継続的、双方向的な連携・協働を推進して、それぞれの教育機能が確実に発揮できるよう、その中心的な役割を果たすことが求められている。

校長は、学校と家庭・地域等と目標やビジョンを共有しながら教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に取り組むことができるよう連携・協働を推進させていく必要がある。

このような視点に立ち、家庭や地域等と連携・協働を深め、創意ある教育活動を展開する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 成長の連続性を生かした学校段階等間の接続・連携の推進

子どもたちの成長は、それぞれの校種で完結させるのではなく、常に成長の積み上げを図っていかなければならない。

そのためには、幼・保・小・中が連続性を踏まえた「切れ目なく、線につながる」ような教育活動が必要になる。それぞれの相互理解と、成長を連続させるための具体的な取組を推進することで「小1プロブレム」「中1ギャップ」といった課題も解決されていく。校長は、中・長期的な展望に立ち、子どもたちが各学校段階において、自身の能力を十分に発揮できるように、円滑な接続・連携をより一層推進しなければならない。

このような視点に立ち、学校段階等間の成長の連続性を重視し、円滑な接続・連携を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第13分科会 「社会との連携・協働」

研究課題 「家庭や地域等との連携・協働と学校段階等間の接続・連携の推進と校長の在り方」

1. 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

超スマート社会(Society5.0)の到来、予測不可能という表現を耳にする。そのような新しい社会を創造的、自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を子どもたちに育むためには、「社会に開かれた教育課程」を実現し、教育環境や指導体制を充実させるとともに、家庭や地域等との連携・協働を進めていくことが求められる。

学習指導要領総則編においては、中教審の答申内容を引用し、次のような表記がある。

「中央教育審議会答申においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む『社会に開かれた教育課程』の実現を目指し……。」

ここにみられるキーワードは、連携・協働、「社会に開かれた教育課程」である。

さらに、この答申においては、教員改革、学校の組織運営改革、地域からの学校改革・地方創生の3点を改革の柱として答申に盛り込んでいる。

教員改革については、国、教育委員会、学校、大学等が目標を共有してお互い連携しながら、学習指導要領に沿って、教員に求められる力を効果的に育成できるよう、教員に求められる能力を明確化する教員育成指標や研修方針の策定などを示している。

学校の組織運営改革については、複雑化・多様化する学校課題への対応や、子どもたちに必要な資質・能力を育成するための教職員の指導体制の充実に加え、地域と一緒に子どもたちの課題解決を図ることができるような教職員を育てる研修の充実や校内組織づくりを求めている。さらに学校のマネジメント機能の強化を図るとともに、学校の教育力・組織力を向上させ、学校が多様な人々とのつながりを保ちながら学ぶことのできる場となるようにしていくことを示している。

地域からの学校改革・地方創生については、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む『地域とともにある学校』への転換を図るため、全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなることを目指して取組を一層推進・加速するとともに、次代の郷土を創る人材、学校を核としたまちづくり、地域で家庭を支援し子育てできる環境づくり、学び合いを通じた社会的包摂という方向を目指して取組を進めることにより、学校と地域との組織的・継続的な連携・協働体制を確立していくことを示している。

また、28年8月に提示された中教審審議のまとめの中では、様々な生徒指導上の課題が早期化し、中学校からではなく、小学校高学年からの対応が必要になっているという指摘もあり、生徒指導上の課題について小と中が連携し、義務教育の9年間で子どもたちの望ましい成長を促すことの必要性も述べられている。また、幼保小接続に関しては、小学校入学当初、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的に弾力的指導を行うようにと学習指導要領総則編で述べられている。

これらは、「社会に開かれた教育課程」の実現を中心に据えて、一体的な改革を進めるものであり、今後、その進展と軌を一にしながら教育課程の改善を進めていく必要がある。

2 「研究課題」を究明する視点

(1) 家庭や地域等と連携・協働を深め、創意ある教育活動を展開する学校づくりの推進

- ・地域と連携する教育活動の構築と校長の在り方
- ・学校、家庭、地域をつなぐ体制の創造と校長の在り方

(2) 成長の連続性を生かした学校段階等間の接続・連携の推進

- ・学校段階等間の望ましい接続・連携の推進と校長の在り方
- ・成長の連続性を生かす接続・連携の推進と校長の在り方

3.社会全体で子供たちの学びを支援する取組の推進

(1) 地域と学校の連携・協働のための仕組み

社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、学校は、地域社会の中でその役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要です。学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、これからの学校は、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを保護者や地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があります。また、地域においても、学校と連携・協働してより多くの地域住民等が子供たちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが重要です。このため、文部科学省では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入を推進しており、全ての公立学校に学校運営協議会が設置されることを目指しています。また、「社会教育法」に基づき、幅広い地域住民等の参画により地域全体で子供たちの学びや成長を支える様々な活動である「地域学校協働活動」を推進しており、全ての小中学校区において地域学校協働活動が実施されることを目指しています。新学習指導要領の理念である、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けては、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、学校が保護者や地域住民等と教育課程に関する情報や課題・目標を共有するとともに、学校教育を学校内に閉じずに、地域の人的・物的資源を活用しながら授業等を実施するといったことが可能となります。実施後は活動の振り返りや評価を行い、次年度の教育課程や活動に反映させるといったPDCAサイクルを機能させることが重要です。また、学校運営協議会において保護者や地域住民等の理解と協力を得ながら、行事の見直しや必要な地域学校協働活動に関する協議を行うなど、学校における働き方改革に取り組む上でも重要な仕組みです。さらには、地域と学校をつなぐコーディネーターである「地域学校協働活動推進員」が学校運営協議会の委員となることで、協議の場である学校運営協議会と実働の場である地域学校協働活動が円滑に連携し、両者の機能を高め、学校と地域の更なる連携・協働が推進されるなどの相乗効果が期待されます。

目標（6）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

○ 地域の教育力向上地域の教育力向上、学校との連携・協働推進

- ・地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会制度を全ての公立学校において導入することを目指し、各地域における推進を担う人材の確保・育成等を通じて、コミュニティ・スクールの導入促進及び運営の充実を図る。
- ・地域と学校をつなぐ協働活動推進員の配置促や研修充実及び地域学校協働本部の整備等により、小中学校区における幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等参画を通じた学校協働活動全国的な推進を図る。その際、関係府省が連携し、放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や企業等の外部人材活用を促進する。
- ・児童生徒の地域行事やボランティア活動への参加や高校生らがビジネスの手法等を学び、地域の大人とともに地域課題を解決する取組を促進する。さらに、教師の担う重要な職責に対する社会における理解醸成を進める。

【「新しい時代の初等中等教育の在り方について」】 諮問の概要から

平成31年4月17日 文部科学大臣

- ◆ 今世紀は社会のあらゆる領域での活動の基盤となっている知識基盤社会と言われており、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things(IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが現在とは「非連続的」言えるほど劇的に変わるとされる、Society 5.0時代の到来が予想されています。
- ◆ このような急激な社会的変化が進む中で、子供たちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可

能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められており、それに対応し、学校教育も変化していかなければなりません。

- ◆ これからの時代学校はこれからの時代学校は教師を支援し教育の質を高めるツールとして情報通信技術（ICT）やAI等の先端技術を活用することにより、地理的制約を超えて多様な他者と協働的に学ぶことを可能としていく
- ◆ さらに、Society 5.0時代の教師には、ICT活用指導力を含む子供たちの学びの変化に応じた資質・能力が求められます。

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進
方策について（答申）

中央教育審議会 平成27年12月21日

第1章 教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性

第1節 ポイント

- ◆ 地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域社会の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘されている。また、子供たちの規範意識等に関する課題に加え、学校が抱える課題は複雑化・困難化している状況。
- ◆ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学習指導要領の改訂や、チームとしての学校の実現、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。
- ◆ これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要。

第2節 これからの学校と地域の連携・協働の在り方 ポイント

- ◆ これからの学校と地域の連携・協働の姿として、以下の姿を目指す。
 - 地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換
 - 地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」の構築
 - 学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」の推進
- ◆ 上記の姿を具現化していくためには、学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築が必要。

1. コミュニティ・スクールの仕組みの基本的方向性

（5）小中一貫教育への対応など学校間連携の推進の観点

地域ぐるみで子供たちの義務教育9年間の学びを支える仕組みとして、中学校区の複数の学校が連携した教育支援体制を構築することは重要であり、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを有機的に組み合わせて大きな成果を上げている例も見られる。これらの一体的な導入により、地域住民や保護者等と教職員とが、学校の教育目標や、学校・子供たちが抱える課題やその解決策等について9年間を見通して共有し、より広い地域からの組織的・継続的な学校支援体制を整えることが可能となる。特に、小中一貫教育をこれから導入しようという地域においては、導入前から関係の小学校・中学校について学校運営協議会を合同で設置し、学区の地域住民や保護者等の意向を反映させながら、新たなカリキュラムや学校施設の在り方等を具体的に構想していく工夫も考えられる。

第3章 地域の教育力の向上と地域における学校との協働体制の在り方

第1節 地域における学校との連携・協働の意義 ポイント

- ◆ 厳しい教育環境の中、子供を軸として、次代を担う子供たちの成長に向けての目標を共有し、地域社会と学校が協働して取り組むことが必要。

- ◆ 地域と学校が連携・協働することで、新しい人と人とのつながりも生まれ、地域の教育力の向上につながる。
 - ◆ 地域の教育力の向上は、地域の課題解決や地域振興、さらには、持続可能な地域社会の源となり、「生涯学習社会」の構築にも資する。
- 第3節 地域における学校との協働体制の今後の方向性 ポイント
- 「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ
- ◆ 地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育て、共に地域を創る。
 - ◆ 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として、その取組を積極的に推進。
 - ◆ 従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から総合化・ネットワーク化を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展。
 - ◆ 地域学校協働本部には、①コーディネート機能、②多様な活動、③持続的な活動の3要素が必須。
 - ◆ 地域学校協働本部の実施を通じて、教職員と地域住民等との信頼関係が醸成され、コミュニティ・スクールの導入につながっていく効果も期待される。
 - ◆ 地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部が、早期に全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す。

小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き

文部科学省 平成28年12月26日

第3章 基本的な導入手順とPDCAの推進

(1) 現状把握と課題の特定 (地域とともにある学校づくり)

小中一貫教育の導入に当たっては、保護者や地域住民の声を丁寧に聴き、共に新しい学校づくりを行うという姿勢が大切であり、地域住民等とビジョン・目標を共有し、地域一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換を図ることが重要です。このような観点から、例えば学校運営協議会や学校支援組織との定期会合等を通じて、地域住民とも教育上の課題を共有するとともに、地域の思いや願いを把握し、新たな学校づくりに生かしていくことが考えられます。

小中一貫教育の導入を契機として、地域住民や保護者との議論を積み上げ、協力体制を築くことが、より良い学校づくりにつながります。

第4章 指導の一貫性の確保

1. 基本的な考え方

- ・ 小中一貫教育の中核となるのは、義務教育9年間を見通し、系統性・連続性を確保した教育課程を編成・実施することです。
- ・ 第3章で述べたように、教職員の共通認識の下で、義務教育9年間を見通した学校教育の目標（中学校卒業時点での目指す子供像）をなるべく具体的に設定した上で、目標達成のための手段として、各教科等の系統性を重視した教育課程を編成し、各学年の年間指導計画として実施する必要があります。
- ・ その際には、それぞれ学校段階を超えたつながり（接続の円滑化）だけでなく、小学校段階内や中学校段階内での異なる学年のつながりも含め、9年間の系統性・連続性を重視して、取組を改善することが重要です。発達の段階に応じた縦のつながりと、各教科等の横のつながりを意識しながら教育課程全体を編成していくことが求められます。
- ・ また、各教科等の内容項目の指導以外にも、児童生徒の実態や課題を踏まえ、個々の学年・学級の指導計画レベルも含め、どのような取組を一貫させたり、発展的に継続させたりするかを検討することが求められます。小中一貫教育というと、相互乗り入れ指導や異学年交流、合同行事などがイメージされることが多いですが、それらは小中一貫教育の特長を生かした取組の一つに過ぎず、それらに取り組んだからといって、必ず成果を上げることができると思えるべきではありません。
- ・ このようにして義務教育9年間の一貫性を強めた教育活動を検討することにより、「これまで小学校と中学校はそれぞれ組織的・継続的な取組を行うことができていたのか」といった基本的な事柄について改めて確認

し、改善につなげることが可能となります。

- ・ 教育基本法では「学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない」とされており、小中一貫教育の取組は、こうした教育基本法の要請を小学校段階と中学校段階を一貫させて徹底するものであると位置づけることができます。
- ・ なお、教育活動を効果的に展開していく上では、個々の教員の創意工夫を推奨することが重要であることは言うまでもありません。このため、一貫性・継続性を強める取組を行う際は、全てを統一しようとするのではなく、児童生徒の実態を勘案し、どのような取組を一貫させ、継続させることが望ましいかを吟味した上で、共通認識を持って取り組むことが大切です。また、個々の教員の創意工夫を教職員集団で積極的に共有し、効果的な取組が校内に広がるような手立てを講じることや、それらの手立てを一貫教育の教育課程や指導計画に位置づけていくことも重要です。

小学校学習指導要領ならびに小学校学習指導要領解説 総則編

文部科学省 平成29年3月・6月

小学校学習指導要領 総則

1 改定の経緯及び基本方針

(1) 改定の経緯

…

中央教育審議会答申においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

……

(2) 改訂の基本方針

今回の改訂は中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

① 今回の改訂の基本的な考え方

ア 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

4 学校段階等間の接続

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

(2) 中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。